

# 蒲 郡 市 地 域 強 靱 化 計 画

令和3(2021)年6月





## 蒲郡市地域強靱化計画 目次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ .....	1
1-1 国土強靱化の理念等 .....	1
1-2 計画の策定趣旨 .....	2
1-3 計画の位置づけ .....	3
(1) 対象とする区域及び想定するリスク.....	3
(2) 基本計画等及び各種計画との調和等 .....	3
1-4 計画期間 .....	4
第2章 蒲郡市の地域特性等.....	5
2-1 蒲郡市の地域特性 .....	5
(1) 自然的特性.....	5
(2) 社会的特性.....	7
(3) 災害特性 .....	12
2-2 蒲郡市に影響を及ぼす大規模自然災害 .....	15
(1) 想定するリスクの考え方 .....	15
(2) 地震・津波災害 .....	15
(3) 高潮災害 .....	20
第3章 蒲郡市の強靱化の基本的な考え方 .....	23
3-1 蒲郡市の強靱化の基本目標 .....	23
3-2 地域強靱化と地域活性化の取組との調和 .....	23
3-3 蒲郡市の強靱化を進める上での留意事項.....	24
(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項 .....	24
(2) 効果的な施策の推進に係る事項 .....	24
第4章 蒲郡市の強靱化の現状と課題.....	26
4-1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 .....	26
4-2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定 .....	28
4-3 脆弱性評価の実施手順.....	28
4-4 脆弱性評価結果.....	28

第5章 推進すべき施策.....	29
5-1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針 .....	29
(1) 直接死を最大限防ぐ .....	29
(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する ..	42
(3) 必要不可欠な行政機能は確保する .....	58
(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する .....	62
(5) 経済活動を機能不全に陥らせない .....	64
(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる ..	68
(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない .....	73
(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	81
5-2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針 .....	87
<b>【個別施策分野】</b> .....	87
(1) 行政機能・消防 .....	87
(2) 住宅・都市 .....	94
(3) 保健医療・福祉 .....	98
(4) エネルギー .....	102
(5) 情報通信 .....	103
(6) 産業・経済 .....	106
(7) 交通・物流 .....	107
(8) 農林水産 .....	109
(9) 市域保全 .....	110
(10) 環境 .....	113
(11) 土地利用 .....	115
<b>【横断的分野】</b> .....	116
(1) リスクコミュニケーション.....	116
(2) 人材育成 .....	118
(3) 老朽化対策.....	119
(4) 研究開発 .....	122
(5) 産学官民・広域連携.....	123
5-3 強靱化施策の重点化 .....	125

第6章 計画推進の方策 .....	126
6-1 計画の推進体制 .....	126
6-2 計画の進捗管理 .....	126
6-3 計画の見直し.....	126
資 料 編.....	127
資料 1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 .....	127
資料 2 施策分野ごとの脆弱性評価結果 .....	154
資料 3 関連事業一覧.....	185
(1) 補助金関連事業〈道路事業等〉 .....	185
(2) 補助金関連事業〈その他事業〉 .....	185
(3) その他の事務事業一覧.....	186
資料 4 重要業績指標一覧 .....	190
別表 蒲郡市地域強靱化計画検討会議構成員名簿 .....	193

※「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や市の条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称等については、「害」の字を使用しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。



# 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

## 1-1 国土強靱化の理念等

- 平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災はこれまでの想定を超えた被害をもたらし、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を明らかにしました。また、近年集中豪雨の発生回数が増加し、台風が大型化するなど土砂災害の発生が懸念されています。近い将来の発生が確実視される南海トラフ地震への備えも喫緊の課題です。
- 国において、平成 25（2013）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。また、基本法に基づいて平成 26（2014）年 6 月に策定され、平成 30（2018）年 12 月に見直しが行われた国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、国土強靱化の理念と基本目標が明記されています。

### 国土強靱化の理念と基本目標

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返し、さいなまれてきた。そして、規模の大きな災害であればある程に、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきた。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なる。

大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。

東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくり、地域づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。

そして、この地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域、国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとする。

- 国の基本法第 4 条において、地方公共団体においては国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するものとされています。
- 愛知県は、平成 26（2014）年 3 月に策定した「あいちビジョン 2020」において、防災に係る政策の方向性を「災害から市民の生命・財産を守る強靱な県土づくり」と位置づけるとともに、平成 26（2014）年 12 月には、東日本大震災の教訓や新たな地震被害予測調査結果を踏まえて、今後の地震防災対策の行動計画となる「第 3 次あいち地震対策アクションプラン」を策定しました。
- 愛知県地域強靱化計画（以下「県計画」という。）は、こうした防災・減災対策の取組も念頭においたうえで、市民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして、今後の愛知県の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携の下、総合的、計画的に推進する指針として平成 27（2015）年 8 月に策定されました。その後、全国各地で発生した自然災害から得られた教訓、社会情勢の変化や平成 30（2018）年 12 月に変更された国の基本計画の内容などを踏まえ、令和 2（2020）年 3 月に計画の改訂を行いました。
- 本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、地震災害による著しい被害が発生することが懸念されています。また、市域が長い海岸線と三方を山で囲まれているため、台風による高潮、地震による津波、豪雨による土砂災害等の多様な災害による被害が予想されます。
- 本市では、行政・地域・事業者がそれぞれ主体となって、連携しながら防災・減災に取り組む社会を目指すため、各種ハザードマップ（「想定東海、東南海、東海・東南海、南海トラフ地震」平成 25（2013）年度、「内水」平成 28（2016）年度、「ため池」平成 29（2017）年度、「洪水・土砂災害」令和元（2019）年度、「津波」令和 2（2020）年度）を作成・公表したほか、平成 31（2019）年 3 月に蒲郡市役所災害対策業務継続計画を策定し、令和 3（2021）年 2 月には蒲郡市地域防災計画の修正を行っています。
- 国や県の動向を踏まえて、現在の取組をさらに推進し、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、より強くてしなやかな地域の構築を目指すため、本市の強靱化に関する指針となる蒲郡市地域強靱化計画（以下、「本計画」とする。）を策定します。

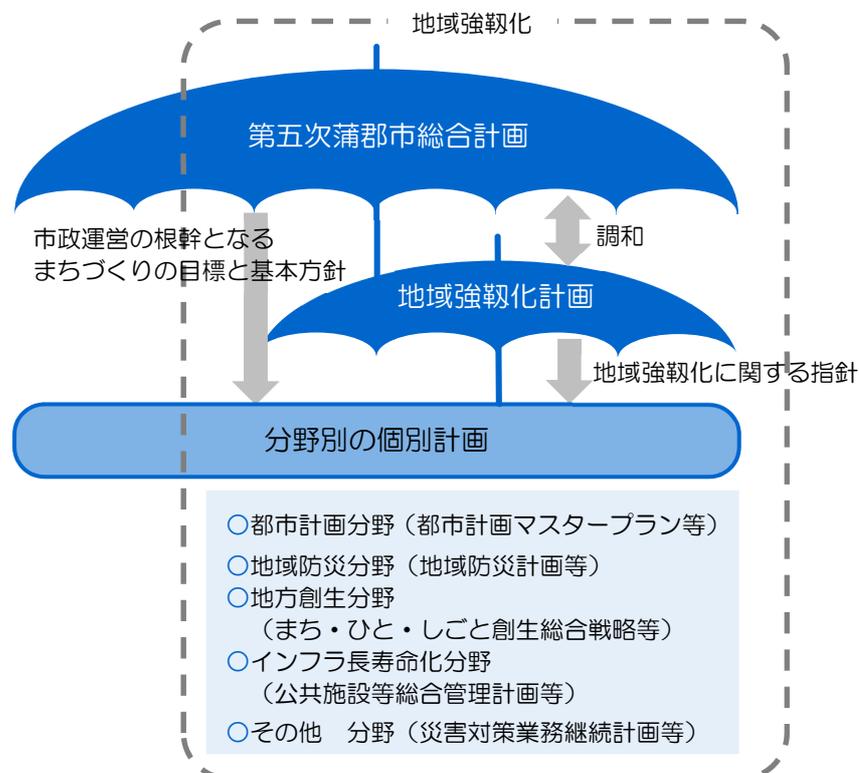
## 1-3 計画の位置づけ

### (1) 対象とする区域及び想定するリスク

- 本計画の対象区域は、蒲郡市全域とします。ただし、大規模地震等の広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、周辺自治体等との広域連携が必要となる状況が生じる可能性を鑑み、県や関係自治体等との連携・協力を考慮した取組とします。
- 本市に被害が生じる地震・津波、豪雨・台風（洪水・高潮等）、土砂災害、異常湧水等の大規模自然災害を、想定リスクの基本とします。

### (2) 基本計画等及び各種計画との調和等

- 本計画は、基本計画及び県内市町村の国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ、大規模自然災害に対する市域の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、地域強靱化の観点から本市における様々な分野の計画等の指針（アンブレラ計画）としての性格を有するものです。
- アンブレラ計画としての性格上、本計画は、蒲郡市総合計画との調和が不可欠であるとともに、都市計画分野、地域防災分野、地方創生分野、インフラ長寿命化分野、その他、各分野の計画に対して、国土強靱化に関する指針として位置づけられるものです。



アンブレラ計画としての蒲郡市地域強靱化計画の位置づけ

- 本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢に大きな変化がある場合は適宜見直しを行います。

## 第2章 蒲郡市の地域特性等

### 2-1 蒲郡市の地域特性

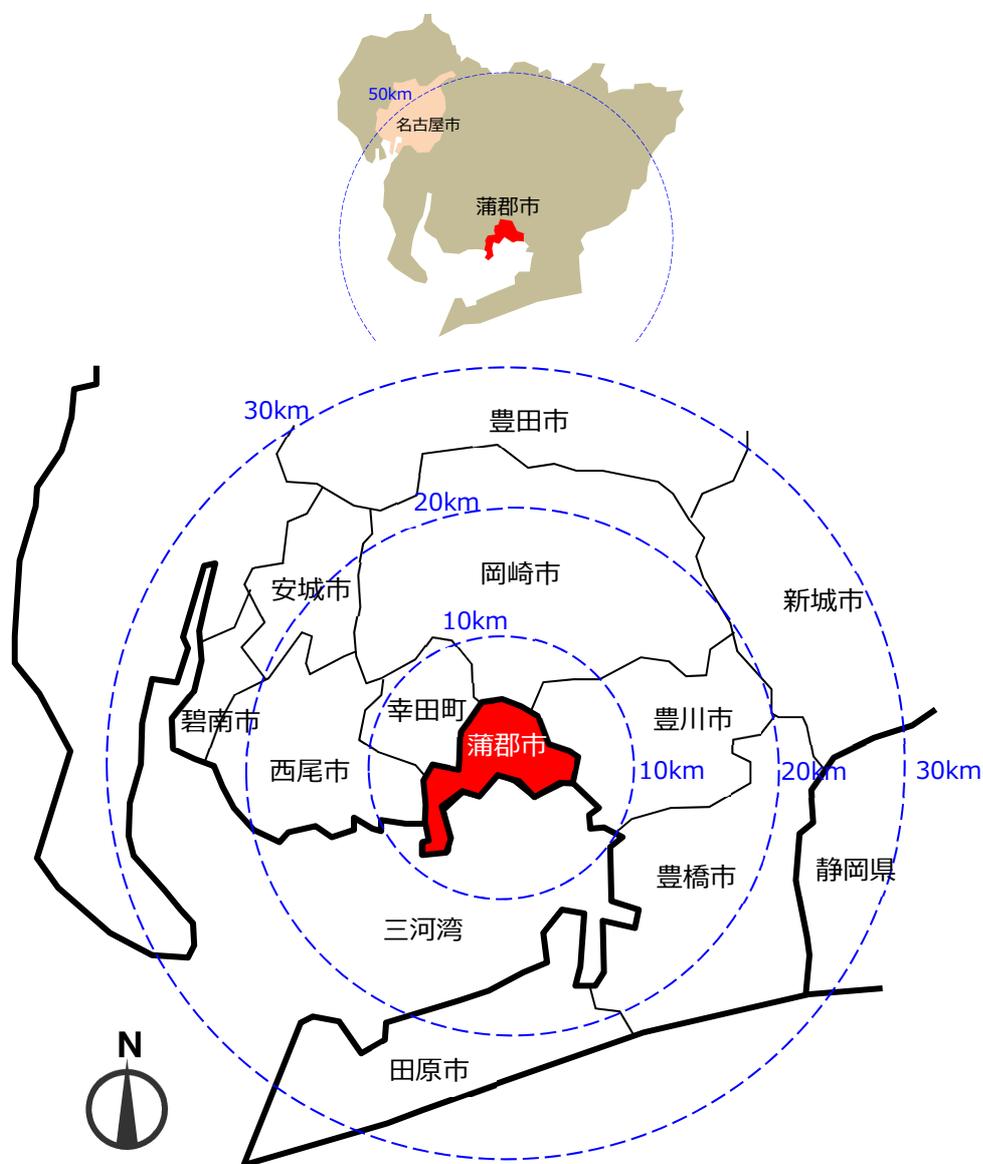
#### (1) 自然的特性

##### ① 位置及び面積

- 本市は愛知県の南東部、名古屋から約 50 kmの距離にあって名古屋大都市圏の一翼を成しており、北は岡崎市、東は豊川市、西は幸田町・西尾市とそれぞれ隣接しています。

本市は大都市圏の中では海・山の自然が豊かで、三河湾沿岸に快適に暮らすことができる市街地を形成するとともに、古くから港が開け、海の玄関口である三河港蒲郡地区を有しています。

このような恵まれた位置的条件や自然を背景として、産業面については農林漁業から工業、商業、観光までの多様な事業が営まれているという特徴があります。



蒲郡市の位置図

## ② 地形

- 本市の地形は、北と東西の三方を山と丘陵部に囲まれ、南側は三河湾に面した自然環境豊かな地形となっており、三河湾国定公園の中心地となっています。また、本市は知多半島と渥美半島に囲まれた三河湾の奥に位置しています。
- 本市の河川は、41 河川、延長約 58.4km（二級河川 8.6km、準用河川 19.2km、普通河川 30.6km）となっています。平成 30（2018）年 9 月の河川改良の状況は改良済延長約 53.4km で、改良率 91%に達しています。  
また、本市の海岸は、総延長約 28 kmで、護岸整備はほぼ 100%完了しています。

## ③ 気象

- 本市の気候は、南を三河湾に面しているため内陸地域に比べて冬は温暖で、気温の年格差が小さいという特色があります。年間の天候別日数は、快晴または晴天が 50～60%、曇天 30%前後、残りが雨天で、雪の日はほとんどなく、大変生活しやすい気候条件です。

### 〔気温〕

- 本市の平均気温は、冬季においても摂氏零度を下ることがなく比較的温暖であり、夏期においては 26℃から 28℃あたりで、通年で 15℃前後となります。

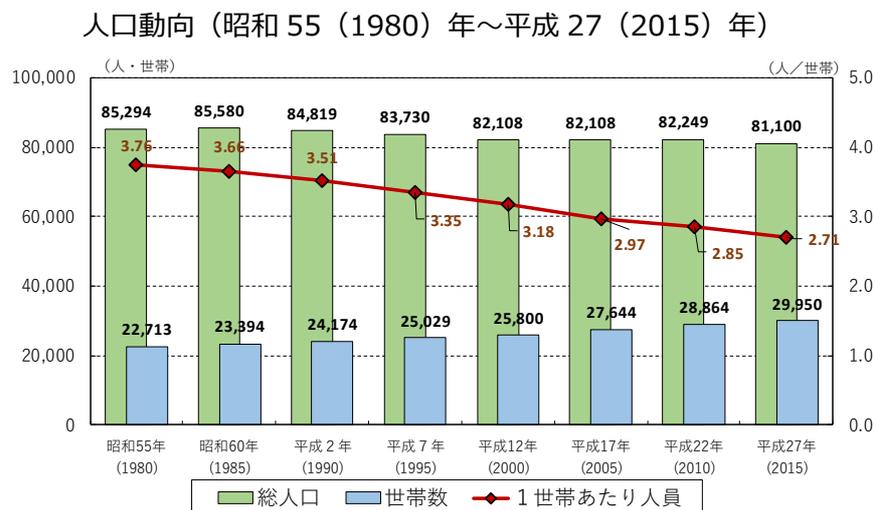
### 〔降水量〕

- 本市の降水量は、年平均 1,500mm前後で、冬季においては月平均 100mm以下となり、梅雨期と台風シーズンに月平均 200mmを超えています。昭和 37（1962）年 7 月 27 日に日最大降水量 221mmを記録した後、平成 20（2008）年 8 月 29 日に 236mmで更新していますが、局地的集中豪雨による災害は比較的少なくなっています。

## (2) 社会的特性

### ① 人口及び世帯数

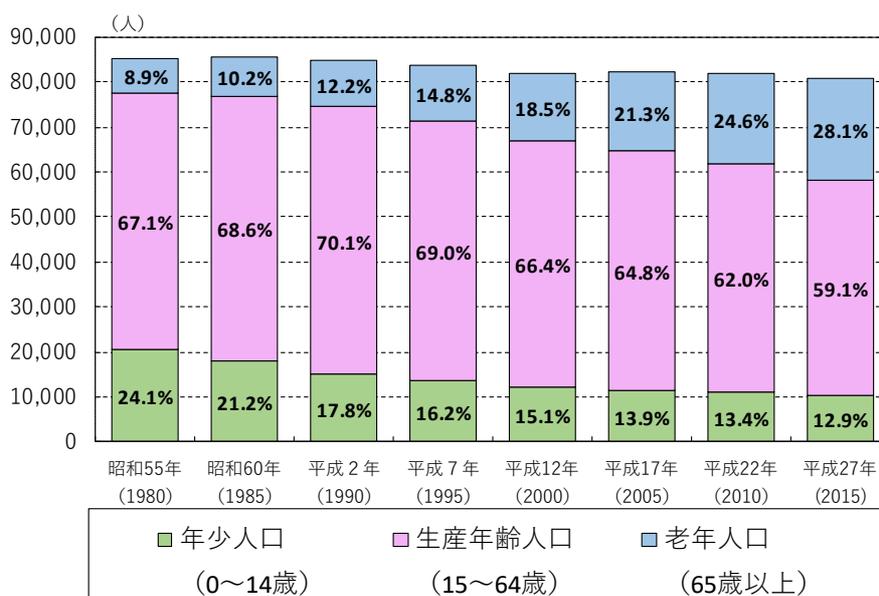
- 本市の人口は昭和 60（1985）年をピークに緩やかに減少している一方で世帯数は増加しており、平成 27（2015）年で 81,100 人、29,950 世帯となっています。



資料：国勢調査

- 年齢3区分別人口を昭和 55（1980）年から見ると、老年人口割合の上昇と年少人口割合の低下がみられ、少子高齢化が進んでいます。平成 12（2000）年に老年人口が年少人口を上回り、平成 27（2015）年の老年人口比は 28.1%、年少人口比は 12.9%となっています。

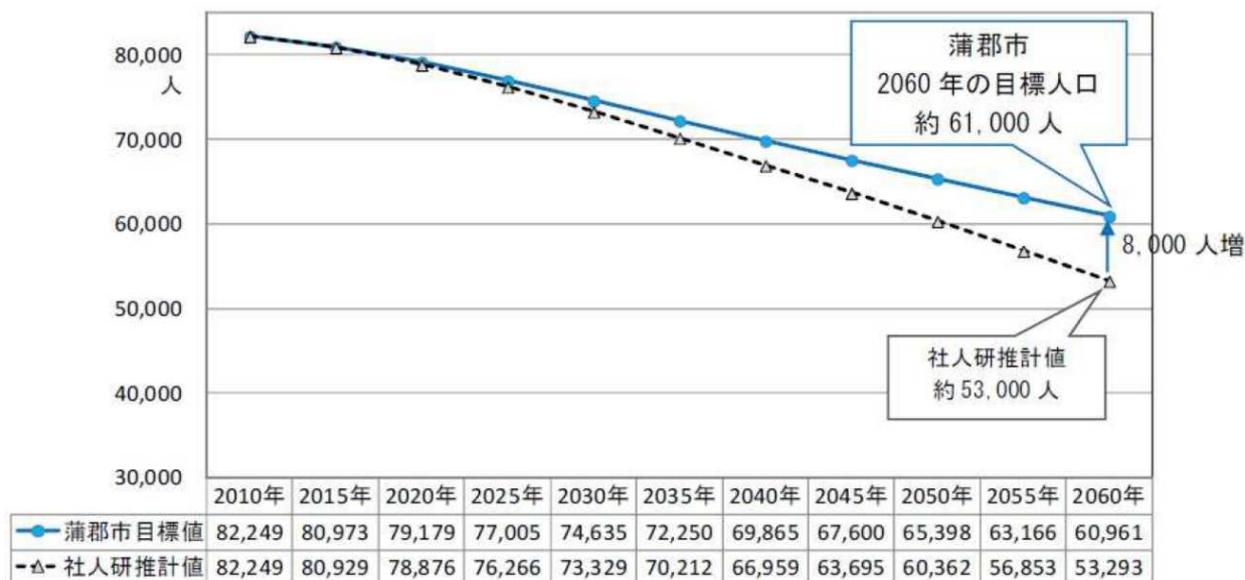
### 年齢3区分別人口の推移



(注) 年齢不詳を除いて算出した値 資料：国勢調査

- 蒲郡市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成 28（2016）年 3 月）によると、本市の将来人口は令和 42（2060）年時点の国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計値では 53,000 人まで減少するところを、合計特殊出生率の上昇、定住人口の増加を図り、目標人口を 61,000 人と定めています。

人口の将来見通し



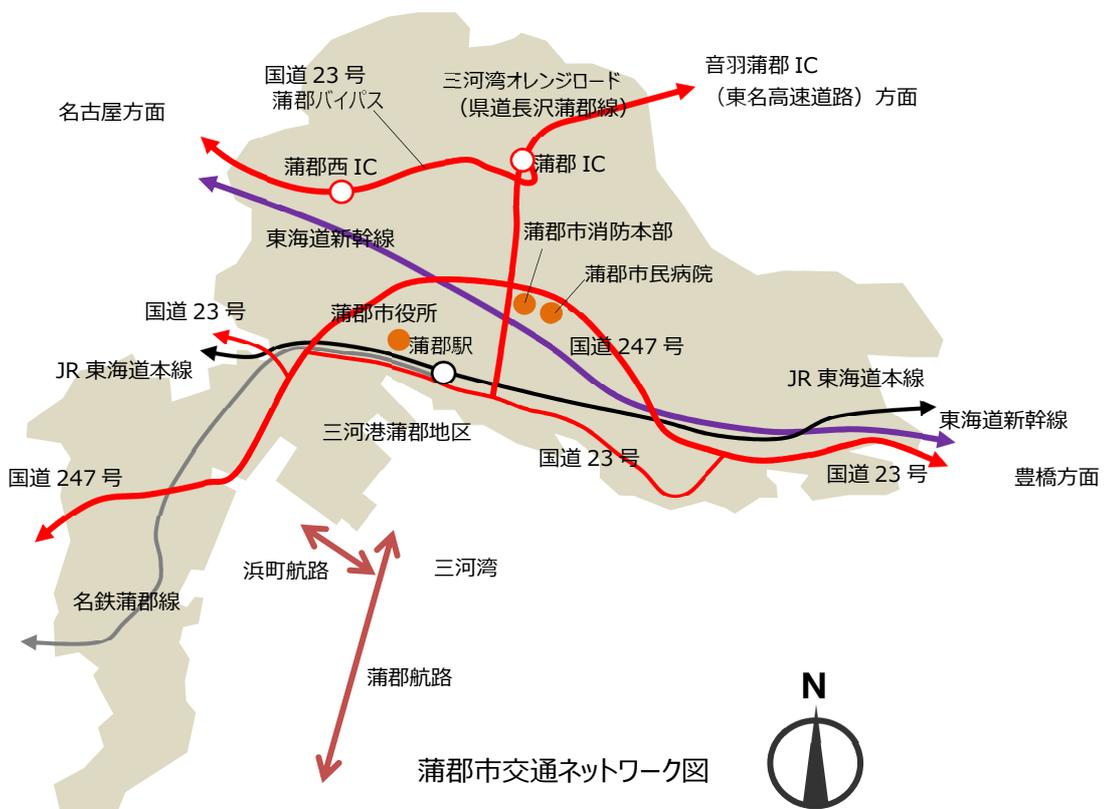
## ② 産業

- 本市では、温暖な気候を生かした施設園芸が盛んであり、特にみかんの生産が有名で、ハウスみかんについては全国有数の生産量を誇ります。それと同時に、海や温泉などの独自の資源を活用した観光産業も、古くから本市の発展を支えてきました。
- 本市は織物・繊維ロープ製造業が発展し、昭和 40 年代には工業製造出荷額のうち 80%近くを占めていました。その後は繊維関連の比率も低下しましたが、繊維ロープ製造においては日本でも有数の生産量を誇っています。
- 本市では自動車関連の製造業、水産加工業をはじめとする食料品製造業の集積が高くなっていくほか、眼科用医療機器、光学機器、界面活性剤の製造や人工歯、培養皮膚・軟骨の製造や研究を進める最先端企業が立地しています。

### ③ 交通ネットワーク

- 本市は、名古屋を中心とする大都市圏の南東部に位置しており、JR 蒲郡駅から JR 名古屋駅までは約 40 分と至便となっています。さらに、国道 23 号や国道 247 号等の幹線道路で周辺都市と結ばれ、東三河の中心都市である豊橋市にも近い位置にあります。また、東名高速道路の音羽蒲郡インターチェンジまで三河湾オレンジロード（県道長沢蒲郡線）で直結されており、伊勢湾岸自動車道の整備により中部国際空港へのアクセスが良好になっています。

更に海上交通ネットワークとして、蒲郡ふ頭や浜町ふ頭の航路となる蒲郡航路（延長 7,950m、幅員 250m、水深-11.0m）と浜町航路（延長 1,080m、幅員 210m、水深-10.0m）があります。



### ④ 土地利用

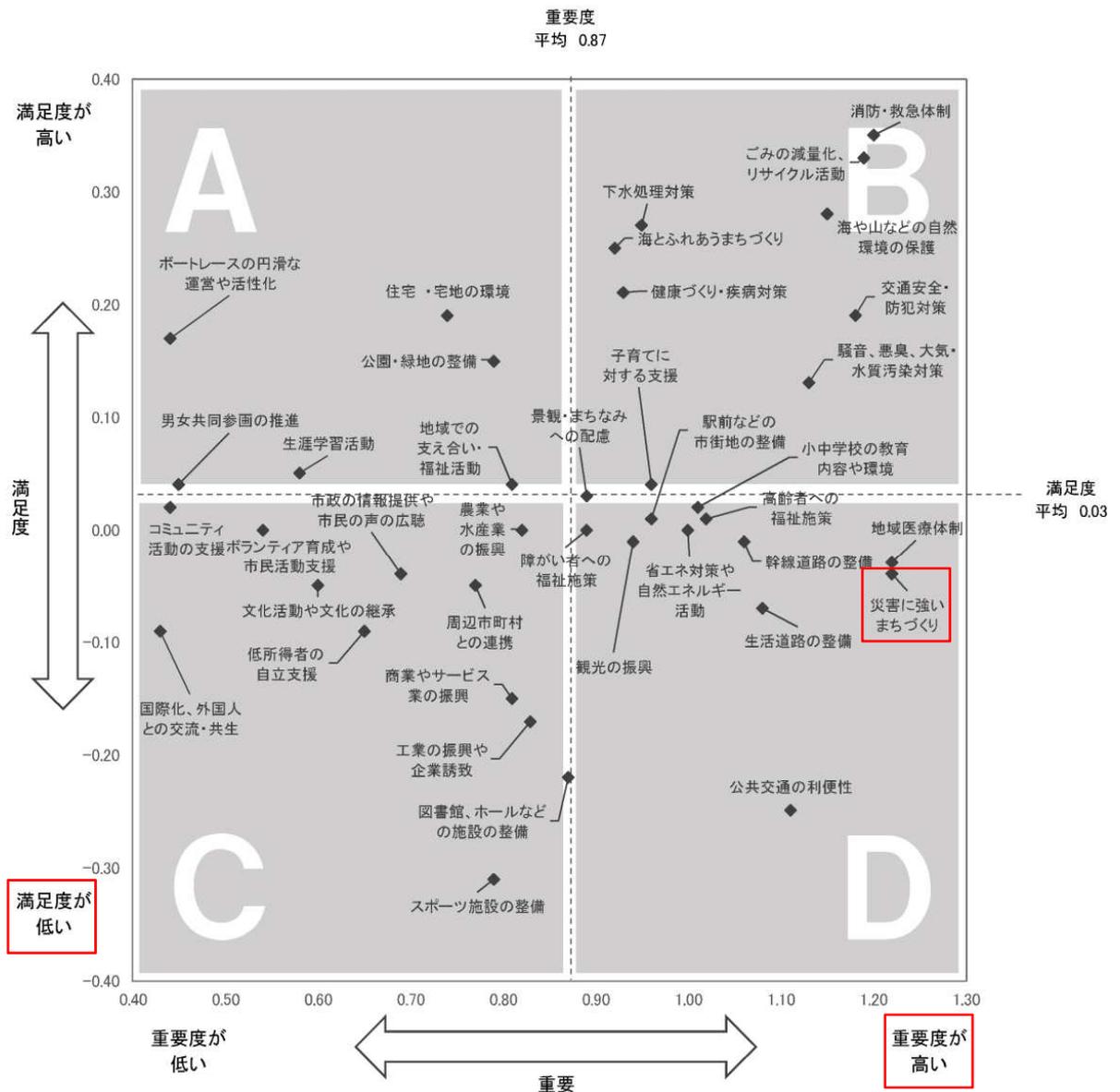
- 市域の総面積は 56.96 km<sup>2</sup>で、そのうち約 3 分の 1 を占める市街化区域については、近年、中高層建築物による土地の高度利用が進みつつありますが、三谷、蒲郡、形原、西浦の旧市街地は、再開発や土地区画整理が進まず、住工混在の様相を呈し、災害時における被害拡大の危険性をはらんでいます。
- 市街化調整区域は、柑橘園や施設園芸用地が山すそまで広がり、高度な畑地利用が進む一方、市街化区域との境界周辺はかなり市街化が進展してきています。

- 臨海部一帯は、明治以降の埋立地が多く、特に浜町、北浜地域等は、高度成長期以降に工業地域、住宅地域として造成され、海陽町はじめ海岸埋立てによる土地造成が行われました。

⑤ 市民アンケート

- 平成 30（2018）年 8 月に実施した市民意識調査（配布数 2,000 通、有効回答数 778 通、有効回収率 38.9%）で、「災害に強いまちづくり」は、施策に対する満足度が低く重要度が高い、重点的に取り組むべき課題であるという結果が示されています。

市民アンケート結果



- また、本市の魅力を高める方向としては、「住環境が整い暮らしやすい快適なまち」（42%）、「事故や災害、犯罪のない安全なまち」（36%）、「緑が豊かで海に親しめる自然環境と調和したまち」（24%）に回答が集まっています（複数回答）。

### (3) 災害特性

#### ① 風水害

- 本市が大きな被害を受けた風水害に明治 22（1889）年の台風災害があります。

愛知県では、死者 876 名、家屋倒壊 7,191 戸、破損 55,626 戸、流失 7,132 戸、浸水 31,730 戸などの大きな被害でした。

市内の被害は、合併前等の理由により正確な記録はありませんが、大塚村の記録に死者 14 名、全壊 16 戸等の被害が、形原村の記録に家屋流失 36 戸、全壊 55 戸等の被害が残っています。

- 戦後の大きな風水害としては、昭和 28（1953）年の 13 号台風と昭和 34（1959）年の伊勢湾台風の 2 つがあげられます。

その被害は主に高潮によるもので、被害状況は次のとおりです。

これら 2 つの台風による災害復興で護岸改修や建設、海面埋立てが実施され、その後、特に高潮災害による被害は出ていませんが、近年台風が大型化してきており安心できない状況にあります。

昭和 28（1953）年 13 号台風被害状況

町村名		大塚村	三谷町	蒲郡町	塩津村	形原町	西浦町	計	
人的被害	死者（人）				1	9		10	
	行方不明（人）								
	軽傷（人）	6	40	68	1	2		117	
	計（人）	6	40	68	2	11		127	
住家の被害	全壊	戸数（戸）	24	42	20	36	19	9	150
		人数（人）	114	235	94	158	76	61	738
	流出	戸数（戸）	36	42	42	56	13	6	195
		人数（人）	55	210	168	240	65	41	779
	半壊	戸数（戸）	53	292	480	71	120	25	1,041
		人数（人）	228	1,635	1,119	357	600	125	4,064
	床上浸水	戸数（戸）	79	909	1,150	89	200	104	2,531
		人数（人）	159	5,090	3,256	529	1,009	247	10,290
	床下浸水	戸数（戸）	7	300	778	70	370	107	1,632
		人数（人）	50	1,680	2,158	422	1,850	436	6,596
合計	戸数（戸）	199	1,585	2,470	322	722	251	5,549	
	人数（人）	606	8,850	6,795	1,706	3,600	910	22,467	
非住家の被害		134	110	362	652	84	11	1,353	
田畑	田	流失埋沈（町）	6	19	2		7.2		34.2
		冠水（町）	50	10.2	28	60	36	27	211.2
	畑	流失埋沈（町）	15	4.8			4		23.8
		冠水（町）	23	0.7	25	塩田 22 25	7		塩田 22 80.7
	計		94	34.7	55	塩田 22 85	54.2	27	塩田 22 349.9
道路決壊（箇所）		5	3	5	2	1	7	23	
延長（m）		100	1,148	1,500	270	630	800	4,448	
橋梁流失（箇所）		10	7	5	4	1	3	30	
堤防決壊（箇所）		6	5	11	13	8	19	62	
延長（m）		1,820	490	4,200	2,992	830	800	11,132	
船舶被害（件）		36	58	6	7	43	82	232	

資料：宝飯郡地方事務所調査

昭和 34 (1959) 年 伊勢湾台風被害状況

種類 市町	人的被害					住家の被害						非住家 被害	当時の 人口
	死者	行方不明	重傷	軽傷	計	全壊	流出	半壊	床上浸水	床下浸水	計		
蒲郡市	2	—	5	361	368	197	52	493	1,625	562	2,929	1,693	53,823
形原町	2	—	4	69	75	37	4	141	182	68	432	216	12,546
西浦町	1	—	2	3	6	61	—	185	7	29	282	147	6,637
計	5	—	11	433	449	295	56	819	1,814	659	3,643	2,056	73,011

資料：伊勢湾台風災害復興計画書

② 海溝型地震

過去に本市に被害または影響を与えた海溝型の大地震は、以下に示すとおりです。

〔宝永 4 (1707) 年 宝永地震 M8.4 震度 7~6 死者 1,700 人以上〕

愛知県では全域で被害を受けましたが、渥美郡、吉田（現豊橋市）の被害が大きく、津波も来襲し渥美表浜で 6~7m にもなりました。

〔安政元 (1854) 年 安政地震 M 8.4 震度 6~5 死者 600 余人〕

三河地方一帯に多数の家屋倒壊があり、津波も来襲し渥美表浜で 8~10m、知多半島西岸で 2~4m になり、西浦村でも津波の被害を受け、住民は屋外に小屋を建てて寝たことが記録されています。

〔昭和 19 (1944) 年 東南海地震 M 7.9 震度 6~5 (一部で震度 7) 死者・行方不明者 1,223 人〕

愛知県の被害は、死者・行方不明者 438 人、負傷者 1,148 人、全壊家屋 16,532 棟、半壊家屋 35,298 棟で、他県に比べて最大でした。小津波も発生（波高 1 m 内外）し、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害がありました。

本市の被害は、西浦町で数軒の家屋倒壊がありましたが、形原町では半壊 10 戸、非住宅の倒壊 28 戸でした。

### ③ 内陸型地震

過去に本市に被害または影響を与えた内陸型の大地震は、以下に示すとおりです。

〔天正 13 (1586) 年 天正地震 M 7.8 震度 7 死者 5,500 人以上〕

この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では震度 7 で大被害を受けました。

津波の波高は 2~4m、三河部の震度は 5~6 でした。

〔明治 24 (1891) 年 濃尾地震 M 8.1 震度 7~6 死者 7,885 人〕

愛知県の被害は、死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊家屋 85,511 棟、半壊家屋 55,655 棟で、愛知県の地震災害史上最大の被害を受けた地震です。

本市でもたびたび有感地震があり、地震のあとも余震が続き、幾度も屋外で寝たということが伝えられています。

〔昭和 20 (1945) 年 三河地震 M 7.1 震度 6~7 死者 2,306 人〕

この地震は、渥美湾北岸を震源地とした深溝断層によるもので、有感半径 690 kmと範囲が狭く、被害も三河湾沿岸に限られた局地的地震でした。

被害はすべて愛知県内のもので、死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊家屋 16,408 棟、半壊家屋 31,679 棟でした。

震度は、西三河南部を中心に 6~7、地域の大部分が 5 以上で津波も発生しましたが、最大全振幅は約 60cm 程度で、ほとんど被害はありませんでした。本市の被害は次の表に示すとおりです。

昭和 20 (1945) 年 三河地震被害状況

町名	総戸数	人的被害		住居被害		非住家被害		住家全半壊率	
		死者	負傷者	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊率	半壊率
形原町	1,683	211	127	319	729	82	181	19%	62%
西浦町	861	3	24	11	704	6	62	1%	81%
計	2,544	214	151	330	1,433	88	243	-	-

資料：蒲郡市史

## (1) 想定するリスクの考え方

- 本計画で想定するリスクは、前述の通り本市に被害が生じる地震・津波、豪雨・台風（洪水・高潮等）、土砂災害、異常湧水等の大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではありません。

一方で、本市における強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するうえでは、地震・津波災害と高潮災害を、最も重大な被害が生じる大規模自然災害として想定を行います。

## (2) 地震・津波災害

- 平成 26（2014）年 5 月 30 日に発表された「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」で想定された「過去地震最大モデル」と「理論上最大想定モデル」を想定地震災害とします。

## 【過去地震最大モデル】

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、過去に発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の 5 地震）を重ね合わせたモデル。

## 【理論上最大想定モデル】

南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、千年に一度、あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのモデル。

## ① 想定する地震（南海トラフ地震）

地震の規模マグニチュード 9.0（過去地震災害モデル）

## ② 被災概要

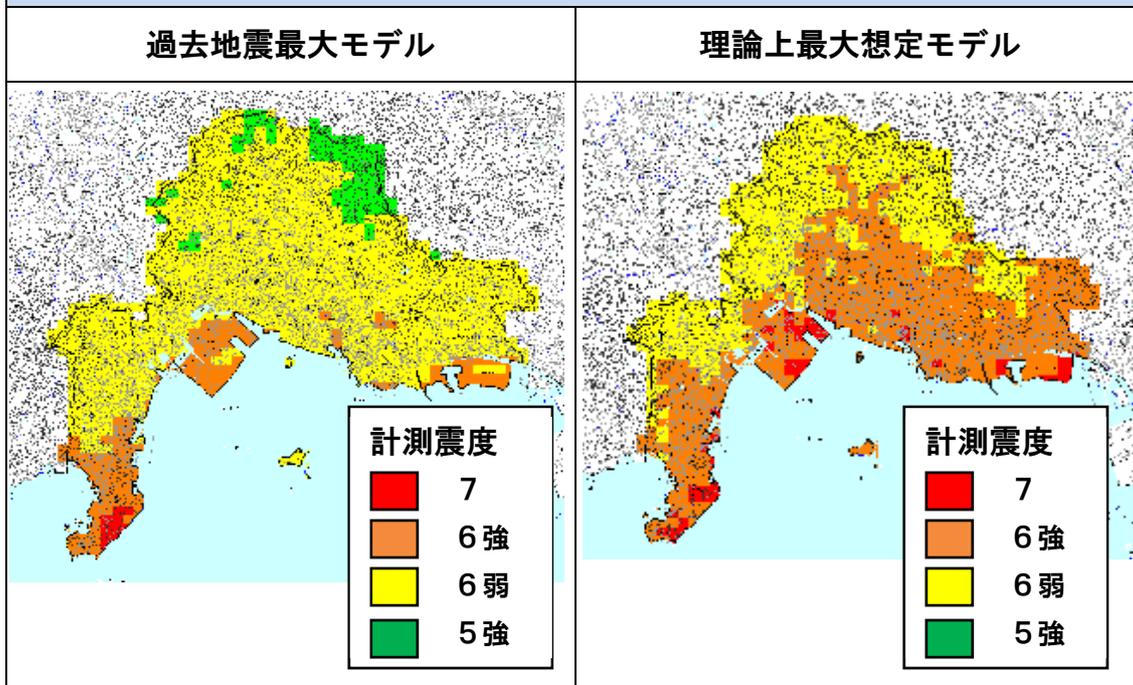
## 震度及び震度別の面積（過去地震災害モデル）

震度(計測震度)	最大 7 (6.6)		最小 5 強 (5.5)	
震度別 面積	7	6 強	6 弱	5 強
	1k ㎡	9k ㎡	43k ㎡	4k ㎡

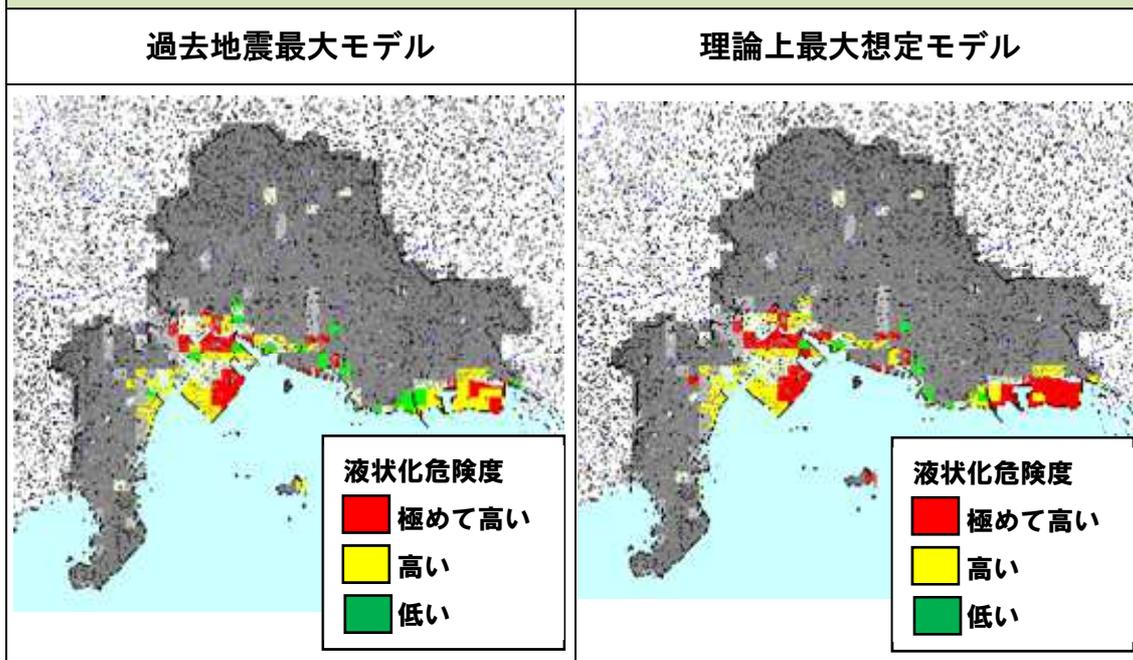
## 液状化現象の可能性のある市域の面積（過去地震災害モデル）

可能性	大	中	小
液状化可能性別 面積	3k ㎡	4k ㎡	1 k ㎡

## 震度分布図



## 液状化危険度分布



### 人的被害

区 分		過去地震災害モデル	理論上最大モデル
死者数 (冬深夜 5 時発災)	建物倒壊等による死者	約 70 人	約 300 人
	浸水・津波による死者	約 20 人	約 70 人
	うち逃げ遅れ	約 10 人	約 40 人
	うち自力脱出困難	わずか	約 30 人
	急傾斜地崩壊等による死者	わずか	わずか
	地震火災による死者	わずか	約 50 人
	合 計	約 90 人	約 400 人

### 建物被害

区 分		過去地震災害モデル	理論上最大モデル
全壊・焼失棟数 (冬夕方 18 時発災)	揺れによる全壊	約 1,000 棟	約 4,300 棟
	液状化による全壊	約 10 棟	約 10 棟
	浸水・津波による全壊	約 10 棟	約 10 棟
	急傾斜地崩壊等による全壊	約 30 棟	約 40 棟
	地震火災による焼失	約 400 棟	約 2,200 棟
	合 計	約 1,500 棟	約 6,600 棟

### 津 波

区 分		過去地震災害モデル	理論上最大モデル
最大津波高		3.6m	5.0m
津波到達時間 (+30cm)		59分	55分
浸水面積	浸水深 1cm 以上	131ha	221ha
	浸水深 30cm 以上	81ha (内数)	—
	浸水深 1m 以上	19ha (内数)	—
	浸水深 2m 以上	2ha (内数)	—
	浸水深 5m 以上	なし	—

※理論上最大モデルでの浸水深 30cm 以上は、データなし

津波浸水域図（過去地震災害モデル）



避難者数（過去地震災害モデル）

期 間	1 日後	1 週間後	1 月後
避難者 (冬夕方 18 時発災)	約 6,400 人	約 14,000 人	約 4,700 人
避難所	約 3,900 人	約 7,000 人	約 1,400 人
避難所外	約 2,400 人	約 6,700 人	約 3,300 人

帰宅困難者数（1日後）（過去地震災害モデル）

帰宅困難者(昼 12 時発災)		約 6,700～約 7,000 人	
愛知県内からの外出者	職場や学校など所属先のある者	約 4,300～約 4,400 人	約 6,600～約 6,900 人
	私用等の目的で外出している者	約 2,200～約 2,600 人	
愛知県外からの流入者	職場や学校など所属先のある者	0 人	約 80 人
	私用等の目的で外出している者	約 80 人	

ライフラインの被害（過去地震災害モデル）

区分	1 日後	1 週間後	復旧期間（95%）
上水道(断水人口)	約 59,000 人	約 38,000 人	6 週間程度
下水道(機能支障人口)	約 1,700 人	約 900 人	3 週間程度
電力(停電軒数)	約 38,000 軒	約 2,800 軒	1 週間程度
固定電話(不通回線数)	約 13,000 回線	約 100 回線	1 週間程度
携帯電話（停波基地局率）	約 81%	約 1%	1 週間程度
都市ガス(復旧対象戸数)	わずか	わずか	2 週間程度
L P ガス(機能支障世帯)	約 5,100 戸	－	1 週間程度

都市基盤施設の被害等（過去地震災害モデル）

緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の海岸部の緊急輸送道路は、液状化現象、津波、高潮等により、輸送が困難になる可能性がある。また、内陸の緊急輸送道路は、家屋の倒壊等により輸送が困難になる可能性がある。</li> <li>○市外の緊急輸送道路が被災した場合、救援部物資等の到着が遅れる可能性がある。</li> </ul>
河川	○津波、高潮の遡上による浸水により被害が発生する可能性がある。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東海道本線、名鉄西尾蒲郡線に被害が出た場合には、復旧に長期日数を要する可能性がある。</li> <li>○発災時には、安全確認のための運行停止により、通勤・通学者等の利用が困難になる可能性がある。</li> </ul>
港湾・漁港	○港湾施設では、津波、高潮及び液状化現象により、利用困難になる可能性がある。
災害廃棄物等	○約 178 千トンと見積られる。

### (3) 高潮災害

- 平成 26 (2014) 年 11 月 26 日に高潮対策に関する国の提言を踏まえ発表された「高潮浸水想定」を想定高潮災害とします。

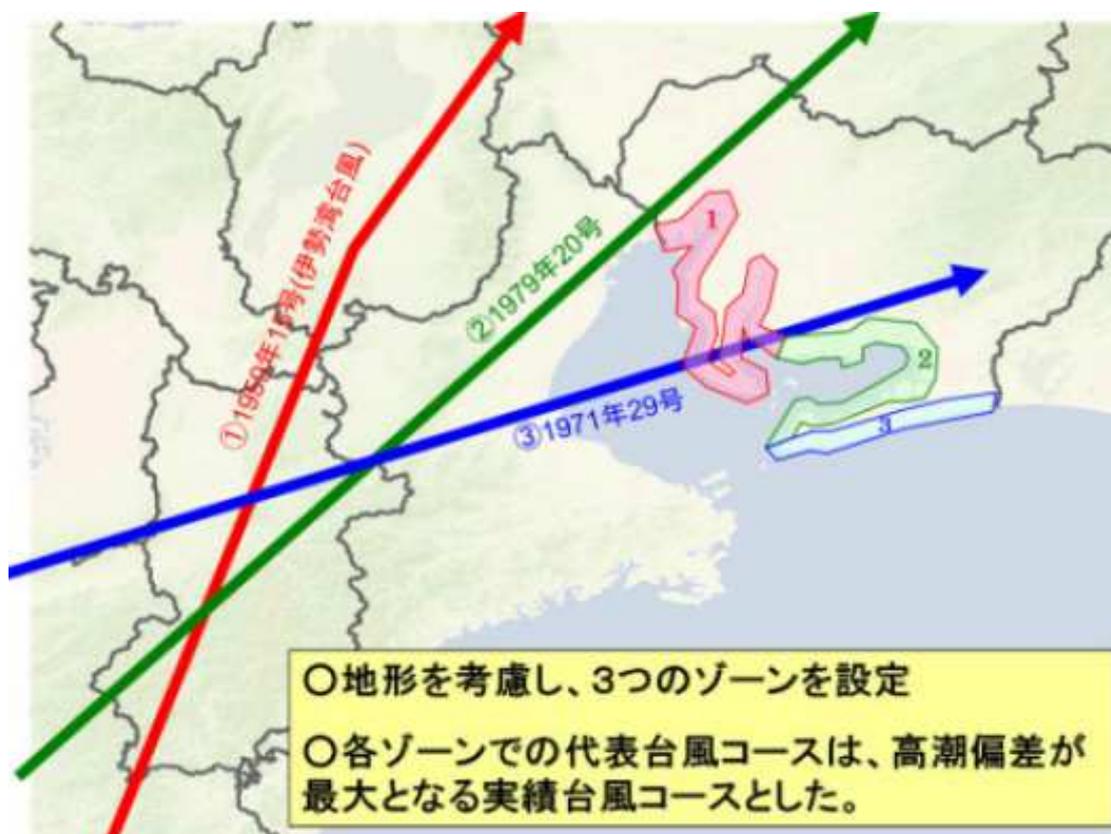
#### ① 想定する台風

特別警報 (室戸台風級)

#### ② 三河湾に最も高潮を生起させるコース

ゾーン番号 2 (三河湾) の台風による高潮

想定台風の進路図



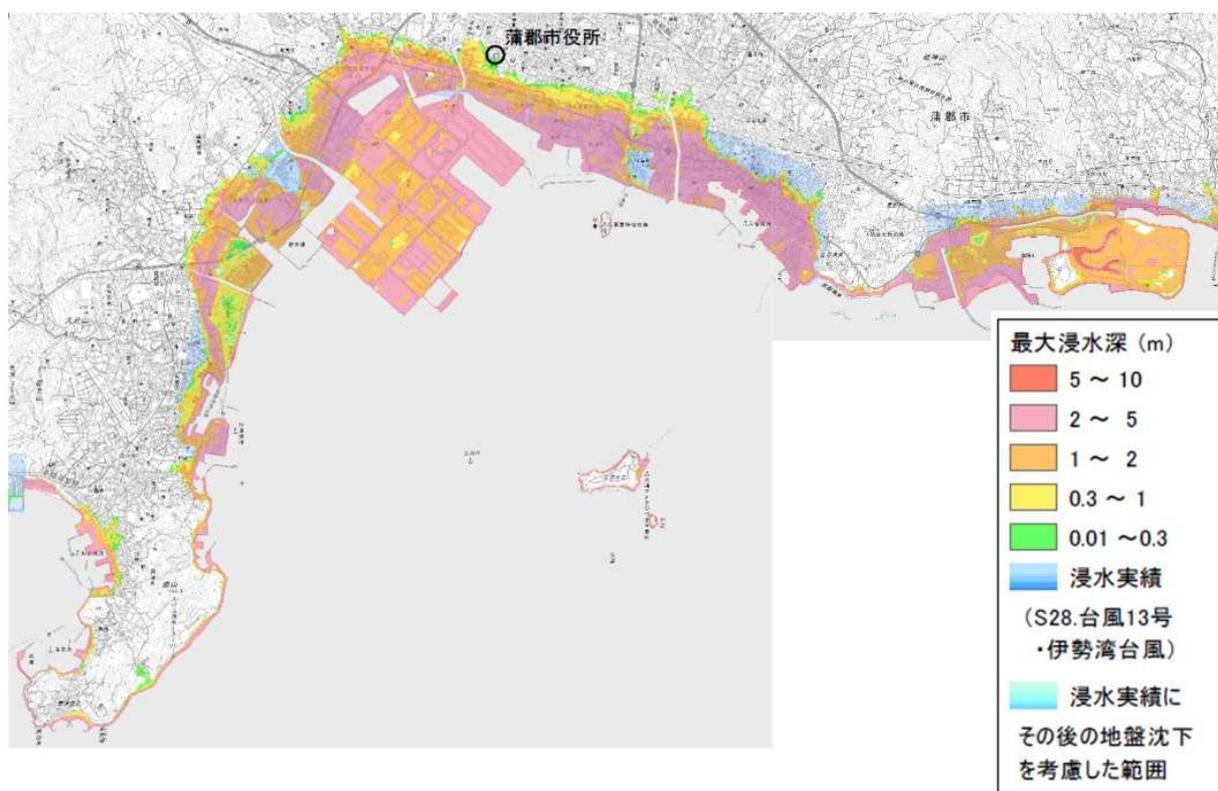
ゾーン番号	ゾーン名	対象地点	代表台風コース
1	伊勢湾・衣浦湾	三重県境～矢作古川	①昭和 34 (1959) 年 15 号 (伊勢湾台風)
2	三河湾	矢作古川～伊良湖岬	②昭和 54 (1979) 年 20 号
3	表浜	伊良湖岬～静岡県境	③昭和 46 (1971) 年 29 号

- ③ 台風期と平均満潮位に予想される蒲郡市の浸水面積及び代表地点における最大高潮水位は以下のとおりです。

高潮浸水面積及び潮位

	浸水面積(ha)	備考		
愛知県	27,152	浸水面積とは、河川等水域部分を除いた陸域部の浸水深 1cm 以上の範囲の面積を集計したものである。		
蒲郡市	1,007			
	台風期の平均満潮位 (m,T.P)	想定偏差 (m)	最大高潮水位 (m,T.P)	備考
蒲郡市	0.82	5.06	5.9	最大高潮水位とは、陸地と海の境界（水際線）から沖合い約 30m 地点における高潮の水位を標高で表示している。
蒲郡市 (知柄漁港)	0.82	3.80	4.7	
蒲郡市 (形原漁港)	0.82	4.09	5.0	
三河港 (蒲郡)	0.82	4.53	5.4	
蒲郡市 (三谷漁港)	0.82	4.65	5.5	
三河港 (大塚)	0.82	4.82	5.7	

高潮の最大浸水深



平成 21 (2009) 年 台風 18 号による高潮被害



平成 30 (2018) 年 台風 24 号による土砂災害



平成 30 (2018) 年 台風 24 号による大島の被害



## 第3章 蒲郡市の強靱化の基本的な考え方

### 3-1 蒲郡市の強靱化の基本目標

- 第五次蒲郡市総合計画では、将来都市像を「豊かな自然とあふれる笑顔 一人ひとりが輝きつながりあうまち ～ 君が愛する蒲郡 ～」と定め、防災のための施策が目指す本市の将来の姿を、
  - 行政・地域・事業者それぞれが主体となり、連携しながら防災・減災に取り組む社会となっている。
  - 市民の生命・財産を守るため、災害による被害を最小限にとどめ、速やかに復旧を行うまちとなっている。としています。
- このように本市を強靱化する将来の姿を実現するため、国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における4つの基本目標も踏まえて、次の4つの基本目標を位置づけます。

- 1 市民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 市民の財産及び公共施設、市全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

### 3-2 地域強靱化と地域活性化の取組との調和

- 地域強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すものであり、地域の活性化に寄与するものです。すなわち、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な分野での取組を通じ、災害に強い地域づくりをおこなうことは、災害等から地域住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守るのみならず、行政・事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであり、もって中長期的に持続可能な成長を後押しするものです。
- こうした観点から、地域の強靱化を進めることが、地域活性化に結びつくものであることを意識して、地域強靱化と地域活性化が連携して取り組むべき方向性を見定めつつ、災害に強い地域づくりに向けた取組を進めます。

本市の強靱化の基本目標を実現するため、国の基本計画や県計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意して対策を進めます。

### (1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- ① 東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、市内においても、それぞれの地域の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持ちます。
- ② 本市の強靱化に向け、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築します。
- ③ 少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応します。
- ④ 平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを常に念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図るとともに、災害時に支援が必要な高齢者、乳幼児、障がい者、外国人などを支える仕組みの構築を進めます。

### (2) 効果的な施策の推進に係る事項

- ① 災害から得られた教訓を始め、本市の強靱化の推進に係る知識を正しく理解して、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図ります。
- ② 情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI等を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。また、大学、民間事業者、経済団体、産業団体におけるシンクタンク機能や人材の確保と活用を図るとともに、そのために必要な行政の支援を進めます。
- ③ 想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進めます。
- ④ 施策の重点化や進捗管理（PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針等を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進します。
- ⑤ 本計画の施策方針を踏まえた事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮した取組を進めます。
- ⑥ 非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫します。
- ⑦ 高齢者、子ども、障がい者及び外国人等、災害時に配慮や支援を要する方に十分配慮して施策を講じます。

### (3) SDGs の推進に係る事項

- 本市では、平成 31(2019)年 1 月 31 日に発表された「SDGs 日本モデル」宣言に賛同し、本市が国や企業、関係団体、住民などと連携して、地方から SDGs を推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示しています。

#### ■持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（No one will be left behind）ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



- 蒲郡市 SDGs 推進方針（令和 2(2020)年 2 月）では、蒲郡市第四次基本計画の「安全で快適な魅力あるまちづくり」の防災に関する施策である「防災・減災意識の向上」「地域防災体制の強化」「防災体制の強化」「防災施設の整備」は、以下の「持続可能な開発目標（SDGs）」に貢献するものとしています。



- これまで築いてきたまちを更に魅力あるまちとして将来世代へ引き継いでいくため、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえた、地域強靱化への取り組みを進めていきます。

## 第4章 蒲都市の強靱化の現状と課題

4-1

### 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) の設定

本市を強靱化する基本目標を達成するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、本市の強靱化の現状と課題を示します。

脆弱性評価にあたり、県計画で設定されている 8 つの「事前に備えるべき目標」と 44 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ) をもとに、本市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、43 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ) を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波・高潮等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-7	感染症発生による多数の感染者の発生
		2-8	新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の発生による多数の感染者及び死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	異常渇水等による用水の供給の途絶
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による土地の荒廃
		7-7	感染症発生による多数の感染者の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

## 4-2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

県計画をもとに、11 の個別施策分野及び 5 の横断的分野を設定しました。

### 個別施策分野

- ① 行政機能／消防等／防災教育等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 産業・経済
- ⑦ 交通・物流
- ⑧ 農林水産
- ⑨ 市域保全
- ⑩ 環境
- ⑪ 土地利用

### 横断的分野

- ① リスクコミュニケーション
- ② 人材育成
- ③ 老朽化対策
- ④ 研究開発
- ⑤ 産学官民・広域連携

## 4-3 脆弱性評価の実施手順

基本法（第 9 条第 5 項、第 17 条第 1 項）において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考としました。

脆弱性評価結果については、（1）リスクシナリオごと、（2）施策分野ごとに整理しました。

## 4-4 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果については、資料編の「資料 1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」、及び「資料 2 施策分野ごとの脆弱性評価結果」に記載しています。

## 第5章 推進すべき施策

### 5-1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

#### ■ 取組主体の種類

- 【市】：蒲郡市 【県】：愛知県（県警本部含む）  
 【国】：中部地方整備局などの地方行政機関  
 【民間】：事業者、民間団体  
 【地域】：地域コミュニティ、自主防災会、市民など

#### ■ 本計画における用語説明

- 【交通施設等】 道路（道路・橋りょう等）、港湾（港・栈橋等）、鉄道等。  
 【交通インフラ】 鉄道、バス等の公共交通機関や道路及び橋りょう、信号機等、交通関連の基盤となるもの。  
 【輸送モード】 貨物を輸送する際の手段で、「トラック輸送」、「船舶輸送」、「鉄道輸送」、「航空輸送」の4つに大別される。  
 【防災インフラ】 防災・減災のために整備される緊急輸送道路、河川・海岸の護岸、堤防等。  
 【事業継続計画】 Business Continuity Plan（BCP）とは、大地震等の自然災害、感染症のまん延、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

### （1）直接死を最大限防ぐ

#### リスクシナリオ 1-1

住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

推進方針	1-1-① 住宅・建築物の耐震化の促進【市・民間】
推進施策	●住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進します。
関連事業	●住宅・建築物耐震改修事業【建築住宅課】
重要業績指標	⇒住宅の耐震化率 ：59.6%(平成28(2016)年) → 71%(令和8(2026)年)

<b>推進方針</b>	1-1-② 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進【市・民間】
<b>推進施策</b>	●不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進します。
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民体育館耐震・長寿命化事業【教育委員会スポーツ推進課】</li> <li>●武道館大規模改修工事【教育委員会スポーツ推進課】 武道館の耐震・長寿命化を行い、利用環境の向上を図ります。</li> <li>●図書館管理運営事業【教育委員会庶務課】</li> <li>●市民会館管理運営事業【教育委員会生涯学習課】</li> <li>●住宅・建築物耐震改修事業（ブロック塀関係）〔再掲〕 ブロック塀等の耐震改修、建替え又は除却に関する事業を行います。</li> </ul>

<b>推進方針</b>	1-1-③ 公共施設の耐震化の推進・促進【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化します。</li> <li>●天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策及び安全対策等を進めます。</li> <li>●公園施設の機能保全・向上対策を実施することで、防災性の向上を図ります。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市庁舎管理事業【行政課】</li> <li>●老人福祉センター管理運営事業【長寿課】</li> <li>●病院建物等維持管理事業【市民病院】</li> <li>●生きがいセンター管理運営事業【長寿課】</li> <li>●養護老人ホーム管理運営事業【長寿課】</li> <li>●学校施設維持管理事業【看護専門学校】</li> <li>●小中学校施設管理事業【教育委員会庶務課】</li> <li>●小中学校建設事業【教育委員会庶務課】</li> <li>●小中学校の大規模改造工事【教育委員会庶務課】</li> <li>●都市公園・緑地等事業（都市公園・安全安心対策緊急総合支援事業） （公園施設長寿命化対策支援事業）【都市計画課】</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒市民体育館の耐震化 ：100% 令和3(2021)年 ⇒武道館の耐震化 ：100% 令和8(2026)年度まで ⇒市民会館の耐震化及び特定天井脱落対策 ：令和8(2026)年度まで

<b>推進方針</b>	1-1-④ 交通施設等における脆弱性の解消【県・市】
<b>推進施策</b>	●交通施設等について、老朽化点検を行い、それに伴う補修工事を行います。
<b>関連事業</b>	●道路補修事業【土木港湾課】 ●橋りょう新設改良事業【土木港湾課】 ●道路新設改修事業【土木港湾課】 ●住宅・建築物耐震改修事業(緊急輸送道路関係)【建築住宅課】〔再掲〕
<b>重要業績指標</b>	⇒橋梁点検箇所数(3巡目) ：0橋(令和2(2020)年) → 302橋(令和7(2025)年) ⇒橋梁改修工事箇所数(橋梁L=15m以上) ：16橋(令和2(2020)年) → 18橋(令和7(2025)年)

<b>推進方針</b>	1-1-⑤ 大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等【市】
<b>推進施策</b>	●大規模盛土造成地の安全性の確認を行うために調査を実施します。 ●調査結果を公表することで防災意識を高めるとともに、啓発活動を推進します。
<b>関連事業</b>	●宅地耐震化推進事業【都市計画課】

<b>推進方針</b>	1-1-⑥ 空家対策による倒壊リスクの軽減【市・地域】
<b>推進施策</b>	●災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、「蒲郡市空家等対策計画」に基づき空家対策を推進します。 ●管理不十分な空家等については関係機関と連携を取り、適正な管理を促します。
<b>関連事業</b>	●空家等適正管理事業【交通防犯課】

<b>推進方針</b>	1-1-⑦ 家具の転倒防止器具の取付け、ブロック塀撤去等の推進【市・地域】
<b>推進施策</b>	●家具の転倒による死傷を防ぐため、家具転倒防止器具取付けを推進します。 ●個人所有のブロック塀の倒壊による被害を未然に防ぐため、公道及び公共施設に面しているブロック塀を撤去する際の費用補助を行います。
<b>関連事業</b>	●地震防災啓発事業【防災課】

<b>推進方針</b>	1-1-⑧ 災害対応能力の向上【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建物倒壊等、災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図ります。</li> <li>●避難所における必要な資機材の維持管理を適切に実施するとともに、資機材の集中管理を容易にし、かつ、国・県及び協定市町村等からの資機材の円滑な受領、運営を実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。</li> <li>●緊急消防援助隊登録車両の更新、配備を行います。</li> <li>●消防団の資機材として、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、投光器、発電機、耐切創性手袋、無線機等を整備します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防・救急活動事業【消防本部総務課】</li> <li>●消防施設整備管理事業【消防本部総務課】</li> <li>●消防車両整備事業【消防本部総務課】</li> <li>●消防団救助資機材整備事業【消防本部総務課】</li> <li>●防災設備・資機材充実事業【防災課】</li> </ul>
<b>推進方針</b>	1-1-⑨ 情報通信関係施策の推進【国・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急情報を速やかに市民に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）をはじめ、同報系防災行政無線、防災行政ラジオ、安心ひろめーる、ホームページ等を整備しており、確実な防災情報の伝達を行う。</li> <li>●気密性の高い建物内でも防災行政無線を受信できる、建物浸透性の高い280MHz デジタル防災行政ラジオの普及の促進、音達域の広い高性能スピーカーを備えた防災行政無線子局のデジタル化を推進します。</li> <li>●日本語能力が十分でない外国人が災害時に取り残されることのないよう、多言語による情報提供を進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	●防災行政無線・M C A無線等管理運営事業【防災課】
<b>重要業績指標</b>	⇒安心ひろめーる登録者数 ：10,523人(令和2(2020)年) → 14,500人(令和7(2025)年) ⇒防災行政無線子局のデジタル化率 ：100% 令和12(2030)年度まで

## リスクシナリオ 1-2

密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

<b>推進方針</b>	1-2-① 火災に強いまちづくり等の推進【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模火災のリスクが高い市街地については、耐震性の低い建築物の除却や、狭あい道路後退整備等により、改善を促進します。</li> <li>●災害時の避難道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備、民有地緑化を推進します。</li> <li>●災害発生時に管理不十分な空家の倒壊、延焼による火災等を防ぐため、「蒲郡市空家等対策計画」に基づき空家対策を推進し、関係機関と連携を取り、適正な管理を促します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物除却事業【建築住宅課】</li> <li>●公園整備事業【都市計画課】</li> <li>●蒲郡蒲南土地区画整理事業【区画整理課】</li> <li>●蒲郡中部土地区画整理事業【区画整理課】</li> <li>●蒲郡駅南土地区画整理事業【区画整理課】</li> <li>●優良建築物等整備事業【都市計画課】</li> <li>●空家等適正管理事業【交通防犯課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	<p>⇒公園整備事業箇所数            : 32箇所 21.8ha(令和2(2020)年)              → 36箇所 22.5ha(令和10(2028)年)</p> <p>⇒施行中の蒲郡蒲南地区土地区画整理事業進捗率            : 98.8%(令和元(2019)年) → 100%(令和6(2024)年)</p> <p>⇒施行中の蒲郡中部地区土地区画整理事業進捗率            : 84.3%(令和元(2019)年) → 100%(令和9(2027)年)</p> <p>⇒施行中の蒲郡駅南地区土地区画整理事業進捗率            : 96.7%(令和元(2019)年) → 100%(令和8(2026)年)</p> <p>⇒狭あい道路事業による後退用地の寄付件数            : 10件/年</p>
<b>推進方針</b>	1-2-② 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防施設整備管理事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>●防火思想の普及事業【消防本部予防課】</li> <li>●防火対策事業【消防本部予防課】</li> </ul>

<b>推進方針</b>	1-2-③ 災害対応能力の向上【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進します。</li> <li>●火災等、災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図ります。</li> <li>●避難所における必要な資機材の維持管理を適切に実施するとともに、資機材の集中管理を容易にし、かつ、国・県及び協定市町村等からの資機材の円滑な受領、運営を実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。〔再掲〕</li> <li>●緊急消防援助隊登録車両の更新、配備を行います。〔再掲〕</li> <li>●消防団の資機材として、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、投光器、発電機、耐切創性手袋、無線機等を整備します。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防・救急活動事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>●消防施設整備管理事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>●消防車両整備事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>●消防団救助資機材整備事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>推進方針</b>	1-2-④ 情報通信関係施策の推進【国・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の確実な住民への伝達をはじめ、同報系防災行政無線、防災行政ラジオ、安心ひろめる、ホームページ等を整備しています。今後はデジタル防災行政ラジオの普及の促進、音達域の広い高性能スピーカーを備えた防災行政無線子局のデジタル化を推進します。</li> <li>●日本語能力が十分でない外国人が災害時に取り残されることのないよう、多言語による情報提供を進めます。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線・MCA無線等管理運営事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒安心ひろめる登録者数〔再掲〕 ：10,523人(令和2(2020)年) → 14,500人(令和7(2025)年) ⇒防災行政無線子局のデジタル化率〔再掲〕 ：100% 令和12(2030)年度まで

<b>推進方針</b>	1-2-⑤ 消防団等の充実強化の促進等【市・民間・地域】
<b>推進施策</b>	●消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。
<b>関連事業</b>	●消防団運営事業【消防本部総務課】 ●自主防災会指導事業【消防本部消防署】

### リスクシナリオ 1-3

大規模津波・高潮等による多数の死傷者の発生

<b>推進方針</b>	1-3-① 津波防災地域づくり【県・市・地域】
<b>推進施策</b>	●地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの見直し、防災気象情報の利活用など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進めます。 ●「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23（2011）年法律第 123 号）」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を促進します。
<b>関連事業</b>	●地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕 ●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	1-3-② 避難場所・避難路の確保等【市・民間】
<b>推進施策</b>	●浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保します。 ●避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討します。 ●新型コロナウイルス等の感染防止を考慮した分散避難に対応し、かつ、食料・燃料等の集中備蓄や受援物資の管理を実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。 ●雨水排水機能維持のため、ポンプ場の耐震化及び機械・電気設備更新等を行います。
<b>関連事業</b>	●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕 ●地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕 ●ポンプ場耐震化【下水道浄化センター】 ●ストックマネジメント計画によるポンプ場改築【下水道浄化センター】 ●緑地等施設整備事業【東港地区開発推進室】 ●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	1-3-③ 河川・海岸の堤防、水門等・排水機場等の耐震化の推進【県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三河港については、津波等による浸水を防ぐため、県と連携して堤防水門の耐震化等を促進します。</li> <li>●発災後の地域の排水機能を確保するため、排水機場等の耐震対策を推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポンプ場整備事業【下水道浄化センター】</li> <li>●防潮樋門維持整備事業【下水道課】</li> <li>●河川改良・維持整備事業【土木港湾課】</li> </ul>

<b>推進方針</b>	1-3-④ 海岸レジャー施設等の安全確保【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レジャー施設等周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することから、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設置します。</li> <li>●海岸における有効な情報伝達手段を検討し、迅速・的確な避難・誘導體制を構築します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>●緑地等施設整備事業【東港地区開発推進室】〔再掲〕</li> </ul>

<b>推進方針</b>	1-3-⑤ 情報伝達手段の多重化・多様化の推進等【国・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●逃げ遅れの発生等を防ぐため、全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の確実な住民への伝達をはじめ、同報系防災行政無線、防災行政ラジオ、安心ひろめーる、ホームページ等を整備しています。</li> <li>●気密性の高い建物内でも防災行政無線を受信できる、建物浸透性の高い280MHz デジタル防災行政ラジオの普及の促進、音達域の広い高性能スピーカーを備えた防災行政無線子局のデジタル化を推進します。〔再掲〕</li> <li>●日本語能力が十分でない外国人が災害時に取り残されることのないよう、多言語による情報提供を進めます。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	●防災行政無線・MCA無線等管理運営事業【防災課】〔再掲〕
<b>重要業績指標</b>	⇒安心ひろめーる登録者数〔再掲〕 ：10,523人(令和2(2020)年) → 14,500人(令和7(2025)年) ⇒防災行政無線子局のデジタル化率〔再掲〕 ：100% 令和12(2030)年度まで

<b>推進方針</b>	1-3-⑥ 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等【市・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等の啓発を行うことで、市民や事業者の防災に対する意識の向上を進めます。</li> <li>● 津波・高潮の被害想定区域をハザードマップで周知するとともに、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めます。</li> <li>● 消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 消防団運営事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>● 女性防火クラブ・少年消防クラブ運営事業【消防本部予防課】</li> <li>● 自主防災会指導事業【消防本部消防署】〔再掲〕</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒防災訓練、防災研修会の実施回数 ：各1回/年(令和2(2020)年) → 各1回以上/年(令和7(2025)年)

<b>推進方針</b>	1-3-⑦ 臨海部における避難対策の推進【県・市】
<b>推進施策</b>	● 津波・高潮に対して堤外地から迅速かつ的確に避難もしくは回避するため策定した三河港BCP（事業継続計画）について、今後、学習・訓練を定期的に実施し、継続的な改善を推進します。
<b>関連事業</b>	● 地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕

## リスクシナリオ 1-4

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

<b>推進方針</b>	1-4-① ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進【県・市・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海岸堤防の耐震化、河川改修、浚渫・雑木伐採等の維持管理を県と連携して促進します。</li> <li>● 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの周知徹底、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を推進します。</li> <li>● 津波・洪水・内水氾濫等による広域的な浸水を防ぐため、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 河川改良・維持整備事業【愛知県】、【土木港湾課】</li> <li>● 港湾整備事業【愛知県】、【土木港湾課】</li> </ul>
<b>推進方針</b>	1-4-② 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等【市・民間・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校や職場、地域の自主防災組織等への出前講座を実施し、継続的に防災訓練や防災教育等を実施し、防災意識の向上を推進します。</li> <li>● 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 女性防火クラブ・少年消防クラブ運営事業【消防本部予防課】〔再掲〕</li> <li>● 自主防災会指導事業【消防本部消防署】〔再掲〕</li> </ul>
<b>推進方針</b>	1-4-③ 河川の改修・管理【県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市管理の準用・普通河川については、大雨や豪雨災害に備え、堆積土の浚渫工事等の維持管理を行います。</li> <li>● 県管理の2級河川については、県と連携して河川整備計画に基づき、河川改修を促進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川改良・維持整備事業【愛知県】、【土木港湾課】〔再掲〕</li> </ul>

<b>推進方針</b>	1-4-④ 高潮対策施設の整備【県・市】
<b>推進施策</b>	●三河港については、県と連携してこの地域の産業・経済を守るため、高潮対策を促進します。
<b>関連事業</b>	●港湾整備事業【愛知県】、【土木港湾課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	1-4-⑤ 浸水想定区域の周知【市】
<b>推進施策</b>	●津波・洪水・内水氾濫等に係る浸水想定区域図等の周知徹底により、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図ります。
<b>関連事業</b>	●地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕 ●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	1-4-⑥ 情報通信関係施策の推進【国・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●逃げ遅れの発生等を防ぐため、全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の確実な住民への伝達をはじめ、同報系防災行政無線、防災行政ラジオ、安心ひろめーる、ホームページ等を整備しています。〔再掲〕</li> <li>●気密性の高い建物内でも防災行政無線を受信できる、建物浸透性の高い280MHz デジタル防災行政ラジオの普及の促進、音達域の広い高性能スピーカーを備えた防災行政無線子局のデジタル化を推進します。〔再掲〕</li> <li>●避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にします。</li> <li>●日本語能力が十分でない外国人が災害時に取り残されることのないよう、多言語による情報提供を進めます。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	●防災行政無線・MCA無線等管理運営事業【防災課】〔再掲〕
<b>重要業績指標</b>	⇒安心ひろめーる登録者数〔再掲〕 ：10,523人(令和2(2020)年) → 14,500人(令和7(2025)年) ⇒防災行政無線子局のデジタル化率〔再掲〕 ：100% 令和12(2030)年度まで

<b>推進方針</b>	1-4-⑦ 災害対応力の強化【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多数の死傷者を発生させないため、水防訓練及び防潮扉等の定期点検を実施して水災害対策を推進します。</li> <li>●消防団（水防団）の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	●消防団運営事業【消防本部総務課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	1-4-⑧ 排水機場等の耐震化の推進【市】
<b>推進施策</b>	●発災後の市内の排水機能を確保するため、排水機場等の耐震対策を推進します。
<b>関連事業</b>	●ポンプ場整備事業【下水道浄化センター】〔再掲〕

## リスクシナリオ 1-5

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

<b>推進方針</b>	1-5-① 土砂災害対策の推進【県・市・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害に対して、人的被害を防止するため、県と連携してハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進めます。</li> <li>●土砂災害に対して人的被害を防止するため、国・県と連携して土砂災害防止施設の適切な維持管理・更新を推進します。</li> <li>●土砂災害警戒区域等の指定がなされた地域に対し、ハザードマップ等を作成・配布して土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供を行うとともに、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時から住民の防災意識向上を推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●急傾斜地崩壊対策事業【愛知県】</li> <li>●急傾斜地崩壊対策負担金事業【土木港湾課】</li> <li>●地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>

<b>推進方針</b>	1-5-② 山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応【国・県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 流木による被害を防止・軽減するため、国・県と連携して流木捕捉式治山ダムの設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施します。</li> <li>● 森林の整備に当たっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図ります。</li> <li>● 保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を国・県と連携して進めます。</li> <li>● 山地における災害に対して人的被害を防止するため、国・県と連携して治山施設の整備を着実に進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林整備促進事業【農林水産課】</li> <li>● 林業振興事業【農林水産課】</li> <li>● 水路改修事業【農林水産課】</li> <li>● 土地改良施設維持補修事業【農林水産課】</li> <li>● 愛知県森林協会等負担金（愛知県実施：負担金）【農林水産課】 金平町奥山地内の溪間工を実施します。</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒地域森林計画区域内の山地災害危険地区内における治山施設の整備 : 27箇所(令和元(2019)年) → 31箇所(令和7(2025)年) ⇒間伐の実施により多面的機能を発揮させる森林面積 : 16.57ha (令和3(2021)年) → 83.06ha (令和7(2025)年)
<b>推進方針</b>	1-5-③ 情報関係施策の推進【国・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 逃げ遅れの発生等を防ぐため、全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の確実な住民への伝達をはじめ、同報系防災行政無線、防災行政ラジオ、安心ひろめーる、ホームページ等を整備しています。〔再掲〕</li> <li>● 気密性の高い建物内でも防災行政無線を受信できる、建物浸透性の高い280MHz デジタル防災行政ラジオの普及の促進、音達域の広い高性能スピーカーを備えた防災行政無線子局のデジタル化を推進します。〔再掲〕</li> <li>● 日本語能力が十分でない外国人が災害時に取り残されることのないよう、多言語による情報提供を進めます。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	● 防災行政無線・MCA無線等管理運営事業【防災課】〔再掲〕
<b>重要業績指標</b>	⇒安心ひろめーる登録者数〔再掲〕 : 10,523人(令和2(2020)年) → 14,500人(令和7(2025)年) ⇒防災行政無線子局のデジタル化率〔再掲〕 : 100% 令和12(2030)年度まで

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### リスクシナリオ 2-1

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

<b>推進方針</b>	2-1-① 輸送ルートの確保対策の実施【国・県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 物資輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進めます。</li> <li>● 既存の物資輸送ルートについては、県と連携して、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路新設改良事業【道路建設課】</li> <li>● 道路補修事業【愛知県】、【土木港湾課】</li> <li>● 港湾整備事業【愛知県】、【土木港湾課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>推進方針</b>	2-1-② 迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備【県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送道路等の情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急復旧事業【防災課】</li> </ul>
<b>推進方針</b>	2-1-③ 上水道施設の老朽化対策等の推進【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上水道施設は、老朽化対策と合わせて耐震化対策を計画的に推進します。</li> <li>● 基幹管路の更新・耐震化対策等を推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 送配水管整備事業【水道課】</li> <li>● 配水場施設改良事業【水道課】</li> <li>● 基幹管路更新事業【水道課】</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒配水池の耐震化 : 99.2%(平成 30(2018)年度) → 100%(令和 11(2029)年度) ⇒基幹となる水道管路の耐震化 : 37.8%(平成 30(2018)年度) → 60%(令和 11(2029)年度)

<b>推進方針</b>	2-1-④ 電力設備等の早期復旧体制整備の推進【国・県・市・民間】
<b>推進施策</b>	●大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進めます。
<b>関連事業</b>	●応急復旧事業【防災課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	2-1-⑤ 停電時における電動車等の活用【市】
<b>推進施策</b>	●停電している避難所へ、非常用電源として電力供給が可能な公用車（電動車等）の活用を推進・促進します。
<b>関連事業</b>	●公用車管理事業【財務課】 ●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	2-1-⑥ 応急用食料等の調達【市・民間】
<b>推進施策</b>	●南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあるため、民間事業者と適切な食料・物資の確保・配送に係る連携について検討を行います。
<b>関連事業</b>	●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	2-1-⑦ 食料・燃料等の備蓄【市・民間・地域】
<b>推進施策</b>	●公的施設・避難所等における耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進します。 ●物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄の確保を促進します。 ●食料・燃料等の備蓄の維持管理を適切に実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。
<b>関連事業</b>	●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕
<b>重要業績指標</b>	⇒避難所保育園の備蓄倉庫設置箇所数 ：4箇所(令和3(2021)年) → 14箇所(令和5(2023)年) ⇒避難所の非常食備蓄率 ：100%(令和2(2020)年) → 100%維持(令和7(2025)年)

<b>推進方針</b>	2-1-⑧ 物資調達・供給体制、受援体制の構築等【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に円滑に支援物資を輸送するため、官民が連携した物資調達・供給体制を構築します。</li> <li>● 被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進めます。</li> <li>● 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進します。</li> <li>● 国・県及び協定市町村からの受援物資の受領管理を適切に実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 防災行政無線・M C A無線等管理運営事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒災害協定締結数 ：109件(令和2(2020)年) → 129件(令和7(2025)年)

<b>推進方針</b>	2-1-⑨ 新たな防災拠点における物資の集中管理【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平常時から災害用の備蓄品を保管し、また発災時に市外から送られてくる物資等を集積し、効率的に分配するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>

## リスクシナリオ 2-2

消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<b>推進方針</b>	2-2-① 災害対応の体制・資機材強化【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進します。</li> <li>● 消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化を推進します。</li> <li>● 応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図ります。</li> <li>● ICTの活用による住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図ります。</li> <li>● 災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努めます。</li> <li>● 緊急消防援助隊登録車両の更新、配備を行います。〔再掲〕</li> <li>● 消防団の資機材として、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、投光器、発電機、耐切削性手袋、無線機等を整備します。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防・救急活動事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>● 消防団運営事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>● 消防施設整備管理事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>● 自主防災会指導事業【消防本部消防署】〔再掲〕</li> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 防災行政無線・MCA無線等管理運営事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 消防車両整備事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>● 消防団救助資機材整備事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>推進方針</b>	2-2-② 地域の活動拠点施設の耐災害性の強化【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化します。</li> <li>● 消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進します。</li> <li>● 西部出張所移転建設事業を行います。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防庁舎等管理事業【消防本部総務課】</li> <li>● 緊急通報装置等受信事業【消防本部消防署】</li> <li>● 防災行政無線・MCA無線等管理運営事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 消防庁舎建設整備事業【消防本部総務課】</li> </ul>

<b>推進方針</b>	2-2-③ 消防団の充実強化の促進及び消防団員の確保【市・民間・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。</li> <li>● 地域によっては、災害時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、災害現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	● 消防団運営事業【消防本部総務課】〔再掲〕
<b>重要業績指標</b>	⇒消防団員の定員の充足率 ：98%(令和2(2020)年) → 100%(令和3(2021)年)

<b>推進方針</b>	2-2-④ 道路ネットワークの整備の推進【国・県・市】
<b>推進施策</b>	● 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進めます。
<b>関連事業</b>	● 道路新設改良事業【道路建設課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	2-2-⑤ 避難行動要支援者の救助・救急活動【市・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守る体制を整備します。</li> <li>● 防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者地域生活支援事業【福祉課】</li> <li>● 高齢者生活支援事業【長寿課】</li> <li>● 自主防災会指導事業【消防本部消防署】〔再掲〕</li> </ul>

### リスクシナリオ 2-3

想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

<b>推進方針</b>	2-3-① 帰宅困難者対策の推進【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市外からの通勤者及び観光客等、帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図ります。</li> <li>● 滞在場所となり得る公共施設等における受入スペースの整備を促進します。</li> <li>● 滞在者等の安全の確保に向けた取組を促進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	2-3-② 代替輸送手段の確保等【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震、土砂災害、洪水、津波、高潮等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにします。</li> <li>●鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	●地域公共交通事業【交通防犯課】

#### リスクシナリオ 2-4

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

<b>推進方針</b>	2-4-① 蒲郡市民病院における自立・分散型エネルギー供給の促進【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●蒲郡市民病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常時の電源確保に努めます。</li> <li>●蒲郡市民病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めます。</li> <li>●エネルギー効率の高い設備の導入を促進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	●病院建物等維持管理事業【市民病院】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	2-4-② 蒲郡市民病院等の防災・減災機能の強化【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●蒲郡市民病院や医療機関では、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行います。</li> <li>●蒲郡市民病院では、老朽化した設備の修繕や医療機器の定期的な更新を進めます。</li> <li>●機能停止を回避するための業務継続計画（BCP）を策定しておくとともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図ります。</li> <li>●広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用による適切な医療支援方策の検討を行います。</li> <li>●市内開業医との連携による医療提供体制を確保します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域医療連携事業【市民病院】</li> <li>●病院建物等維持管理事業【市民病院】〔再掲〕</li> <li>●災害救急棟建設事業及び災害拠点病院の指定取得【市民病院 管理課】</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒災害拠点病院の指定 ：令和5(2023)年

<b>推進方針</b>	2-4-③ 民間事業者との連携による燃料の確保【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発災時に燃料不足に陥らないよう、民間事業者と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保します。</li> </ul>

<b>推進方針</b>	2-4-④ 人工透析患者等への対策【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害で断水した場合、衛生的な水を大量に必要とする人工透析患者を抱える病院に対し、市が整えた運搬体制により水を運びます。</li> <li>●入院患者や人工透析患者等を被災地外の医療機関に搬送するための手段の確保を図ります。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療管理事業【市民病院】</li> <li>●地域医療事業【健康推進課】</li> </ul>

<b>推進方針</b>	2-4-⑤ 人工呼吸器及び在宅酸素療養者への対策【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人工呼吸器及び在宅酸素利用者等、災害時に電源を必要とする在宅療養者に対し、電源や医療用酸素等を提供します。</li> <li>●人工呼吸器等の利用者を把握し、災害時にも適切な支援を実施するため、平常時から関係機関等と連携を図りながら、情報を共有します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅医療介護連携推進事業【長寿課】</li> <li>●障害者地域生活支援事業【福祉課】〔再掲〕</li> <li>●地域医療連携事業【市民病院】〔再掲〕</li> </ul>

<b>推進方針</b>	2-4-⑥ 災害時における医療機能の確保・支援体制強化【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応援医療チームの活動を有効にするための本部を設置し、指揮・命令系統の確認とそれに伴う必要な環境整備、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の入力を行います。</li> <li>● 病院、施設、医療救護所を有効に使い救える命を救うため搬送手段の確立と連携を行います。</li> <li>● 医療救護所の立ち上げ予定地の環境整備を行います。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域医療事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>

<b>推進方針</b>	2-4-⑦ 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保【国・県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路新設改良事業【道路建設課】〔再掲〕</li> <li>● 道路補修事業【土木港湾課】〔再掲〕</li> <li>● 港湾整備事業【愛知県】、【土木港湾課】〔再掲〕</li> </ul>

<b>推進方針</b>	2-4-⑧ 医師の確保【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害が発生した場合は、蒲郡市医師会、蒲郡市歯科医師会、蒲郡市薬剤師会との協定に基づき、災害現場に設置する救護所またはその他医療救護を必要とする場所に各会の医師、歯科医師、薬剤師の派遣を受け、協働で被災者の救護にあたります。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域医療事業【健康推進課】〔再掲〕</li> </ul>

## リスクシナリオ 2-5

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

<b>推進方針</b>	2-5-① 衛生環境の確保等【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10(1998)年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持します。</li> <li>●感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進します。</li> <li>●高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設整備を実施します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境衛生事業【環境清掃課】</li> <li>●地域医療事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>●母子保健事業【健康推進課】</li> <li>●予防接種事業【健康推進課】</li> <li>●保健事業【健康推進課】</li> <li>●地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業【長寿課】</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒災害協定締結数〔再掲〕 ：109件(令和2(2020)年) → 129件(令和7(2025)年)

<b>推進方針</b>	2-5-② 下水道施設の耐震化・下水道業務継続計画（BCP）の充実【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主要な下水道施設の耐震化を早急に進めるとともに、下水道業務継続計画（BCP）の充実を進めます。</li> <li>●下水処理場、ポンプ場の耐水化計画・実施設計・工事を行います。</li> <li>●下水処理場の耐震化を行います。</li> <li>●下水処理場、ポンプ場の計画的な設備更新等を行います。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●単独公共下水道污水管渠築造事業【下水道課】</li> <li>●豊川流域関連公共下水道管渠築造事業【下水道課】</li> <li>●雨水施設築造事業【下水道課】</li> <li>●管渠等維持補修事業【下水道課】</li> <li>●実施設計委託事業【下水道課】</li> <li>●処理場維持管理事業【下水道浄化センター】</li> <li>●ポンプ場維持管理事業【下水道浄化センター】</li> <li>●ストックマネジメントによる管更生工事および計画策定事業【下水道課】</li> <li>●汚水幹線管内調査事業【下水道課】</li> <li>●下水処理場・ポンプ場耐水化事業【下水道浄化センター】</li> <li>●下水処理場耐震化事業【下水道浄化センター】</li> <li>●ストックマネジメント計画による下水処理場改築【下水道浄化センター】</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒下水道（重要管路）の耐震化率 ：16.8%(令和2(2020)年) → 20.0%(令和10(2028)年)

<b>推進方針</b>	2-5-③ 避難所となる施設の衛生環境の確保【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保ちます。</li> <li>● 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画します。</li> <li>● 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにします。</li> <li>● 避難所となる小中学校のトイレの洋式化、内装の改修等を行い、トイレ環境を改善します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境衛生事業【環境清掃課】〔再掲〕</li> <li>● 地域医療事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 母子保健事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 予防接種事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 保健事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 小中学校のトイレ改修工事【教育委員会庶務課】</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒避難所保育園の備蓄倉庫設置箇所数〔再掲〕 : 4箇所(令和3(2021)年) → 14箇所(令和5(2023)年) ⇒災害協定締結数〔再掲〕 : 109件(令和2(2020)年) → 129件(令和7(2025)年)
<b>推進方針</b>	2-5-④ 浄化槽の整備【市・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 合併処理浄化槽転換設置等整備補助事業【環境清掃課】</li> </ul>

## リスクシナリオ 2-6

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

<b>推進方針</b>	2-6-① 避難所における良好な生活環境の確保等【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新を進めます。</li> <li>● 学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を行います。</li> <li>● 避難所としての防災機能を強化するため、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化などを進めます。</li> <li>● 避難所のトイレ不足に対応するため、簡易トイレ、マンホールトイレ等の整備を促進します。</li> <li>● 避難所となる公民館の衛生環境を災害時も良好に保つため、老朽化した公民館は建て替えを検討するとともに、外壁塗装を行うことで建て替えまでの長寿命化を図ります。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公民館施設整備事業【教育委員会生涯学習課】</li> <li>● 小中学校施設管理事業【教育委員会庶務課】〔再掲〕</li> <li>● 小中学校建設事業【教育委員会庶務課】〔再掲〕</li> <li>● 小中学校のトイレ改修工事【教育委員会庶務課】〔再掲〕</li> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒避難場所となりうる小中学校トイレの洋式化率 : 65.8%(令和元(2019)年度末) → 100%(令和4(2022)年度末)

<b>推進方針</b>	2-6-② 避難所の運営体制等の整備【市・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の円滑な自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や高齢者、障がい者及び外国人等、災害時に必要となる配慮や支援等の多様性や、地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進します。</li> <li>● 地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促します。</li> <li>● 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる、福祉避難所の指定促進を図ります。</li> <li>● 絵を指さすことで意思疎通を図ることができるコミュニケーション支援ボードを各避難所に整備し、高齢者や障がい者、外国人等、要配慮者等の避難所生活支援を推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕
<b>重要業績指標</b>	⇒避難所へのコミュニケーション支援ボード設置箇所数 : 13%(令和 2(2020)年度末) 地域避難所のみ設置済 → 100%(令和 3(2021)年度末) 全ての指定避難所、福祉避難所、届出避難所に設置する。 ⇒避難所へのピクトグラム設置箇所数 : 0%(令和 2(2020)年度末) → 100%(令和 3(2021)年度末)
<b>推進方針</b>	2-6-③ 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等【市・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の生活環境や健康状態の維持について自ら考え、行動できる人を増やすために学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、自分の身は自分で守る「自助」、地域で協力し助け合う「共助」の理解を深めるため、継続的に防災訓練や防災教育等を行います。</li> <li>● 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 女性防火クラブ・少年消防クラブ運営事業【消防本部予防課】〔再掲〕</li> <li>● 自主防災会指導事業【消防本部消防署】〔再掲〕</li> </ul>

<b>推進方針</b>	2-6-④ 避難所における必要物資の確保等【市】
<b>推進施策</b>	●避難所で必要となる水、食料、衛生用品、燃料などの必要物資の確保に関し、円滑な支援物資輸送を実施するための体制を構築し、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにします。
<b>関連事業</b>	●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕
<b>重要業績指標</b>	⇒避難所保育園の備蓄倉庫設置箇所数〔再掲〕 ：4箇所(令和3(2021)年) → 14箇所(令和5(2023)年) ⇒避難所の非常食備蓄率〔再掲〕 ：100%(令和2(2020)年) → 100%維持(令和7(2025)年) ⇒災害協定締結数〔再掲〕 ：109件(令和2(2020)年) → 129件(令和7(2025)年)
<b>推進方針</b>	2-6-⑤ 避難所外避難者への対策の整備【市】
<b>推進施策</b>	●在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進めます。
<b>関連事業</b>	●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕
<b>推進方針</b>	2-6-⑥ 被災者の健康管理【県・市・民間】
<b>推進施策</b>	●主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築します。
<b>関連事業</b>	●保健事業【健康推進課】〔再掲〕 ●母子保健事業【健康推進課】〔再掲〕 ●子育て包括支援センター事業【健康推進課】 ●地域医療事業【健康推進課】〔再掲〕
<b>推進方針</b>	2-6-⑦ 住宅・建築物の耐震化等【市・民間】
<b>推進施策</b>	●膨大な数の被災者が発生し、避難所の過密状態及び大幅な不足を可能な限り回避するため、指定避難所とされている公共施設が確実に使用できるよう耐震化等を進めます。 ●在宅での避難生活を可能にするため、住宅・建築物の耐震化を進めます。
<b>関連事業</b>	●住宅・建築物耐震改修事業【建築住宅課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	2-6-⑧ 避難生活における要配慮者支援【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障がい者、妊産婦、外国人などの要配慮者に配慮した避難生活の環境整備に必要な措置を講じます。</li> <li>● 平常時から手話通訳の確保及び養成を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図ります。</li> <li>● 福祉避難所の指定を促進し、避難行動要支援者の受入可能な施設等の体制を構築します。</li> <li>● 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を周知し、円滑かつ迅速な避難ができるよう支援します。</li> <li>● 絵を指さすことで意思疎通を図ることができるコミュニケーション支援ボードを各避難所に整備し、高齢者や障がい者、外国人等、要配慮者等の避難所生活支援を推進します。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者地域生活支援事業【福祉課】〔再掲〕</li> <li>● 高齢者生活支援事業【長寿課】〔再掲〕</li> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒避難所へのコミュニケーション支援ボード設置箇所数〔再掲〕 : 13%(令和2(2020)年度末) 地域避難所のみ設置済 → 100%(令和3(2021)年度末) 全ての指定避難所、福祉避難所、届出避難所に設置する。 ⇒避難所へのピクトグラム設置箇所数〔再掲〕 : 0%(令和2(2020)年度末) → 100%(令和3(2021)年度末)
<b>推進方針</b>	2-6-⑨ 避難行動要支援者への支援【市・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市は、避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をします。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者地域生活支援事業【福祉課】〔再掲〕</li> <li>● 高齢者生活支援事業【長寿課】〔再掲〕</li> </ul>

## リスクシナリオ 2-7

感染症発生による多数の感染者の発生

<b>推進方針</b>	2-7-① 災害時における防疫体制の確保【県・市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時における疫病・感染症等の拡大を防止するため、特に「蒲郡市新型インフルエンザ等対策行動計画」における「避難所の感染防止対策」に基づき、感染症の予防や蔓延防止のため知識や情報の提供を行うとともに、必要な資器材の整備を推進します。</li> <li>●国内外の感染症の流行状況の早期把握・対応に努めるとともに、保健所・医療機関・消防等との連携体制を構築し、保健・医療活動を支える取組を推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>●地域医療事業【健康推進課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>推進方針</b>	2-7-② 衛生環境の確保等〔再掲〕【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10(1998)年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持します。〔再掲〕</li> <li>●感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進します。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境衛生事業【環境清掃課】〔再掲〕</li> <li>●予防接種事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>●保健事業【健康推進課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒災害協定締結数〔再掲〕 ：109件(令和2(2020)年) → 129件(令和7(2025)年)

<b>推進方針</b>	2-7-③ 避難所となる施設の衛生環境の確保〔再掲〕【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保ちます。〔再掲〕</li> <li>● 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画します。〔再掲〕</li> <li>● 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにします。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境衛生事業【環境清掃課】〔再掲〕</li> <li>● 地域医療事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 母子保健事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 予防接種事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 保健事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 小中学校のトイレ改修工事【教育委員会庶務課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒災害協定締結数〔再掲〕 ：109 件(令和 2(2020)年) → 129 件(令和 7(2025)年)

## リスクシナリオ 2-8

新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の発生による多数の感染者及び死者の発生

<b>推進方針</b>	2-8-① 災害時における新型感染症の大流行を抑制する体制の確保【県・市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時における新型コロナウイルス、新型インフルエンザの発生及び大流行を防止するため、県と連携して感染予防や蔓延防止のための知識や情報の提供を行います。</li> <li>● 避難所等における感染防止を考慮した資機材を整備するとともに、避難所内の部屋の配置及び健常者と感染者が接することを防ぐ動線の確保等、感染防止の取組を推進します。</li> <li>● 国内外の感染症の流行状況の早期把握・対応に努めるとともに、保健所・医療機関・消防等との連携体制を構築し、保健・医療活動を支える取組を推進します。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 地域医療事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ 3-1

被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

<b>推進方針</b>	3-1-① 避難所等における治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化【県・市】
<b>推進施策</b>	●警察と連携して、治安の確保を図るとともに、光源や情報を得るために必要な非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図ります。
<b>関連事業</b>	●交通安全施設設置事業【交通防犯課】 ●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕 ●防犯対策事業【交通防犯課】
<b>推進方針</b>	3-1-② 公共の安全等の秩序維持体制の整備【県・市・地域】
<b>推進施策</b>	●警察、防犯ボランティアと連携を強化し、公共の安全等の秩序維持を図ります。
<b>関連事業</b>	●防犯対策事業【交通防犯課】〔再掲〕
<b>推進方針</b>	3-1-③ 地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援【市・地域】
<b>推進施策</b>	●ハザードマップの周知や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図ります。 ●高齢者や乳幼児、障がい者や外国人の方達など災害時に特に配慮が必要となる要配慮者の支援のため、地域全体で支える仕組みの構築を進めます。
<b>関連事業</b>	●住民自治組織連携事業【協働まちづくり課】 ●地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕 ●自主防災会指導事業【消防本部消防署】〔再掲〕

## リスクシナリオ 3-2

市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<b>推進方針</b>	3-2-① 市役所の機能維持【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災対策の要となる市職員に対し、災害に関する職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図ります。</li> <li>● 県との情報通信ネットワークの冗長化等を図ります。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕
<b>重要業績指標</b>	⇒職員用非常食の備蓄率 ：20%(令和2(2020)年度) → 100%(令和5(2023)年度)
<b>推進方針</b>	3-2-② 市役所の業務継続計画の見直し【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の見直しや、訓練により実効性の向上を図り、業務継続力を強化します。</li> <li>● 災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保に取り組みます。</li> </ul>
<b>推進方針</b>	3-2-③ 災害時における行政職員の不足への対応【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時における行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めます。</li> <li>● 市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、広域防災体制を確保するため、受援体制の整備を進めます。</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒災害協定締結数〔再掲〕 ：109件(令和2(2020)年) → 129件(令和7(2025)年)
<b>推進方針</b>	3-2-④ 防災拠点等の耐震化等の推進【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災拠点として位置付けられている官庁施設等については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して、耐震化や水害対策等を着実に推進します。</li> <li>● 消防庁舎等の防災拠点となる公共施設等について、耐震化及び水害対策に早急に取り組みます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市庁舎管理事業【行政課】〔再掲〕</li> <li>● 消防庁舎建設整備事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> </ul>

<b>推進方針</b>	3-2-⑤ 防災拠点等の電力確保等【国・県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電力供給遮断などの非常時において、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）での機能維持等を図るため、非常用電源の充実を推進します。</li> <li>● 蒲郡市民病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図ります。</li> <li>● 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、情報共有等に係る国・県間との連携スキームの構築を推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 市庁舎管理事業【行政課】〔再掲〕</li> </ul>

<b>推進方針</b>	3-2-⑥ 復旧復興施策や被災者支援の取組等【県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平常時から、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25(2013) 年法律第 55 号）」の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を県と共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図ります。</li> <li>● 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組みます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急復旧事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>

<b>推進方針</b>	3-2-⑦ 住民等の自発的な防災行動の促進【市・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における自助、共助の理解を深め、防災意識の高揚を進めるとともに、防災訓練、防災備品等の整備など地域の防災強化を促進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 自主防災会指導事業【消防本部消防署】〔再掲〕</li> </ul>

<b>推進方針</b>	3-2-⑧ タイムラインの策定【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討します。</li> </ul>

<b>推進方針</b>	3-2-⑨ 応急活動等の継続のための事前対策【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関が応急活動、復旧・復興活動を継続できるよう、庁舎や消防署等の重要施設の浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を検討します。</li> </ul>

<p><b>推進方針</b></p>	<p>3-2-⑩ 国・県・市町村間の連携強化【国・県・市】</p>
<p><b>推進施策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言など、国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておきます。</li> <li>●迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進めます。</li> </ul>

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

**リスクシナリオ 4-1**

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

<b>推進方針</b>	4-1-① 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等【市】
<b>推進施策</b>	●災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い、耐災害性の強化・高度化に資する対応策を推進します。
<b>関連事業</b>	●防災行政無線・MCA無線等管理運営事業【防災課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	4-1-② 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進【国・県・市】
<b>推進施策</b>	●電力等の長期供給停止を発生させないように、国・県と連携して地震対策を進めるとともに、地域の防災対策を着実に推進します。
<b>関連事業</b>	●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕

**リスクシナリオ 4-2**

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<b>推進方針</b>	4-2-① 多様な情報提供手段の確保【市】
<b>推進施策</b>	●テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）など、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図ります。 ●甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を防災行政無線、安心ひろめーる等で提供します。
<b>関連事業</b>	●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕
<b>重要業績指標</b>	⇒安心ひろめーる登録者数〔再掲〕 ：10,523人(令和2(2020)年) → 14,500人(令和7(2025)年) ⇒防災行政無線子局のデジタル化率〔再掲〕 ：100% 令和12(2030)年度まで

## リスクシナリオ 4-3

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<b>推進方針</b>	4-3-① 効果的な教育・啓発の実施【市・地域】
<b>推進施策</b>	●情報が得られない中であっても主体的に避難ができるよう、ハザードマップの周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進します。
<b>関連事業</b>	●地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	4-3-② 情報収集・伝達手段の多様化の推進【国・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全ての住民に全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報を確実に提供するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携する情報伝達手段の多重化に努めます。</li> <li>●市における全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム（Lアラート）や関係者間の合同訓練、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備を推進します。</li> <li>●消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供し、外国人を含む旅行者等へ情報を提供するなど、多面的な施策を着実に推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線・MCA無線等管理運営事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>●公的サイン整備事業【都市計画課】</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒公的サイン設置箇所数 ：74箇所(令和元(2019)年) → 79箇所(令和6(2024)年)

<b>推進方針</b>	4-3-③ 避難勧告等の発令【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるよう、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供します。</li> <li>●要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じます。</li> <li>●避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令します。</li> <li>●日本語能力が十分でない外国人が災害時に取り残されることのないよう、多言語による情報提供を進めます。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	●防災行政無線・MCA無線等管理運営事業【防災課】〔再掲〕

## (5) 経済活動を機能不全に陥らせない

### リスクシナリオ 5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

推進方針	5-1-① 個別企業業務継続計画（BCP）策定等の推進【市・民間】
推進施策	●市内企業の事業継続や早期復旧を可能とするため、企業業務継続計画（BCP）策定に関する情報提供や周知・啓発を促進します。
関連事業	●地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕

### リスクシナリオ 5-2

エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

推進方針	5-2-① 燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備【国・県・市・民間】
推進施策	●緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進めます。 ●エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を推進します。 ●各ライフライン機関との防災訓練や協定締結により、連携強化を推進します。
関連事業	●道路新設改良事業【道路建設課】〔再掲〕 ●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕

### リスクシナリオ 5-3

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

推進方針	5-3-① 有害物質等の流出防止対策【市】
推進施策	●災害時に、有害物質が飛散する兆候がある場合、災害情報共有システム（Lアラート）等から情報を関係機関、地域住民等へ通知します。

## リスクシナリオ 5-4

陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

<b>推進方針</b>	5-4-① 交通施設の防災対策の推進【国・県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進めます。</li> <li>● 県と連携して港湾施設の耐震化、耐波耐津波対策、道路の浸水対策、斜面崩落防止対策等、交通インフラの強化を進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路新設改良事業【道路建設課】〔再掲〕</li> <li>● 道路補修事業【愛知県】、【土木港湾課】〔再掲〕</li> <li>● 港湾整備事業【愛知県】、【土木港湾課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>推進方針</b>	5-4-② 輸送モードの連携・代替性の確保【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図ります。</li> <li>● 公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民等への提供する体制を構築します。</li> <li>● 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化します。</li> <li>● 鉄道や自動車を利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域公共交通事業【交通防犯課】〔再掲〕</li> </ul>

## リスクシナリオ 5-5

食料等の安定供給の停滞

<b>推進方針</b>	5-5-① 食品産業事業者等の災害対策の強化【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による事業継続計画（BCP）の策定を促進します。</li> <li>● 自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていきます。</li> <li>● 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化します。</li> </ul>

<b>推進方針</b>	5-5-② 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設の機能強化、農業用水施設の耐震化など、災害対応力強化のためのハード対策の適切な推進を図ります。</li> <li>● 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進します。</li> <li>● 環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域活動の支援を行い、水産業の再生・漁村の活性化を図ります。</li> <li>● 農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。</li> <li>● ほ場の区画整理、道路及び用排水路の整備などを行います。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水路改修事業【農林水産課】〔再掲〕</li> <li>● 土地改良施設維持補修事業【農林水産課】〔再掲〕</li> <li>● 林業振興事業【農林水産課】〔再掲〕</li> <li>● 水産業強化支援事業【農林水産課】</li> <li>● 水産多面的機能発揮対策事業【農林水産課】</li> <li>● 農業農村多面的機能支払事業【農林水産課】</li> <li>● ため池改修等事業（愛知県実施：負担金）【農林水産課】</li> <li>● ほ場整備事業（蒲郡市土地改良区実施）【農林水産課】</li> </ul>

## リスクシナリオ 5-6

異常渇水等による用水の供給の途絶

<b>推進方針</b>	5-6-① 上水道及び農業用水施設の耐震化等の推進【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上水道、農業用水の耐震化について、市や事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進めます。</li> <li>● 老朽化が進む上水道や農業用水に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 送配水管整備事業【水道課】〔再掲〕</li> <li>● 基幹管路更新事業【水道課】〔再掲〕</li> <li>● 配水場施設改良事業【水道課】〔再掲〕</li> <li>● 豊川用水振興事業【農林水産課】</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒配水池の耐震化〔再掲〕 : 99.2%(平成 30(2018)年度) → 100%(令和 11(2029)年度) ⇒基幹となる水道管路の耐震化〔再掲〕 : 37.8%(平成 30(2018)年度) → 60%(令和 11(2029)年度)

<b>推進方針</b>	5-6-② 水の安定供給【国・県・市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制の確立等を促進します。</li> <li>● 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行います。</li> <li>● 水循環基本法（平成 26(2014) 年法律第 16 号）に基づき、水資源関連施設の機能強化の取組を促進します。</li> <li>● 関係機関と連携して、老朽化した水路の改築、併設水路の新設及び大規模地震対策により、水の安定供給、適切な維持管理及び水利用の効率化を図る豊川用水二期事業を推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊川水源関連事業【企画政策課】</li> <li>● 水道水源保全交流事業【企画政策課】</li> <li>● 渇水に強いまちづくり事業【水道課】</li> <li>● 豊川用水振興事業【農林水産課】〔再掲〕</li> </ul>

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### リスクシナリオ 6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

<b>推進方針</b>	6-1-① 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化【市・民間】
<b>推進施策</b>	●災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン機関との協力体制の強化を推進します。
<b>推進方針</b>	6-1-② 石油燃料の確保【市・民間】
<b>推進施策</b>	●発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を推進します。
<b>推進方針</b>	6-1-③ 自立・分散型エネルギーの導入の促進等【市・民間】
<b>推進施策</b>	●再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進します。
<b>関連事業</b>	●住宅用エネルギーシステム導入補助事業【環境清掃課】 ●次世代自動車購入補助事業【環境清掃課】
<b>重要業績指標</b>	⇒住宅用地球温暖化対策設備（一体的導入）導入費補助件数 ：19件(令和1(2019)年度末) → 36件(令和7(2025)年度末)

## リスクシナリオ 6-2

上水道等の長期間にわたる機能停止

<b>推進方針</b>	6-2-① 上水道施設の耐震化等の推進【県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上水道施設の耐震性が不足している施設については、計画的に耐震化を推進します。</li> <li>● 県との連携による人材やノウハウの強化等を進めます。</li> <li>● 上水道施設が被害を受けないよう地震対策を進めます。</li> <li>● 上水道の管路更新（耐震管への更新）及び配水施設の耐震化を計画的に進めます。</li> <li>● 上水道施設への電力の臨時供給のための体制整備を図ります。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 送配水管整備事業【水道課】〔再掲〕</li> <li>● 基幹管路更新事業【水道課】〔再掲〕</li> <li>● 配水場施設改良事業【水道課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒配水池の耐震化〔再掲〕 : 99.2%(平成 30(2018)年度) → 100%(令和 11(2029)年度) ⇒基幹となる水道管路の耐震化〔再掲〕 : 37.8%(平成 30(2018)年度) → 60%(令和 11(2029)年度)
<b>推進方針</b>	6-2-② 上水道等の復旧の体制等の強化【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保を進めます。</li> <li>● 上水道の応急復旧計画について、その実効性を向上させます。</li> </ul>

## リスクシナリオ 6-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

<b>推進方針</b>	6-3-① 下水道施設の耐震化等・下水道業務継続計画（BCP）の充実【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道の処理場施設及び幹線管きよ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進めます。</li> <li>● 迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道業務継続計画（BCP）の充実を進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 単独公共下水道污水管渠築造事業【下水道課】〔再掲〕</li> <li>● 豊川流域関連公共下水道管渠築造事業【下水道課】〔再掲〕</li> <li>● 雨水施設築造事業【下水道課】〔再掲〕</li> <li>● 管渠等維持補修事業【下水道課】〔再掲〕</li> <li>● 実施設計委託事業【下水道課】〔再掲〕</li> <li>● 処理場維持管理事業【下水道浄化センター】〔再掲〕</li> <li>● ポンプ場維持管理事業【下水道浄化センター】〔再掲〕</li> <li>● 処理場の耐震化・耐水化【下水道浄化センター】</li> <li>● ポンプ場の耐震化・耐水化【下水道浄化センター】</li> <li>● 自家発電設備等の整備、維持管理【下水道浄化センター】</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒蒲郡市下水道浄化センターなどの耐震化 : 耐震化完了施設 令和 10(2028)年度目標 90%達成 ⇒下水道（重要管路）の耐震化率〔再掲〕 : 16.8%(R2(2020)年) → 20.0%(R10(2028)年)
<b>推進方針</b>	6-3-② 汚水処理施設等の防災対策の強化【国・県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、県下水道事業における災害時支援に関する要領に基づく連絡体制の確保、下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールに基づく支援体制等が円滑に行われるよう関連する訓練、連絡会議に参加し、非常時の、国、県、日本下水道事業団等との連携確保を図ります。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理場の耐震化・耐水化【下水道浄化センター】〔再掲〕</li> <li>● ポンプ場の耐震化・耐水化【下水道浄化センター】〔再掲〕</li> <li>● 自家発電設備等の整備、維持管理【下水道浄化センター】〔再掲〕</li> </ul>

## リスクシナリオ 6-4

交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

<b>推進方針</b>	6-4-① 陸・海の輸送ルート確保の強化【国・県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワークの整備を進めます。</li> <li>●県と連携して緊急輸送道路等の老朽化対策等を着実に進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路補修事業【愛知県】、【土木港湾課】〔再掲〕</li> <li>●道路新設改良事業【道路建設課】〔再掲〕</li> <li>●橋りょう新設改修事業【土木港湾課】</li> </ul>
<b>推進方針</b>	6-4-② 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備【国・県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察と連携して、大規模地震発災後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、業務継続計画（BCP）の策定など必要な体制整備を図ります。</li> <li>●代替輸送ルート計画の支援などについて、検討を進めます。</li> <li>●広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、国・県と連携して基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進めます。</li> </ul>
<b>推進方針</b>	6-4-③ 災害時における放置車両対策【県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保します。</li> </ul>
<b>推進方針</b>	6-4-④ 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進【国・県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、国・県と連携して幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進めます。</li> </ul>
<b>推進方針</b>	6-4-⑤ 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進します。</li> </ul>

<b>推進方針</b>	6-4-⑥ 三河港の業務継続力の強化【県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伊勢湾内の広域連携により緊急物資輸送や港湾物流機能の早期回復の実現を目的として、平成28年2月に策定された「伊勢湾港湾機能継続計画（BCP）」及び「緊急確保航路等航路啓開計画」について、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえた見直しを推進します。</li> <li>●災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため策定した三河港BCP（事業継続計画）について、今後、学習・訓練を定期的実施し、継続的な改善を推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	●港湾整備事業【愛知県】、【土木港湾課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	6-4-⑦ 防災拠点の整備【市】
<b>推進施策</b>	●交通が遮断され、物資が届かなくなる状況を考慮し、平常時から市の備蓄品を集中管理し保管するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。
<b>関連事業</b>	●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕

## リスクシナリオ 6-5

防災インフラの長期間にわたる機能不全

<b>推進方針</b>	6-5-① 防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進【県・市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、県と連携して市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化を促進します。</li> <li>●津波または高潮被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の高上げの整備を促進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川改良・維持整備事業【愛知県】、【土木港湾課】〔再掲〕</li> <li>●港湾整備事業【愛知県】、【土木港湾課】〔再掲〕</li> </ul>

<b>推進方針</b>	6-5-② 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組【市】
<b>推進施策</b>	●大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧する体制を強化するために、県等が開催する迅速な応急・災害復旧を学ぶための研修への参加や訓練等を行います。
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスクシナリオ 7-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

<b>推進方針</b>	7-1-① 救助活動能力の充実・強化【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進します。</li> <li>●消防団、自主防災組織の充実強化、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進めます。</li> <li>●耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防・救急活動事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>●消防施設整備管理事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>●消防団運営事業【消防本部総務課】〔再掲〕</li> <li>●自主防災会指導事業【消防本部消防署】〔再掲〕</li> <li>●防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>推進方針</b>	7-1-② 火災に強いまちづくり等の推進【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模火災のリスクが高い市街地については、耐震性の低い建築物の除却や、後退整備等により、解消に向けた取組を進めます。</li> <li>●老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進します。</li> <li>●災害時の避難・延焼遮断空間となる緑地・公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備、民有地緑化を推進します。</li> <li>●避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物除却事業【建築住宅課】〔再掲〕</li> <li>●公園整備事業【都市計画課】〔再掲〕</li> <li>●優良建築物等整備事業【都市計画課】〔再掲〕</li> <li>●蒲郡蒲南土地区画整理事業【区画整理課】〔再掲〕</li> <li>●蒲郡中部土地区画整理事業【区画整理課】〔再掲〕</li> <li>●蒲郡駅南土地区画整理事業【区画整理課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒公園整備事業箇所数〔再掲〕 : 32 箇所 21.8ha(令和 2(2020)年) → 36 箇所 22.5ha(令和 10(2028)年) ⇒施行中の蒲郡蒲南地区土地区画整理事業進捗率〔再掲〕 : 98.8%(令和元(2019)年) → 100%(令和 6(2024)年) ⇒施行中の蒲郡中部地区土地区画整理事業進捗率〔再掲〕 : 84.3%(令和元(2019)年) → 100%(令和 9(2027)年) ⇒施行中の蒲郡駅南地区土地区画整理事業進捗率〔再掲〕 : 96.7%(令和元(2019)年) → 100%(令和 8(2026)年)

<b>推進方針</b>	7-1-③ 消防水利の確保【市】
<b>推進施策</b>	●地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備検討を進めます。
<b>関連事業</b>	●消防施設整備管理事業【消防本部総務課】〔再掲〕 ●送配水管整備事業【水道課】〔再掲〕 ●配水場施設改良事業【水道課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	7-1-④ 消防団員の確保等【市・民間・地域】
<b>推進施策</b>	●地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施します。〔再掲〕 ●大規模火災時にも対応できるよう、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。
<b>関連事業</b>	●消防団運営事業【消防本部総務課】〔再掲〕 ●自主防災会指導事業【消防本部消防署】〔再掲〕

## リスクシナリオ 7-2

海上・臨海部の広域複合災害の発生

<b>推進方針</b>	7-2-① 海岸堤防の耐震化等の推進【県・市】
<b>推進施策</b>	●三河港については、津波等による浸水を防ぐため、県と連携して堤防の耐震化等を促進します。〔再掲〕
<b>関連事業</b>	●港湾整備事業【愛知県】、【土木港湾課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	7-2-② 河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進【市】
<b>推進施策</b>	●発災後の市内の排水機能を確保するため、排水機場等の耐震対策を推進します。〔再掲〕 ●河川・海岸の水門及び防潮樋門等の耐震化を推進します。
<b>関連事業</b>	●ポンプ場整備事業【下水道浄化センター】〔再掲〕 ●防潮樋門維持整備事業【下水道課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	7-2-③ 漂流物防止対策の推進【市】
<b>推進施策</b>	●大規模自然災害によるコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等の流出による二次災害を防止するため海岸漂着物等の処理を推進します。
<b>関連事業</b>	●海岸漂着物回収事業【環境清掃課】 ※愛知県海岸漂着物対策推進計画に基づく重点区域が範囲です。

<b>推進方針</b>	7-2-④ 自然環境の保全・再生【市】
<b>推進施策</b>	●自然環境が持つ防災・減災機能を利用することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図ることが期待されることから、自然環境の保全を促進します。

### リスクシナリオ 7-3

沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

<b>推進方針</b>	7-3-① 沿道の住宅・建築物の耐震化の促進【市・民間・地域】
<b>推進施策</b>	●沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への耐震改修等の対策を推進します。 ●沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促します。
<b>関連事業</b>	●住宅・建築物耐震改修事業【建築住宅課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	7-3-② 災害情報の収集体制の強化【市】
<b>推進施策</b>	●各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図ります。 ●自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保により、通行できない場所を迅速に把握できるようにします。

## リスクシナリオ 7-4

排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

<b>推進方針</b>	7-4-① ため池の防災対策の推進【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ため池ハザードマップの周知など総合的な対策を実施します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ため池改修等事業【農林水産課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒ 農業用ため池の耐震診断の実施 : 9 箇所(令和 3(2021)年) → 14 箇所(令和 7(2025)年) ⇒ 農業用ため池の耐震化等の整備 : 3 箇所(令和 3(2021)年) → 5 箇所(令和 7(2025)年)
<b>推進方針</b>	7-4-② ポンプ等の防災対策の推進【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、ポンプ場等の耐震化を推進します。</li> <li>● ポンプ場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行います。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ポンプ場維持管理事業【下水道浄化センター】〔再掲〕</li> </ul>
<b>推進方針</b>	7-4-③ 土砂災害対策の推進【県・市・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、県と連携してハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進めます。〔再掲〕</li> <li>● 土砂災害に対して人的被害を防止するため、国・県と連携して土砂災害防止施設の適切な維持管理・更新を推進します。〔再掲〕</li> <li>● 土砂災害警戒区域等の指定がなされた地域に対し、ハザードマップ等を作成・配布して土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供を行うとともに、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時から住民の防災意識向上を推進します。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急傾斜地崩壊対策事業【愛知県】〔再掲〕</li> <li>● 急傾斜地崩壊対策負担金事業【土木港湾課】〔再掲〕</li> </ul>

## リスクシナリオ 7-5

### 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

<p><b>推進方針</b></p>	<p>7-5-① 有害物質の流出等の防止対策の推進【県・市・民間】</p>
<p><b>推進施策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県に協力して事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進めます。</li> <li>● 県に協力して有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行います。</li> <li>● 化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高めます。</li> <li>● 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、県に協力して化学物質排出・移動量届出（P R T R）制度に基づくデータベースの有効活用を図ります。</li> </ul>
<p><b>推進方針</b></p>	<p>7-5-② 石綿飛散防止対策【県・市・民間】</p>
<p><b>推進施策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、県に協力して立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底について指導を進めます。</li> <li>● 所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を促進します。</li> <li>● 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、県に協力して平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を検討します。</li> <li>● 地震や津波により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、県に協力して石綿管から塩ビ管等への更新を進めます。</li> </ul>
<p><b>推進方針</b></p>	<p>7-5-③ P C B 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減【県・市・民間】</p>
<p><b>推進施策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保管中のP C B 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県と連携して保管事業者に対し、P C B 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していきます。</li> <li>● 市が所有する施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させます。</li> </ul>

<b>推進方針</b>	7-5-④ 環境測定機能の強化【市】
<b>推進施策</b>	●大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、必要があれば環境調査センターに環境測定を依頼します。

## リスクシナリオ 7-6

農地・森林等の被害による土地の荒廃

<b>推進方針</b>	7-6-① 農地や農業用水施設等の保全管理と体制整備【市・地域】
<b>推進施策</b>	●農業農村多面的機能支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進めます。 ●地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進します。
<b>関連事業</b>	●水路改修事業【農林水産課】〔再掲〕 ●ため池改修等事業【農林水産課】〔再掲〕 ●土地改良施設維持補修事業【農林水産課】〔再掲〕 ●農業農村多面的機能支払事業【農林水産課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	7-6-② 適切な森林の整備・保全【市・地域】
<b>推進施策</b>	●森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進します。 ●地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図ります。 ●5年毎に行う林道橋定期点検結果により対象となった橋梁を修繕し長寿命化を図ります。
<b>関連事業</b>	●森林整備促進事業【農林水産課】〔再掲〕 ●林業振興事業【農林水産課】〔再掲〕 ●林道維持整備事業【農林水産課】 ●林道橋長寿命化対策事業【農林水産課】
<b>重要業績指標</b>	⇒森林整備・保全活動組織数 ：8組織(令和2(2020)年) → 10組織(令和7(2025)年) ⇒間伐等の実施による森林の保全活動面積 ：16.57ha(令和3(2021)年) → 83.06ha(令和7(2025)年)

<b>推進方針</b>	7-6-③ 自然と共生した多様な森林づくりの推進【市・地域】
<b>推進施策</b>	●野生鳥獣被害対策を実施するとともに、森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組を進めます。
<b>関連事業</b>	●森林整備促進事業【農林水産課】〔再掲〕 ●有害鳥獣駆除事業（蒲郡市鳥獣被害防止対策協会実施） 【農林水産課】

<b>推進方針</b>	7-6-④ 農地・森林等の荒廃の防止【市・地域】
<b>推進施策</b>	●農地・森林等の荒廃を防ぎ、土地保全機能を適切に発揮させます。
<b>関連事業</b>	●農業振興事業【農林水産課】 ●林業振興事業【農林水産課】〔再掲〕 ●森林整備促進事業〔再掲〕 ●農業農村多面的機能支払事業〔再掲〕

## リスクシナリオ 7-7

感染症発生による多数の感染者の発生

<b>推進方針</b>	7-7-① 災害時における防疫体制の確保【県・市・民間】
<b>推進施策</b>	●大規模災害時における疫病・感染症等の拡大を防止するため、特に「蒲郡市新型インフルエンザ等対策行動計画」における「避難所の感染防止対策」に基づき、感染症の予防や蔓延防止のため知識や情報の提供を行うとともに、必要な資器材の整備を推進します。〔再掲〕 ●国内外の感染症の流行状況の早期把握・対応に努めるとともに、保健所・医療機関・消防等との連携体制を構築し、保健・医療活動を支える取組を推進します。〔再掲〕

<b>推進方針</b>	7-7-② 衛生環境の確保等〔再掲〕【市・民間】
<b>推進施策</b>	●災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10(1998)年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持します。〔再掲〕 ●感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進します。〔再掲〕
<b>関連事業</b>	●環境衛生事業【環境清掃課】〔再掲〕 ●地域医療連携事業【健康推進課】〔再掲〕 ●予防接種事業【健康推進課】〔再掲〕 ●保健事業【健康推進課】〔再掲〕
<b>重要業績指標</b>	⇒災害協定締結数〔再掲〕 ：109件(令和2(2020)年) → 129件(令和7(2025)年)

<b>推進方針</b>	7-7-③ 避難所となる施設の衛生環境の確保〔再掲〕【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保ちます。〔再掲〕</li> <li>● 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画します。〔再掲〕</li> <li>● 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにします。〔再掲〕</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域医療連携事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> <li>● 環境衛生事業【環境清掃課】〔再掲〕</li> </ul>
<b>重要業績指標</b>	⇒避難所保育園の備蓄倉庫設置箇所数〔再掲〕 ：4 箇所(令和 3(2021)年) → 14 箇所(令和 5(2023)年) ⇒災害協定締結数〔再掲〕 ：109 件(令和 2(2020)年) → 129 件(令和 7(2025)年)

<b>推進方針</b>	7-7-④ 災害時における新型感染症の大流行を抑制する体制の確保〔再掲〕 【県・市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時における新型コロナウイルス、新型インフルエンザの発生及び大流行を防止するため、県と連携して感染予防や蔓延防止のための知識や情報の提供を行います。〔再掲〕</li> <li>● 避難所等における感染防止を考慮した資機材を整備するとともに、避難所内の部屋の配置及び健常者と感染者が接することを防ぐ動線の確保等、感染防止の取組を推進します。〔再掲〕</li> <li>● 市内及び近隣市町の感染症の流行状況の早期把握・対応に努めるとともに、保健所・医療機関・消防等との連携体制を構築し、保健・医療活動を支える取組を推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 地域医療事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 防災設備・資機材充実事業【防災課】〔再掲〕</li> </ul>

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ 8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<b>推進方針</b>	8-1-① 災害廃棄物処理計画の推進等【市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 蒲郡市災害廃棄物処理計画に基づき、迅速な災害廃棄物の処理が行えるよう、教育・訓練による人材育成等を行い、廃棄物処理に関わる事業者等と連携し、災害廃棄物処理体制の充実を図ります。</li> </ul>
<b>推進方針</b>	8-1-② 一般廃棄物処理施設の災害対応力の強化等【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設整備を進めます。</li> <li>● クリーンセンターでは、焼却施設の長寿命化を計画的に進め、最終処分場については、次の最終処分場施設の整備を進めることで一般廃棄物処理施設の持続可能な適正処理を確保します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クリーンセンター等一般管理事業【環境清掃課】</li> <li>● 最終処分場管理運営事業【環境清掃課】</li> <li>● 蒲郡市クリーンセンター基幹的設備改良事業【環境清掃課】</li> <li>● 新最終処分場整備事業【環境清掃課】</li> </ul>
<b>推進方針</b>	8-1-③ 災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理【県・市・民間】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図ります。</li> <li>● 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、事業者への指導や周知を図ります。</li> <li>● 蒲郡市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の有害廃棄物対策を実施します。</li> </ul>
<b>推進方針</b>	8-1-④ 災害廃棄物の仮置き場の確保の推進【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害廃棄物処理に必要な仮置き場の確保を推進します。</li> </ul>

## リスクシナリオ 8-2

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

<b>推進方針</b>	8-2-① 復旧・復興を担う人材等の育成等【市・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民参加型の防災訓練や防災教室等を通して、復興を支える人材育成に努めるとともに、災害ボランティアの育成を推進します。</li> <li>● 災害ボランティアの調整を担うボランティアコーディネーターの育成及び支援等を進めます。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	● 地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	8-2-② 事前復旧、復興方針・体制づくりの推進【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進します。</li> <li>● 被災後、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定めます。</li> <li>● 毎年1回、事前復興まちづくり模擬訓練に参加していますが、今後も事前復興まちづくりの取組を推進します。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	● 災害復興対策事業【都市計画課】

<b>推進方針</b>	8-2-③ 災害ボランティアの円滑な受入【市・地域】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内外ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図ります。</li> <li>● ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図ります。</li> </ul>

## リスクシナリオ 8-3

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

推進方針	8-3-① 浸水等の被害軽減に資する対策の推進【県・市・地域】
推進施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●津波・洪水・内水氾濫等の各種ハザードマップを活用して市民に浸水等の被害が予想される区域を予め周知し、被害の軽減を推進します。</li> <li>●県や市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備します。</li> <li>●市町村間の応援協定の締結や市における受援計画の策定など、広域防災体制を確保するため、受援体制の整備を促進します。</li> </ul>
関連事業	●地震防災啓発事業【防災課】〔再掲〕
推進方針	8-3-② 地籍整備の推進【市・地域】
推進施策	●災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を推進します。
関連事業	●地籍調査事業【土木港湾課】

## リスクシナリオ 8-4

被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

推進方針	8-4-① 仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化【市】
推進施策	●応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ建設候補地を選定し、定期的な候補地台帳の更新を図ります。
推進方針	8-4-② 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保【県・市・民間】
推進施策	●被災者が早期に住居を確保することができるよう、県及び民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備します。
関連事業	●市営住宅維持管理事業【建築住宅課】
推進方針	8-4-③ 自宅居住による生活再建の促進【市】
推進施策	●自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を整備します。

<b>推進方針</b>	8-4-④ 被災者の生活支援等【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供します。</li> <li>● 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図ります。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健事業【健康推進課】〔再掲〕</li> <li>● 母子保健事業【健康推進課】〔再掲〕</li> </ul>

## リスクシナリオ 8-5

貴重な文化財や環境的資産の喪失

<b>推進方針</b>	8-5-① 博物館・科学館の展示物・収蔵物の被害の最小化【市】
<b>推進施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 博物館・科学館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めます。</li> <li>● 展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進めます。</li> <li>● 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図ります。</li> </ul>
<b>関連事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財保護事業【教育委員会博物館】</li> <li>● 博物館施設維持管理事業【教育委員会博物館】</li> <li>● 郷土資料収集保管及び調査研究事業【教育委員会博物館】</li> <li>● 企画展開催事業【教育委員会博物館】</li> <li>● 科学館展示事業【教育委員会生涯学習課】</li> <li>● 科学館施設維持管理事業【教育委員会生涯学習課】</li> </ul>

## リスクシナリオ 8-6

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

<b>推進方針</b>	8-6-① 地籍整備の推進【市・地域】
<b>推進施策</b>	●災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を推進します。 〔再掲〕
<b>関連事業</b>	●地籍調査事業【土木港湾課】〔再掲〕

<b>推進方針</b>	8-6-② 復興体制や手順の検討等【市】
<b>推進施策</b>	●被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練へ参加します。 ●応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討します。 ●住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図ります。 〔再掲〕
<b>関連事業</b>	●災害復興対策事業【都市計画課】〔再掲〕

## リスクシナリオ 8-7

風評被害等による地域経済等への甚大な影響

推進方針	8-7-① 風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化【市】
推進施策	<ul style="list-style-type: none"><li>●大規模災害の発生による、市内の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めます。</li><li>●災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進します。</li></ul>
関連事業	<ul style="list-style-type: none"><li>●観光施設維持管理事業【観光商工課】</li><li>●観光道路維持管理事業【観光商工課】</li></ul>

## 【個別施策分野】

## (1) 行政機能・消防

推進方針	推進施策
1-1-⑧ 災害対応能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物倒壊等、災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図ります。</li> <li>○避難所における必要な資機材の維持管理を適切に実施するとともに、資機材の集中管理を容易にし、かつ、国・県及び協定市町村等からの資機材の円滑な受領、運営を実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。</li> <li>○緊急消防援助隊登録車両の更新、配備を行います。</li> <li>○消防団の資機材として、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、投光器、発電機、耐切創性手袋、無線機等を整備します。</li> </ul>
1-2-② 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進します。</li> </ul>
1-2-③ 災害対応能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進します。</li> <li>○火災等、災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図ります。</li> <li>○避難所における必要な資機材の維持管理を適切に実施するとともに、資機材の集中管理を容易にし、かつ、国・県及び協定市町村等からの資機材の円滑な受領、運営を実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。〔再掲〕</li> <li>○緊急消防援助隊登録車両の更新、配備を行います。〔再掲〕</li> <li>○消防団の資機材として、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、投光器、発電機、耐切創性手袋、無線機等を整備します。〔再掲〕</li> </ul>
1-2-⑤ 消防団等の充実強化の促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。</li> </ul>

推進方針	推進施策
1-3-② 避難場所・避難路の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保します。</li> <li>○避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討します。</li> <li>○新型コロナウイルス等の感染防止を考慮した分散避難に対応し、かつ、食料・燃料等の集中備蓄や受援物資の管理を実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。</li> <li>○雨水排水機能維持のため、ポンプ場の耐震化及び機械・電気設備更新等を行います。</li> </ul>
1-3-④ 海岸レジャー施設等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○レジャー施設等周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することから、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設置します。</li> <li>○海岸における有効な情報伝達手段を検討し、迅速・的確な避難・誘導体制を構築します。</li> </ul>
1-3-⑥ 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等の啓発を行うことで、市民や事業者の防災に対する意識の向上を進めます。</li> <li>○津波・高潮の被害想定区域をハザードマップで周知するとともに、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めます。</li> <li>○消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化します。</li> </ul>
1-4-② 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校や職場、地域の自主防災組織等への出前講座を実施し、継続的に防災訓練や防災教育等を実施し、防災意識の向上を推進します。</li> <li>○地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。</li> </ul>
1-4-⑤ 浸水想定区域の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○津波・洪水・内水氾濫等に係る浸水想定区域図等の周知徹底により、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図ります。</li> </ul>
1-4-⑦ 災害対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多数の死傷者を発生させないため、水防訓練及び防潮扉等の定期点検を実施して水災害対策を推進します。</li> <li>○消防団（水防団）の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築します。</li> </ul>
2-1-⑥ 応急用食料等の調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあるため、民間事業者と適切な食料・物資の確保・配送に係る連携について検討を行います。</li> </ul>
2-1-⑦ 食料・燃料等の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公的施設・避難所等における耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進します。</li> <li>○物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄の確保を促進します。</li> <li>○食料・燃料等の備蓄の維持管理を適切に実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。</li> </ul>

推進方針	推進施策
2-1-⑧ 物資調達・供給体制、受援体制の構築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に円滑に支援物資を輸送するため、官民が連携した物資調達・供給体制を構築します。</li> <li>○被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進めます。</li> <li>○災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進します。</li> <li>○国・県及び協定市町村からの受援物資の受領管理を適切に実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。</li> </ul>
2-1-⑨ 新たな防災拠点における物資の集中管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平常時から災害用の備蓄品を保管し、また発災時に市外から送られてくる物資等を集積し、効率的に分配するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。</li> </ul>
2-2-① 災害対応の体制・資機材強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後も消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進します。</li> <li>○消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化を推進します。</li> <li>○応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図ります。</li> <li>○ICTの活用による住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図ります。</li> <li>○災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努めます。</li> <li>○緊急消防援助隊登録車両の更新、配備を行います。〔再掲〕</li> <li>○消防団の資機材として、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、投光器、発電機、耐切削性手袋、無線機等を整備します。〔再掲〕</li> </ul>
2-2-② 地域の活動拠点施設の耐災害性の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化します。</li> <li>○消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進します。</li> <li>○西部出張所移転建設事業を行います。</li> </ul>
2-2-③ 消防団の充実強化の促進及び消防団員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。</li> <li>○地域によっては、災害時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、災害現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施します。</li> </ul>

推進方針	推進施策
2-2-⑤ 避難行動要支援者の 救助・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守る体制を整備します。</li> <li>○防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検します。</li> </ul>
2-3-① 帰宅困難者対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市外からの通勤者及び観光客等、帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図ります。</li> <li>○滞在所となり得る公共施設等における受入スペースの整備を促進します。</li> <li>○滞在者等の安全の確保に向けた取組を促進します。</li> </ul>
2-6-① 避難所における良好な 生活環境の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新を進めます。</li> <li>○学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を行います。</li> <li>○避難所としての防災機能を強化するため、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化などを進めます。</li> <li>○避難所のトイレ不足に対応するため、簡易トイレ、マンホールトイレ等の整備を促進します。</li> <li>○避難所となる公民館の衛生環境を災害時も良好に保つため、老朽化した公民館は建て替えを検討するとともに、外壁塗装を行うことで建て替えまでの長寿命化を図ります。</li> </ul>
2-6-② 避難所の運営体制 等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の円滑な自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や高齢者、障がい者及び外国人等、災害時に必要となる配慮や支援等の多様性や、地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進します。</li> <li>○地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促します。</li> <li>○一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる、福祉避難所の指定促進を図ります。</li> <li>○絵を指さすことで意思疎通を図ることができるコミュニケーション支援ボードを各避難所に整備し、高齢者や障がい者、外国人等、要配慮者等の避難所生活支援を推進します。</li> </ul>
2-6-③ 継続的な防災訓練 や防災教育等の 推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の生活環境や健康状態の維持について自ら考え、行動できる人を増やすために学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、自分の身は自分で守る「自助」、地域で協力し助け合う「共助」の理解を深めるため、継続的に防災訓練や防災教育等を行います。</li> <li>○地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進します。</li> </ul>
2-6-④ 避難所における必要 物資の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所で必要となる水、食料、衛生用品、燃料などの必要物資の確保に関し、円滑な支援物資輸送を実施するための体制を構築し、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにします。</li> </ul>

推進方針	推進施策
2-6-⑤ 避難所外避難者への対策の整備	○在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進めます。
3-1-① 避難所等における治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化	○警察と連携して、治安の確保を図るとともに、光源や情報を得るために必要な非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図ります。
3-1-② 公共の安全等の秩序維持体制の整備	○警察、防犯ボランティアと連携を強化し、公共の安全等の秩序維持を図ります。
3-1-③ 地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援	○ハザードマップの周知や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティを強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図ります。 ○高齢者や乳幼児、障がい者や外国人の方達など災害時に特に配慮が必要となる要配慮者の支援のため、地域全体で支える仕組みの構築を進めます。
3-2-① 市役所の機能維持	○防災対策の要となる市職員に対し、災害に関する職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図ります。 ○県との情報通信ネットワークの冗長化等を図ります。
3-2-② 市役所の業務継続計画の見直し	○庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の見直しや、訓練により実効性の向上を図り、業務継続力を強化します。 ○災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保に取り組めます。
3-2-③ 災害時における行政職員の不足への対応	○災害時における行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めます。 ○市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、広域防災体制を確保するため、受援体制の整備を進めます。
3-2-⑥ 復旧復興施策や被災者支援の取組等	○平常時から、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25(2013)年法律第55号）」の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を県と共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図ります。 ○被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組めます。

推進方針	推進施策
3-2-⑦ 住民等の自発的な 防災行動の促進	○地域における自助、共助の理解を深め、防災意識の高揚を進めるとともに、防災訓練、防災備品等の整備など地域の防災強化を促進します。
3-2-⑧ タイムラインの策定	○大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討します。
3-2-⑨ 応急活動等の継続 のための事前対策	○関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署等の重要施設の浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を検討します。
3-2-⑩ 国・県・市町村間の 連携強化	○市の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言など、国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておきます。 ○迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進めます。
4-3-① 効果的な教育・啓発 の実施	○情報が得られない中であっても主体的に避難ができるよう、ハザードマップの周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進します。
6-4-⑦ 防災拠点の整備	○交通が遮断され、物資が届かなくなる状況を考慮し、平常時から市の備蓄品を集中管理し保管する、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。
7-1-① 救助活動能力の充 実・強化	○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進します。 ○消防団、自主防災組織の充実強化、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進めます。 ○耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めます。
7-1-③ 消防水利の確保	○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備検討を進めます。
7-1-④ 消防団員の確保等	○地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施します。〔再掲〕 ○大規模火災時にも対応できるよう、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。
8-2-① 復旧・復興を担う人 材等の育成等	○市民参加型の防災訓練や防災教室等を通して、復興を支える人材育成に努めるとともに、災害ボランティアの育成を推進します。 ○災害ボランティアの調整を担うボランティアコーディネーターの育成及び支援等を進めます。

推進方針	推進施策
8-2-② 事前復興、復興方針・体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進します。</li> <li>○被災後、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定めます。</li> <li>○毎年1回、事前復興まちづくり模擬訓練に参加していますが、今後も事前復興まちづくりの取組を推進します。</li> </ul>
8-2-③ 災害ボランティアの円滑な受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内外ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図ります。</li> <li>○ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図ります。</li> </ul>
8-5-① 博物館・科学館の展示物・収蔵物の被害の最小化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○博物館・科学館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めます。</li> <li>○展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進めます。</li> <li>○文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図ります。</li> </ul>
8-6-② 復興体制や手順の検討等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練へ参加します。</li> <li>○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討します。</li> <li>○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図ります。 〔再掲〕</li> </ul>

## (2) 住宅・都市

推進方針	推進施策
1-1-① 住宅・建築物の耐震化等の促進	○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進します。
1-1-② 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進します。
1-1-③ 公共施設の耐震化の推進・促進	○公共施設の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化します。 ○天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策及び安全対策等を進めます。 ○公園施設の機能保全・向上対策を実施することで、防災性の向上を図ります。
1-1-⑤ 大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等	○大規模盛土造成地の安全性の確認を行うために調査を実施します。 ○調査結果を公表することで防災意識を高めるとともに、啓発活動を推進します。
1-1-⑥ 空家対策による倒壊リスクの軽減	○災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、「蒲郡市空家等対策計画」に基づき空家対策を推進します。 ○管理不十分な空家等については関係機関と連携を取り、適正な管理を促します。
1-1-⑦ 家具の転倒防止器具の取付け、ブロック塀撤去等の推進	○家具の転倒による死傷を防ぐため、家具転倒防止器具取付けを推進します。 ○個人所有のブロック塀の倒壊による被害を未然に防ぐため、公道及び公共施設に面しているブロック塀を撤去する際の費用補助を行います。
1-2-① 火災に強いまちづくり等の推進	○大規模火災のリスクが高い市街地については、耐震性の低い建築物の除却や、狭あい道路後退整備等により、改善を促進します。 ○災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備、民有地緑化を推進します。 ○災害発生時に管理不十分な空家の倒壊、延焼による火災等を防ぐため、「蒲郡市空家等対策計画」に基づき空家対策を推進し、関係機関と連携を取り、適正な管理を促します。

推進方針	推進施策
1-3-① 津波防災地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの見直し、防災気象情報の利活用など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進めます。</li> <li>○「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23（2011）年法律第 123 号）」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を促進します。</li> </ul>
2-1-③ 上水道施設の老朽化対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上水道施設は、老朽化対策と合わせて耐震化対策を計画的に推進します。</li> <li>○基幹管路の更新・耐震化対策等を推進します。</li> </ul>
2-5-② 下水道施設の耐震化・下水道業務継続計画（BCP）の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な下水道施設の耐震化を早急に進めるとともに、「下水道業務継続計画（BCP）」の充実を進めます。</li> <li>○下水処理場、ポンプ場の耐水化計画・実施設計・工事を行います。</li> <li>○下水処理場の耐震化を行います。</li> <li>○下水処理場、ポンプ場の計画的な設備更新等を行います。</li> </ul>
2-5-④ 浄化槽の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進します。</li> </ul>
2-6-⑦ 住宅・建築物の耐震化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○膨大な数の被災者が発生し、避難所の過密状態及び大幅な不足を可能な限り回避するため、指定避難所とされている公共施設が確実に使用できるよう耐震化等を進めます。</li> <li>○在宅での避難生活を可能にするため、住宅・建築物の耐震化を進めます。</li> </ul>
3-2-④ 防災拠点等の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点として位置付けられている官庁施設等については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して、耐震化や水害対策等を着実に推進します。</li> <li>○消防庁舎等の防災拠点となる公共施設等について、耐震化及び水害対策に早急に取り組みます。</li> </ul>
5-6-① 上水道及び農業用水施設の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上水道、農業用水の耐震化について、市や事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進めます。</li> <li>○老朽化が進む上水道や農業用水に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進めます。</li> </ul>

推進方針	推進施策
5-6-② 水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制の確立等を促進します。</li> <li>○現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行います。</li> <li>○「水循環基本法（平成26（2014）年法律第16号）」に基づき、水資源関連施設の機能強化の取組を促進します。</li> <li>○関係機関と連携して、老朽化した水路の改築、併設水路の新設及び大規模地震対策により、水の安定供給、適切な維持管理及び水利用の効率化を図る豊川用水二期事業を推進します。</li> </ul>
6-2-① 上水道施設の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震性が不足している上水道施設については、計画的に耐震化を推進します。</li> <li>○県との連携による人材やノウハウの強化等を進めます。</li> <li>○上水道施設が被害を受けないよう地震対策を進めます。</li> <li>○上水道の管路更新（耐震管への更新）及び配水施設の耐震化を計画的に進めます。</li> <li>○上水道施設への電力の臨時供給のための体制整備を図ります。</li> </ul>
6-2-② 上水道等の復旧の体制等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保を進めます。</li> <li>○上水道の応急復旧計画について、その実効性を向上させます。</li> </ul>
6-3-① 下水道施設の耐震化等・下水道業務継続計画（BCP）の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道の処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進めます。</li> <li>○迅速な下水処理機能の回復を図るため、「下水道業務継続計画（BCP）」の充実を促進します。</li> </ul>
6-3-② 汚水処理施設等の防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、県下水道事業における災害時支援に関する要領に基づく連絡体制の確保、下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールに基づく支援体制等が円滑に行われるよう関連する訓練、連絡会議に参加し、非常時の、国、県、日本下水道事業団等との連携確保を図ります。</li> </ul>
7-1-② 火災に強いまちづくり等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模火災のリスクが高い市街地については、耐震性の低い建築物の除却や、後退整備等により、解消に向けた取組を進めます。</li> <li>○老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進します。</li> <li>○災害時の避難・延焼遮断空間となる緑地・公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備、民有地緑化を推進します。</li> <li>○避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進めます。</li> </ul>

推進方針	推進施策
7-3-① 沿道の住宅・建築物の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への耐震改修等の対策を推進します。</li> <li>○沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促します。</li> </ul>
7-4-② ポンプ等の防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排水不良による浸水の長期化を防ぐため、ポンプ場等の耐震化を推進します。</li> <li>○ポンプ場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行います。</li> </ul>
8-4-① 仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ建設候補地を選定し、定期的な候補地台帳の更新を図ります。</li> </ul>
8-4-② 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者が早期に住居を確保することができるよう、県及び民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備します。</li> </ul>
8-4-③ 自宅居住による生活再建の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を整備します。</li> </ul>

### (3) 保健医療・福祉

推進方針	推進施策
2-4-① 蒲郡市民病院における自立・分散型エネルギー供給の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○蒲郡市民病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常時の電源確保に努めます。</li> <li>○蒲郡市民病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めます。</li> <li>○エネルギー効率の高い設備の導入を促進します。</li> </ul>
2-4-② 蒲郡市民病院等の防災・減災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○蒲郡市民病院や医療機関では、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行います。</li> <li>○蒲郡市民病院では、老朽化した設備の修繕や医療機器の定期的な更新を進めます。</li> <li>○機能停止を回避するための業務継続計画（BCP）を策定しておくとともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図ります。</li> <li>○広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用による適切な医療支援方策の検討を行います。</li> <li>○市内開業医との連携による医療提供体制を確保します。</li> </ul>
2-4-④ 人工透析患者等への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害で断水した場合、衛生的な水を大量に必要とする人工透析患者を抱える病院に対し、市が整えた運搬体制により水を運びます。</li> <li>○入院患者や人工透析患者等を被災地外の医療機関に搬送するための手段の確保を図ります。</li> </ul>
2-4-⑤ 人工呼吸器及び在宅酸素療養者への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人工呼吸器及び在宅酸素利用者等、災害時に電源を必要とする在宅療養者に対し、電源や医療用酸素等を提供します。</li> <li>○人工呼吸器等の利用者を把握し、災害時にも適切な支援を実施するため、平常時から関係機関等と連携を図りながら、情報を共有します。</li> </ul>
2-4-⑥ 災害時における医療機能の確保・支援体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応援医療チームの活動を有効にするための本部を設置し、指揮・命令系統の確認とそれに伴う必要な環境整備、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の入力を行います。</li> <li>○病院、施設、医療救護所を有効に使い救える命を救うため搬送手段の確立と連携を行います。</li> <li>○医療救護所の立ち上げ予定地の環境整備を行います。</li> </ul>
2-4-⑧ 医師の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生した場合は、蒲郡市医師会、蒲郡市歯科医師会、蒲郡市薬剤師会との協定に基づき、災害現場に設置する救護所またはその他医療救護を必要とする場所に各会の医師、歯科医師、薬剤師の派遣を受け、協働で被災者の救護にあたります。</li> </ul>

推進方針	推進施策
2-5-① 衛生環境の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10（1998）年法律第114号）」に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持します。</li> <li>○感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進します。</li> <li>○高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設整備を実施します。</li> </ul>
2-5-③ 避難所となる施設の衛生環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保ちます。</li> <li>○避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画します。</li> <li>○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにします。</li> <li>○避難所となる小中学校のトイレの洋式化、内装の改修等を行い、トイレ環境を改善します。</li> </ul>
2-6-⑥ 被災者の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築します。</li> </ul>
2-6-⑧ 避難生活における要配慮者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障がい者、妊産婦、外国人などの要配慮者に配慮した避難生活の環境整備に必要な措置を講じます。</li> <li>○平常時から手話通訳の確保及び養成を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図ります。</li> <li>○福祉避難所の指定を促進し、避難行動要支援者の受入可能な施設等の体制を構築します。</li> <li>○災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を周知し、円滑かつ迅速な避難ができるよう支援します。</li> <li>○絵を指さすことで意思疎通を図ることができるコミュニケーション支援ボードを各避難所に整備し、高齢者や障がい者、外国人等、要配慮者等の避難所生活支援を推進します。</li> </ul>
2-6-⑨ 避難行動要支援者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市は、避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をします。</li> </ul>

推進方針	推進施策
2-7-① 災害時における防疫体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時における疫病・感染症等の拡大を防止するため、特に「蒲郡市新型インフルエンザ等対策行動計画」における「避難所の感染防止対策」に基づき、感染症の予防や蔓延防止のため知識や情報の提供を行うとともに、必要な資器材の整備を推進します。</li> <li>○国内外の感染症の流行状況の早期把握・対応に努めるとともに、保健所・医療機関・消防等との連携体制を構築し、保健・医療活動を支える取組を推進します。</li> </ul>
2-7-② 衛生環境の確保等〔再掲〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10（1998）年法律第114号）」に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持します。〔再掲〕</li> <li>○感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進します。〔再掲〕</li> </ul>
2-7-③ 避難所となる施設の衛生環境の確保〔再掲〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保ちます。〔再掲〕</li> <li>○避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画します。〔再掲〕</li> <li>○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにします。〔再掲〕</li> </ul>
2-8-① 災害時における新型感染症の大流行を抑制する体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時における新型コロナウイルス、新型インフルエンザの発生及び大流行を防止するため、県と連携して感染予防や蔓延防止のための知識や情報の提供を行います。</li> <li>○避難所等における感染防止を考慮した資器材を整備するとともに、避難所内の部屋の配置及び健常者と感染者が接することを防ぐ動線の確保等、感染防止の取組を推進します。</li> <li>○国内外の感染症の流行状況の早期把握・対応に努めるとともに、保健所・医療機関・消防等との連携体制を構築し、保健・医療活動を支える取組を推進します。〔再掲〕</li> </ul>
7-7-① 災害時における防疫体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時における疫病・感染症等の拡大を防止するため、特に「蒲郡市新型インフルエンザ等対策行動計画」における「避難所の感染防止対策」に基づき、感染症の予防や蔓延防止のため知識や情報の提供を行うとともに、必要な資器材の整備を推進します。〔再掲〕</li> <li>○国内外の感染症の流行状況の早期把握・対応に努めるとともに、保健所・医療機関・消防等との連携体制を構築し、保健・医療活動を支える取組を推進します。〔再掲〕</li> </ul>
7-7-② 衛生環境の確保等〔再掲〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10（1998）年法律第114号）」に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持します。〔再掲〕</li> <li>○感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進します。〔再掲〕</li> </ul>

推進方針	推進施策
7-7-③ 避難所となる施設の 衛生環境の確保 〔再掲〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが              広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保ち              ます。〔再掲〕</li> <li>○避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報              を行き渡らせる方策を計画します。〔再掲〕</li> <li>○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業              者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにします。〔再掲〕</li> </ul>
7-7-④ 災害時における新型 感染症の大流行を 抑制する体制の確 保〔再掲〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時における新型コロナウイルス、新型インフルエンザの発生及              び大流行を防止するため、県と連携して感染予防や蔓延防止のための              知識や情報の提供を行います。〔再掲〕</li> <li>○避難所等における感染防止を考慮した資機材を整備するとともに、避              難所内の部屋の配置及び健常者と感染者が接することを防ぐ動線の確              保等、感染防止の取組を推進します。〔再掲〕</li> <li>○市内及び近隣市町の感染症の流行状況の早期把握・対応に努めると              ともに、保健所・医療機関・消防等との連携体制を構築し、保健・医療              活動を支える取組を推進します。</li> </ul>
8-4-④ 被災者の生活支援 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が              大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの              環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のた              めの見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流              の機会等を提供します。</li> <li>○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図ります。</li> </ul>

#### (4) エネルギー

推進方針	推進施策
2-1-④ 電力設備等の早期復旧体制整備の推進	○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進めます。
2-1-⑤ 停電時における電動車等の活用	○停電している避難所へ、非常用電源として電力供給が可能な公用車（電動車等）の活用を推進・促進します。
2-4-③ 民間事業者との連携による燃料の確保	○発災時に燃料不足に陥らないよう、民間事業者と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保します。
3-2-⑤ 防災拠点等の電力確保等	○電力供給遮断などの非常時において、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）での機能維持等を図るため、非常用電源の充実を推進します。 ○蒲郡市民病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図ります。 ○被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、情報共有等に係る国・県間との連携スキームの構築を推進します。
6-1-① 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化	○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン機関との協力体制の強化を推進します。
6-1-② 石油燃料の確保	○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を推進します。
6-1-③ 自立・分散型エネルギーの導入の促進等	○再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進します。

## (5) 情報通信

推進方針	推進施策
<p>1-1-⑨ 情報通信関係施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急情報を速やかに市民に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）をはじめ、同報系防災行政無線、防災行政ラジオ、安心ひろめーる、ホームページ等を整備しており、確実な防災情報の伝達を行う。</li> <li>○気密性の高い建物内でも防災行政無線を受信できる、建物浸透性の高い 280MHz デジタル防災行政ラジオの普及の促進、音達域の広い高性能スピーカーを備えた防災行政無線子局のデジタル化を推進します。</li> <li>○日本語能力が十分でない外国人が災害時に取り残されることのないよう、多言語による情報提供を進めます。</li> </ul>
<p>1-2-④ 情報通信関係施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の確実な住民への伝達をはじめ、同報系防災行政無線、防災行政ラジオ、安心ひろめーる、ホームページ等を整備しています。今後はデジタル防災行政ラジオの普及の促進、音達域の広い高性能スピーカーを備えた防災行政無線子局のデジタル化を推進します。</li> <li>○日本語能力が十分でない外国人が災害時に取り残されることのないよう、多言語による情報提供を進めます。〔再掲〕</li> </ul>
<p>1-3-⑤ 情報伝達手段の多重化・多様化の推進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○逃げ遅れの発生等を防ぐため、全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の確実な住民への伝達をはじめ、同報系防災行政無線、防災行政ラジオ、安心ひろめーる、ホームページ等を整備しています。</li> <li>○気密性の高い建物内でも防災行政無線を受信できる、建物浸透性の高い 280MHz デジタル防災行政ラジオの普及の促進、音達域の広い高性能スピーカーを備えた防災行政無線子局のデジタル化を推進します。〔再掲〕</li> <li>○日本語能力が十分でない外国人が災害時に取り残されることのないよう、多言語による情報提供を進めます。〔再掲〕</li> </ul>
<p>1-4-⑥ 情報通信関係施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○逃げ遅れの発生等を防ぐため、全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の確実な住民への伝達をはじめ、同報系防災行政無線、防災行政ラジオ、安心ひろめーる、ホームページ等を整備しています。〔再掲〕</li> <li>○気密性の高い建物内でも防災行政無線を受信できる、建物浸透性の高い 280MHz デジタル防災行政ラジオの普及の促進、音達域の広い高性能スピーカーを備えた防災行政無線子局のデジタル化を推進します。〔再掲〕</li> <li>○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に 5 段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にします。</li> <li>○日本語能力が十分でない外国人が災害時に取り残されることのないよう、多言語による情報提供を進めます。〔再掲〕</li> </ul>

推進方針	推進施策
1-5-③ 情報関係施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○逃げ遅れの発生等を防ぐため、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による緊急情報の確実な住民への伝達をはじめ、同報系防災行政無線、防災行政ラジオ、安心ひろめーる、ホームページ等を整備しています。〔再掲〕</li> <li>○気密性の高い建物内でも防災行政無線を受信できる、建物浸透性の高い 280MHz デジタル防災行政ラジオの普及の促進、音達域の広い高性能スピーカーを備えた防災行政無線子局のデジタル化を推進します。〔再掲〕</li> <li>○日本語能力が十分でない外国人が災害時に取り残されることのないよう、多言語による情報提供を進めます。〔再掲〕</li> </ul>
4-1-① 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い、耐災害性の強化・高度化に資する対応策を推進します。</li> </ul>
4-1-② 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電力等の長期供給停止を発生させないように、国・県と連携して地震対策を進めるとともに、地域の防災対策を着実に推進します。</li> </ul>
4-2-① 多様な情報提供手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Ｌアラート）など、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図ります。</li> <li>○甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を防災行政無線、安心ひろめーる等で提供します。</li> </ul>
4-3-② 情報収集・伝達手段の多様化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての住民に全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による緊急情報を確実に提供するため、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）と連携する情報伝達手段の多重化に努めます。</li> <li>○市における全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム（Ｌアラート）や関係者間の合同訓練、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備を推進します。</li> <li>○消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供し、外国人を含む旅行者等へ情報を提供するなど、多面的な施策を着実に推進します。</li> </ul>
7-3-② 災害情報の収集体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図ります。</li> <li>○自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保により、通行できない場所を迅速に把握できるようにします。</li> </ul>

推進方針	推進施策
<p>8-7-① 風評被害を防止する 的確な情報発信の ための体制強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害の発生による、市内の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めます。</li> <li>○災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進します。</li> </ul>

(6) 産業・経済

推進方針	推進施策
1-3-⑦ 臨海部における避難 対策の推進	○津波・高潮に対して堤外地から迅速かつ的確に避難もしくは回避するため策定した三河港BCP（事業継続計画）について、今後、学習・訓練を定期的実施し、継続的な改善を推進します。
5-1-① 個別企業業務継続 計画（BCP）策 定等の推進	○市内企業の事業継続や早期復旧を可能とするため、「企業業務継続計画（BCP）」策定に関する情報提供や周知・啓発を促進します。
5-5-① 食品産業事業者等 の災害対策の強化	○大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による事業継続計画（BCP）の策定を促進します。 ○自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていきます。 ○災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化します。
8-7-① 風評被害を防止する 的確な情報発信の ための体制強化	○大規模災害の発生による、市内の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めます。 ○災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進します。

(7) 交通・物流

推進方針	推進施策
1-1-④ 交通施設等における脆弱性の解消	○交通施設等について、老朽化点検を行い、それに伴う補修工事を行います。
2-1-① 輸送ルートの確保対策の実施	○物資輸送ルートを確認するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進めます。 ○既存の物資輸送ルートについては、県と連携して、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めます。
2-1-② 迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送道路等の情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進します。
2-2-④ 道路ネットワークの整備の推進	○災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進めます。
2-3-② 代替輸送手段の確保等	○地震、土砂災害、洪水、津波、高潮等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにします。 ○鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築します。
2-4-⑦ 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保	○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進めます。
5-4-① 交通施設の防災対策の推進	○緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進めます。 ○県と連携して港湾施設の耐震化、耐波耐津波対策、道路の浸水対策、斜面崩落防止対策等、交通インフラの強化を進めます。
5-4-② 輸送モードの連携・代替性の確保	○災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図ります。 ○公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民等への提供する体制を構築します。 ○交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化します。 ○鉄道や自動車を利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮します。
6-4-① 陸・海の輸送ルート確保の強化	○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワークの整備を進めます。 ○県と連携して緊急輸送道路等の老朽化対策等を着実に進めます。

推進方針	推進施策
<p>6-4-② 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察と連携して、大規模地震発災後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、業務継続計画（BCP）の策定など必要な体制整備を図ります。</li> <li>○代替輸送ルート計画の支援などについて、検討を進めます。</li> <li>○広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、国・県と連携して基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進めます。</li> </ul>
<p>6-4-③ 災害時における放置車両対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保します。</li> </ul>
<p>6-4-④ 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、国・県と連携して幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進めます。</li> </ul>
<p>6-4-⑤ 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進します。</li> </ul>
<p>6-4-⑥ 三河港の業務継続力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伊勢湾内の広域連携により緊急物資輸送や港湾物流機能の早期回復の実現を目的として、平成28（2016）年2月に策定された「伊勢湾港湾機能継続計画（BCP）」及び「緊急確保航路等航路啓開計画」について、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえた見直しを推進します。</li> <li>○災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため策定した三河港BCP（事業継続計画）について、今後、学習・訓練を定期的実施し、継続的な改善を推進します。</li> </ul>

(8) 農林水産

推進方針	推進施策
1-5-② 山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○流木による被害を防止・軽減するため、国・県と連携して流木捕捉式治山ダムの設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施します。</li> <li>○森林の整備に当たっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図ります。</li> <li>○保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を国・県と連携して進めます。</li> <li>○山地における災害に対して人的被害を防止するため、国・県と連携して治山施設の整備を着実に進めます。</li> </ul>
5-5-② 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設の機能強化、農業用水施設の耐震化など、災害対応力強化のためのハード対策の適切な推進を図ります。</li> <li>○地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進します。</li> <li>○環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域活動の支援を行い、水産業の再生・漁村の活性化を図ります。</li> <li>○農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。</li> <li>○ほ場の区画整理、道路及び用排水路の整備などを行います。</li> </ul>
7-4-① ため池の防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ため池ハザードマップの周知など総合的な対策を実施します。</li> </ul>
7-6-① 農地や農業用水施設等の保全管理と体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業農村多面的機能支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進めます。</li> <li>○地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進します。</li> </ul>
7-6-② 適切な森林の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進します。</li> <li>○地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図ります。</li> <li>○5年毎に行う林道橋定期点検結果により対象となった橋梁を修繕し長寿命化を図ります。</li> </ul>
7-6-③ 自然と共生した多様な森林づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野生鳥獣被害対策を実施するとともに、森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組を進めます。</li> </ul>
7-6-④ 農地・森林等の荒廃の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地・森林等の荒廃を防ぎ、土地保全機能を適切に発揮させます。</li> </ul>

(9) 市域保全

推進方針	推進施策
1-3-③ 河川・海岸の堤防、 水門等・排水機場 等の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三河港については、津波等による浸水を防ぐため、県と連携して堤防水門の耐震化等を促進します。</li> <li>○発災後の地域の排水機能を確保するため、排水機場等の耐震対策を推進します。</li> </ul>
1-4-① ハード対策・ソフト対 策を組み合わせた浸 水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸堤防の耐震化、河川改修、浚渫・雑木伐採等の維持管理を県と連携して促進します。</li> <li>○洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの周知徹底、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を推進します。</li> <li>○津波・洪水・内水氾濫等による広域的な浸水を防ぐため、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進めます。</li> </ul>
1-4-③ 河川の改修・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市管理の準用・普通河川については、大雨や豪雨災害に備え、堆積土の浚渫工事等の維持管理を行います。</li> <li>○県管理の2級河川については、県と連携して河川整備計画に基づき、河川改修を促進します。</li> </ul>
1-4-④ 高潮対策施設の整 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三河港については、県と連携してこの地域の産業・経済を守るため、高潮対策を促進します。</li> </ul>
1-4-⑧ 排水機場等の耐震 化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発災後の市内の排水機能を確保するため、排水機場等の耐震対策を推進します。</li> </ul>
1-5-① 土砂災害対策の推 進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害に対して、人的被害を防止するため、県と連携してハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進めます。</li> <li>○土砂災害に対して人的被害を防止するため、国・県と連携して土砂災害防止施設の適切な維持管理・更新を推進します。</li> <li>○土砂災害警戒区域等の指定がなされた地域に対し、ハザードマップ等を作成・配布して土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供を行うとともに、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時から住民の防災意識向上を推進します。</li> </ul>

推進方針	推進施策
1-5-② 山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○流木による被害を防止・軽減するため、国・県と連携して流木捕捉式治山ダムを設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施します。</li> <li>○森林の整備に当たっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図ります。</li> <li>○保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を国・県と連携して進めます。</li> <li>○山地における災害に対して人的被害を防止するため、国・県と連携して治山施設の整備を着実に進めます。</li> </ul>
6-5-① 防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、県と連携して市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化を促進します。</li> <li>○津波または高潮被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の高上げの整備を促進します。</li> </ul>
6-5-② 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧する体制を強化するために、県等が開催する迅速な応急・災害復旧を学ぶための研修への参加や訓練等を行います。</li> </ul>
7-2-① 海岸堤防の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三河港については、津波等による浸水を防ぐため、県と連携して堤防の耐震化等を促進します。〔再掲〕</li> </ul>
7-2-② 河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発災後の市内の排水機能を確保するため、排水機場等の耐震対策を推進します。〔再掲〕</li> <li>○河川・海岸の水門及び防潮樋門等の耐震化を推進します。</li> </ul>
7-2-③ 漂流物防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模自然災害によるコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等の流出による二次災害を防止するため海岸漂着物等の処理を推進します。</li> </ul>
7-4-③ 土砂災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害に対して、人的被害を防止するため、県と連携してハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進めます。〔再掲〕</li> <li>○土砂災害に対して人的被害を防止するため、国・県と連携して土砂災害防止施設の適切な維持管理・更新を推進します。〔再掲〕</li> <li>○土砂災害警戒区域等の指定がなされた地域に対し、ハザードマップ等を作成・配布して土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供を行うとともに、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時から住民の防災意識向上を推進します〔再掲〕</li> </ul>

推進方針	推進施策
<p>8-3-① 浸水等の被害軽減 に資する対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○津波・洪水・内水氾濫等の各種ハザードマップを活用して市民に浸水等の被害が予想される区域を予め周知し、被害の軽減を推進します。</li> <li>○県や市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備します。</li> <li>○市町村間の応援協定の締結や市における受援計画の策定など、広域防災体制を確保するため、受援体制の整備を促進します。</li> </ul>

(10) 環境

推進方針	推進施策
5-3-① 有害物質等の流出 防止対策	○災害時に、有害物質が飛散する兆候がある場合、災害情報共有システム（Ｌアラート）等から情報を関係機関、地域住民等へ通知します。
7-2-④ 自然環境の保全・再生	○自然環境が持つ防災・減災機能を利用することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図ることが期待されることから、自然環境の保全を促進します。
7-5-① 有害物質の流出等の 防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県に協力して事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進めます。</li> <li>○県に協力して有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行います。</li> <li>○「化学物質に係る事故対応マニュアル」のフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高めます。</li> <li>○災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、県に協力して化学物質排出・移動量届出（P R T R）制度に基づくデータベースの有効活用を図ります。</li> </ul>
7-5-② 石綿飛散防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、県に協力して立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底について指導を進めます。</li> <li>○所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を促進します。</li> <li>○災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、県に協力して平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を検討します。</li> <li>○地震や津波により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、県に協力して石綿管から塩ビ管等への更新を進めます。</li> </ul>
7-5-③ P C B 廃棄物の適 正処理による流出リ スクの軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保管中のP C B 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県と連携して保管事業者に対し、P C B 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していきます。</li> <li>○市が所有する施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させます。</li> </ul>
7-5-④ 環境測定機能の強 化	○大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、必要があれば環境調査センターに環境測定を依頼します。

推進方針	推進施策
8-1-① 災害廃棄物処理計画の推進等	○「蒲郡市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速な災害廃棄物の処理が行えるよう、教育・訓練による人材育成等を行い、廃棄物処理に関わる事業者等と連携し、災害廃棄物処理体制の充実を図ります。
8-1-② 一般廃棄物処理施設の災害対応力の強化等	○大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設整備を進めます。 ○クリーンセンターでは、焼却施設の長寿命化を計画的に進め、最終処分場については、次の最終処分場施設の整備を進めることで一般廃棄物処理施設の持続可能な適正処理を確保します。
8-1-③ 災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理	○PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図ります。 ○廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、事業者への指導や周知を図ります。 ○「蒲郡市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の有害廃棄物対策を実施します。
8-1-④ 災害廃棄物の仮置場の確保の推進	○災害廃棄物の仮置場の確保を推進します。

## (11) 土地利用

推進方針	推進施策
<p>1-2-① 火災に強いまちづくり等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模火災のリスクが高い市街地については、耐震性の低い建築物の除却や、狭あい道路後退整備等により、改善を促進します。</li> <li>○災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備、民有地緑化を推進します。</li> <li>○災害発生時に管理不十分な空家の倒壊、延焼による火災等を防ぐため、「蒲郡市空家等対策計画」に基づき空家対策を推進し、関係機関と連携を取り、適正な管理を促します。</li> </ul>
<p>1-4-① ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸堤防の耐震化、河川改修、浚渫・雑木伐採等の維持管理を県と連携して促進します。</li> <li>○洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの周知徹底、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を推進します。</li> <li>○津波・洪水・内水氾濫等による広域的な浸水を防ぐため、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進めます。</li> </ul>
<p>8-3-② 地籍整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を推進します。</li> </ul>
<p>8-6-① 地籍整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を推進します。〔再掲〕</li> </ul>

## 【横断的分野】

### (1) リスクコミュニケーション

推進方針	推進施策
1-1-⑧ 災害対応能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物倒壊等、災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図ります。</li> <li>○避難所における必要な資機材の維持管理を適切に実施するとともに、資機材の集中管理を容易にし、かつ、国・県及び協定市町村等からの資機材の円滑な受領、運営を実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。</li> <li>○緊急消防援助隊登録車両の更新、配備を行います。</li> <li>○消防団の資機材として、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、投光器、発電機、耐切創性手袋、無線機等を整備します。</li> </ul>
1-2-③ 災害対応能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進します。</li> <li>○火災等、災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図ります。</li> <li>○避難所における必要な資機材の維持管理を適切に実施するとともに、資機材の集中管理を容易にし、かつ、国・県及び協定市町村等からの資機材の円滑な受領、運営を実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。〔再掲〕</li> <li>○緊急消防援助隊登録車両の更新、配備を行います。〔再掲〕</li> <li>○消防団の資機材として、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、投光器、発電機、耐切創性手袋、無線機等を整備します。〔再掲〕</li> </ul>
2-2-① 災害対応の体制・資機材強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後も消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進します。</li> <li>○消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化を推進します。</li> <li>○応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図ります。</li> <li>○ICTの活用による住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図ります。</li> <li>○災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努めます。</li> <li>○緊急消防援助隊登録車両の更新、配備を行います。〔再掲〕</li> <li>○消防団の資機材として、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、投光器、発電機、耐切創性手袋、無線機等を整備します。〔再掲〕</li> </ul>

推進方針	推進施策
<p>2-6-⑧ 避難生活における要配慮者支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障がい者、妊産婦、外国人などの要配慮者に配慮した避難生活の環境整備に必要な措置を講じます。</li> <li>○平常時から手話通訳の確保及び養成を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図ります。</li> <li>○福祉避難所の指定を促進し、避難行動要支援者の受入可能な施設等の体制を構築します。</li> <li>○災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を周知し、円滑かつ迅速な避難ができるよう支援します。</li> <li>○絵を指さすことで意思疎通を図ることができるコミュニケーション支援ボードを各避難所に整備し、高齢者や障がい者、外国人等、要配慮者等の避難所生活支援を推進します。</li> </ul>
<p>5-5-② 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設の機能強化、農業用水施設の耐震化など、災害対応力強化のためのハード対策の適切な推進を図ります。</li> <li>○地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進します。</li> <li>○環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域活動の支援を行い、水産業の再生・漁村の活性化を図ります。</li> <li>○農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。</li> <li>○ほ場の区画整理、道路及び用排水路の整備などを行います。</li> </ul>
<p>6-1-① 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン機関との協力体制の強化を推進します。</li> </ul>

## (2) 人材育成

推進方針	推進施策
3-1-③ 地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハザードマップの周知や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティを強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図ります。</li> <li>○高齢者や乳幼児、障がい者や外国人の方達など災害時に特に配慮が必要となる要配慮者の支援のため、地域全体で支える仕組みの構築を進めます。</li> </ul>
3-2-① 市役所の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図ります。</li> <li>○県との情報通信ネットワークの冗長化等を図ります。</li> </ul>
8-1-① 災害廃棄物処理計画の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「蒲郡市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速な災害廃棄物の処理が行えるよう、教育・訓練による人材育成等を行い、廃棄物処理に関わる事業者等と連携し、災害廃棄物処理体制の充実を図ります。</li> </ul>
8-2-③ 災害ボランティアの円滑な受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内外ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図ります。</li> <li>○ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図ります。</li> </ul>

### (3) 老朽化対策

推進方針	推進施策
1-1-① 住宅・建築物の耐震化等の促進	○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進します。
1-1-② 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進します。
1-1-③ 公共施設の耐震化の推進・促進	○公共施設の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化します。 ○天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策及び安全対策等を進めます。 ○公園施設の機能保全・向上対策を実施することで、防災性の向上を図ります。
1-1-④ 交通施設等における脆弱性の解消	○交通施設等について、老朽化点検を行い、それに伴う補修工事を行います。
1-2-① 火災に強いまちづくり等の推進	○大規模火災のリスクが高い市街地については、耐震性の低い建築物の除却や、狭あい道路後退整備等により、改善を促進します。 ○災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備、民有地緑化を推進します。 ○災害発生時に管理不十分な空家の倒壊、延焼による火災等を防ぐため、「蒲郡市空家等対策計画」に基づき空家対策を推進し、関係機関と連携を取り、適正な管理を促します。
2-1-③ 上水道施設の老朽化対策等の推進	○上水道施設は、老朽化対策と合わせて耐震化対策を計画的に推進します。 ○基幹管路の更新・耐震化対策等を推進します。
2-1-⑦ 食料・燃料等の備蓄	○公的施設・避難所等における耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進します。 ○物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄の確保を促進します。 ○食料・燃料等の備蓄の維持管理を適切に実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。

推進方針	推進施策
2-4-② 蒲郡市民病院等の 防災・減災機能の強 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○蒲郡市民病院や医療機関では、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行います。</li> <li>○蒲郡市民病院では、老朽化した設備の修繕や医療機器の定期的な更新を進めます。</li> <li>○機能停止を回避するための業務継続計画（BCP）を策定しておくとともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図ります。</li> <li>○広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用による適切な医療支援方策の検討を行います。</li> <li>○市内開業医との連携による医療提供体制を確保します。</li> </ul>
2-5-④ 浄化槽の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進します。</li> </ul>
2-6-① 避難所における良好 な生活環境の確保 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新を進めます。</li> <li>○学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を行います。</li> <li>○避難所としての防災機能を強化するため、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化などを進めます。</li> <li>○避難所のトイレ不足に対応するため、簡易トイレ、マンホールトイレ等の整備を促進します。</li> <li>○避難所となる公民館の衛生環境を災害時も良好に保つため、老朽化した公民館は建て替えを検討するとともに、外壁塗装を行うことで建て替えまでの長寿命化を図ります。</li> </ul>
5-6-① 上水道及び農業用 水施設の耐震化等 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上水道、農業用水の耐震化について、市や事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進めます。</li> <li>○老朽化が進む上水道や農業用水に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進めます。</li> </ul>
5-6-② 水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制の確立等を促進します。</li> <li>○現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行います。</li> <li>○「水循環基本法（平成26（2014）年法律第16号）」に基づき、水資源関連施設の機能強化の取組を促進します。</li> <li>○関係機関と連携して、老朽化した水路の改築、併設水路の新設及び大規模地震対策により、水の安定供給、適切な維持管理及び水利用の効率化を図る豊川用水二期事業を推進します。</li> </ul>

推進方針	推進施策
<p>6-3-① 下水道施設の耐震化等・下水道業務継続計画（BCP）の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道の処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進めます。</li> <li>○迅速な下水処理機能の回復を図るため、「下水道業務継続計画（BCP）」の充実を促進します。</li> </ul>
<p>6-4-① 陸・海の輸送ルート確保の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワークの整備を進めます。</li> <li>○県と連携して緊急輸送道路等の老朽化対策等を着実に進めます。</li> </ul>
<p>7-6-② 適切な森林の整備・保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進します。</li> <li>○地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図ります。</li> <li>○5年毎に行う林道橋定期点検結果により対象となった橋梁を修繕し長寿命化を図ります。</li> </ul>
<p>8-1-② 一般廃棄物処理施設の災害対応力の強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設整備を進めます。</li> <li>○クリーンセンターでは、焼却施設の長寿命化を計画的に進め、最終処分場については、次の最終処分場施設の整備を進めることで一般廃棄物処理施設の持続可能な適正処理を確保します。</li> </ul>

#### (4) 研究開発

推進方針	推進施策
3-1-③ 地域コミュニティの 強化に向けた行政等 の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○ハザードマップの周知や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティを強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図ります。</li><li>○高齢者や乳幼児、障がい者や外国人の方達など災害時に特に配慮が必要となる要配慮者の支援のため、地域全体で支える仕組みの構築を進めます。</li></ul>

(5) 産学官民・広域連携

推進方針	推進施策
1-2-② 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等	○民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進します。
1-2-③ 災害対応能力の向上	<p>○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進します。</p> <p>○火災等、災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図ります。</p> <p>○避難所における必要な資機材の維持管理を適切に実施するとともに、資機材の集中管理を容易にし、かつ、国・県及び協定市町村等からの資機材の円滑な受領、運営を実施するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討を進めます。〔再掲〕</p> <p>○緊急消防援助隊登録車両の更新、配備を行います。〔再掲〕</p> <p>○消防団の資機材として、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、投光器、発電機、耐切創性手袋、無線機等を整備します。〔再掲〕</p>
2-1-⑥ 応急用食料等の調達	○南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあるため、民間事業者と適切な食料・物資の確保・配送に係る連携について検討を行います。
2-4-③ 民間事業者との連携による燃料の確保	○発災時に燃料不足に陥らないよう、民間事業者と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保します。
6-2-② 上水道等の復旧の体制等の強化	<p>○大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保を進めます。</p> <p>○上水道の応急復旧計画について、その実効性を向上させます。</p>
6-4-② 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備	<p>○警察と連携して、大規模地震発災後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、業務継続計画（BCP）の策定など必要な体制整備を図ります。</p> <p>○代替輸送ルート計画の支援などについて、検討を進めます。</p> <p>○広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、国・県と連携して基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進めます。</p>

推進方針	推進施策
<p>8-3-① 浸水等の被害軽減 に資する対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○津波・洪水・内水氾濫等の各種ハザードマップを活用して市民に浸水等の被害が予想される区域を予め周知し、被害の軽減を推進します。</li> <li>○県や市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備します。</li> <li>○市町村間の応援協定の締結や市における受援計画の策定など、広域防災体制を確保するため、受援体制の整備を促進します。</li> </ul>
<p>8-4-② 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者が早期に住居を確保することができるよう、県及び民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備します。</li> </ul>

財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位が高いものを重点化しながら進める必要があります。

本市では、国のガイドラインにおける「重点化すべきプログラム」や、第五次蒲郡市総合計画における「まちづくり戦略」を基に、重点施策を含む「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を以下のよう設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波・高潮等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
2-8	新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の発生による多数の感染者及び死者の発生		
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-4	陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大型火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-4	排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-6	農地・森林等の被害による土地の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失

## 第6章 計画推進の方策

### 6-1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、蒲郡市防災会議及び蒲郡市地域強靱化計画検討会議の参加機関をベースに、全庁的な体制のもと、国、県、関係機関等の関係者による取組を進めます。

また、地域強靱化を実効あるものとするため、本市のみならず、国、県、近隣自治体等の行政機関、市民、民間事業者等の関係者が連携・協力・調整し、強靱化の取組を推進します。

### 6-2 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するため、本市では各取組主体が進めていく強靱化に資する推進施策・事業をリスクシナリオごとに整理し、外部有識者を交えた推進会議において毎年の進捗状況や指標に基づく目標の達成状況を把握しつつ、計画・実施・評価・改善のP D C Aサイクルを繰り返していきます。

### 6-3 計画の見直し

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。

また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化により新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、推進すべき施策を中心に適宜、本計画を見直すこととします。

さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮します。

各計画の推進期間

計画名	平成					令和								
	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年~
国土強靱化基本計画	策定				見直し				見直し					
愛知県地域強靱化計画	策定				見直し				見直し					
蒲郡市地域強靱化計画									策定				見直し	
蒲郡市総合計画	第四次					第五次								
蒲郡市地域防災計画	毎年度見直し													

※令和4年以降は全て予定

# 資料編

## 資料1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

### 【事前に備えるべき目標】

#### 1. 直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-1-① 住宅・建築物の耐震化等の促進	○市内における住宅の耐震化率は平成 28（2016）年時点で 59.6%（※出典：「蒲郡市耐震改修促進計画」）であり、「蒲郡市地域防災計画」でも住宅等を含めた建築物の耐震化を推進していることから、住宅・建築物の耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策や、天井、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策が必要です。
1-1-② 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	○市内における不特定多数の者が利用する建物の耐震化率は平成 28（2016）年時点で 70.1%（※出典：「蒲郡市耐震改修促進計画」）であり、「蒲郡市地域防災計画」でも建築物の耐震化を推進していることから、不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策やブロック塀等付属物の耐震対策が必要です。
1-1-③ 公共施設の耐震化の推進・促進	○市庁舎、小中学校、市民病院、勤労福祉会館等の耐震化は完了していますが、図書館、市民会館、武道館等の耐震化が完了していません。また、家具固定及びガラス飛散防止措置は平成 19（2007）年に実施していますが、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策及び安全対策等は完了していません。「蒲郡市地域防災計画」でも建築物の耐震化及び非構造部材の転落・防止対策を推進していることから、建築物の耐震化や非構造部材の転落・防止対策が必要です。
1-1-④ 交通施設等における脆弱性の解消	○交通施設等について、老朽化点検を行い、補修工事等を行うことが必要です。
1-1-⑤ 大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等	○大規模盛土造成地分布図は公表済みですが、「蒲郡市地域防災計画」で推進する相当数の居住者等に危害を生ずるおそれ大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行うための調査を実施することが必要です。

リスクシナリオ 1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-1-⑥ 空家対策による倒壊リスクの軽減	○市内の空家率は平成 25（2013）年で 15.0%であり、全国平均の 13.5%よりも高く、平成 5（1993）年以降上昇し続けています。 ○市では「市民の生活環境の保全」と「地域活力の維持・向上」を図るため、「蒲郡市空家等対策計画」に基づき、市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。
1-1-⑦ 家具の転倒防止器具の取付け、ブロック塀撤去等の推進	○市ではシェイクアウト訓練を年 1 回実施していますが、地震の発生から強い揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等を取る時間を確保するため、「蒲郡市地域防災計画」で推進する自主防災組織や企業、学校等を通じた家具の転倒防止策等の防災知識の取得や防災訓練の実施も必要です。
1-1-⑧ 災害対応能力の向上	○令和元（2019）年において、消防訓練は 14 回、救急講習は 117 回実施し、消防車両は 2 台更新していますが、災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、「蒲郡市地域防災計画」で推進する更なる装備資機材の充実等による防災関係機関等の災害対応力の向上が必要 ○災害に備えて資機材や備蓄品等を集中管理するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討が必要です。
1-1-⑨ 情報通信関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、安心ひろめー登録の啓発及び防災行政無線等による伝達手段の多重化、多様化、多言語化が必要です。

リスクシナリオ 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-2-① 火災に強いまちづくり等の推進	○道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進するとともに、都市施設基盤が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発等の面的整備の検討が必要です。
1-2-② 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等	○民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組の推進が必要です。
1-2-③ 災害対応能力の向上	○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されています。災害に備えて資機材や備蓄品等を集中管理するための拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。
1-2-④ 情報通信関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線等による伝達手段の多重化、多様化、多言語化を図ることが必要です。

リスクシナリオ 1-2	
密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-2-⑤ 消防団等の充実強化の促進等	○令和元（2019）年において、消火栓は 6 個、街頭消火器は 130 本、街頭消火器収納箱は 60 箱それぞれ維持管理しているとともに、消防団は 288 回、自主防災会は 185 回の訓練を実施しています。災害時は公助の手が回らないことを想定し、消防団等の充実強化が必要です。

リスクシナリオ 1-3	
大規模津波・高潮等による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-3-① 津波防災地域づくり	○市は平成 29（2017）年に【多言語対応版】蒲郡市ハザードマップを作成しています。また、「蒲郡市地域防災計画」では、津波災害警戒区域内の地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設の所有者または管理者に対して、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練を実施することが必要です。
1-3-② 避難場所・避難路の確保等	○令和元（2019）年において、浸水・津波避難ビル等は 10 箇所を指定、災害対応能力強化のための実践的な防災訓練を 1 回程度実施していますが、「蒲郡市地域防災計画」では、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保を図ることが必要です。 ○新型コロナウイルス等の感染防止を考慮した分散避難に対応し、かつ、食料・燃料等の集中備蓄や受援物資の管理を実施する新たな防災拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。 ○避難場所・避難路の確保のためには、雨水排水機能を維持するポンプ場の耐震化及び機械・電気設備の更新等が必要です。
1-3-③ 河川・海岸の堤防、水門等・排水機場等の耐震化の推進	○排水機場については、地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、必要に応じた耐震補強の推進が必要です。
1-3-④ 海岸レジャー施設等の安全確保	○遊園地や海水浴場その他海岸・河川沿いに立地するレジャー施設等については、周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することが懸念されるため、迅速・的確な避難・誘導體制の構築が必要です。
1-3-⑤ 情報伝達手段の多重化・多様化の推進等	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、安心ひろめーる登録の啓発及び防災行政無線等による伝達手段の多重化、多様化、多言語化を図ることが必要です。

リスクシナリオ 1-3 大規模津波・高潮等による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-3-⑥ 継続的な防災訓練や 防災教育等の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和 2（2020）年において、すべての公立学校が防災マニュアルを策定し、防災訓練を複数回実施し、教職員の初任者に対する防災に関する校内研修を行い、年 1 回程度の防災研修を教職員研修の中に体系的に導入しています。今後も継続して実施することが必要です。</li> <li>○「自助」、「共助」の理解を深めるため、市民や事業者を対象とした意識向上の啓発が必要です。</li> </ul>
1-3-⑦ 臨海部における避難 対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サプライチェーンの寸断等による企業の生産性低下を防ぐために、三河港 B C P（事業継続計画）に基づき学習・訓練等の実施や継続的な改善を行うことが必要です。</li> </ul>

リスクシナリオ 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-4-① ハード対策・ソフト対策 を組み合わせた浸水 対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「蒲郡市地域防災計画」では、洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川については、過去の浸水状況等の把握に努めるとともに、予想される水災の危険を住民等に周知することが求められています。また、洪水や高潮、津波等による災害を防止するために、河川・海岸堤防等の改修や維持管理、耐震化等を県と連携して促進することが必要です。</li> </ul>
1-4-② 継続的な防災訓練や 防災教育等の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和 2（2020）年において、すべての公立学校が防災マニュアルを策定し、防災訓練を複数回実施し、教職員の初任者に対する防災に関する校内研修を行い、年 1 回程度の防災研修を教職員研修の中に体系的に導入していますが、継続的な実施が必要です。</li> <li>○自助、共助の理解を深めるため、市民や事業者を対象とした意識向上の啓発が必要です。</li> </ul>
1-4-③ 河川の改修・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川管理者に対し、2 級河川については河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対応した排水機場設置などによる低地河川としての整備を併せて実施することが必要です。</li> </ul>
1-4-④ 高潮対策施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸管理者である県と連携して、高潮対策等を実施することが必要です。</li> </ul>
1-4-⑤ 浸水想定区域の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水害による被害の軽減を図るため、最新の情報を掲載した防災マップやハザードマップ、広報誌・P R 紙などを活用して広報活動を実施することが必要です。</li> </ul>
1-4-⑥ 情報通信関係施策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○逃げ遅れの発生等を防ぐため、安心ひろめーる登録の啓発及び防災行政無線等による伝達手段の多重化、多様化、多言語化を図ることが必要です。</li> </ul>

<b>リスクシナリオ 1-4</b>	
突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-4-⑦ 災害対応力の強化	○自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、これらの組織の日常化、訓練等の実施を促すことが必要です。
1-4-⑧ 排水機場等の耐震化の推進	○地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、必要に応じた耐震補強を推進することが必要です。

<b>リスクシナリオ 1-5</b>	
大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-5-① 土砂災害対策の推進	○県と連携して、土砂災害危険箇所を的確に把握し、必要な防災対策を積極的に実施することが必要です。
1-5-② 山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応	○森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するため、治山対策を実施することが必要です。
1-5-③ 情報関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、安心ひろめーる登録の啓発及び防災行政無線等による伝達手段の多重化、多様化、多言語化を図ることが必要です。

【事前に備えるべき目標】

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
NO.	脆弱性評価結果
2-1-① 輸送ルートの確保対策の実施	○災害時における物資輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備が必要です。また、既存の物資輸送ルートについては、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を県と連携して進める必要があります。
2-1-② 迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○迅速な輸送道路啓開を行うためには、緊急輸送道路等の情報共有、道路啓開に必要な体制整備が必要です。
2-1-③ 上水道施設の老朽化対策等の推進	○市では蒲郡市内の1/3に配水する西部送水管更新事業を実施しており、令和4(2022)年度までには延長17kmの送水管のうち11kmを耐震管に更新する予定であり、残りの送水管の更新の実施も必要です。
2-1-④ 電力設備等の早期復旧体制整備の推進	○電気事業者に対して関係施設の安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替え施設の整備等による代替性を確保することが必要です。
2-1-⑤ 停電時における電動車等の活用	○非常用電源が未設置で停電している避難所については、非常用電源として電力供給が可能な公用車(電動車等)等の活用が必要です。
2-1-⑥ 応急用食料等の調達	○「平成30(2018)年度蒲郡市市民意識調査 調査結果報告書」では、95.4%の市民が食料や飲料水、医薬品、毛布、仮設トイレなどの防災資機材の備蓄に力を入れてほしいと回答しています。備蓄品を充実させる必要があります。
2-1-⑦ 食料・燃料等の備蓄	○「平成30(2018)年度蒲郡市市民意識調査 調査結果報告書」では、95.4%の市民が食料や飲料水、医薬品、毛布、仮設トイレなどの防災資機材の備蓄に力を入れてほしいと回答しています。備蓄品を充実させる必要があります。 ○市は各避難所に備蓄品として毛布、飲料水、非常食等を用意していますが、市民に対して家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日分の食料を備蓄するよう啓発するとともに、企業に対して従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう必要な物資の備蓄等を促すことが必要です。 ○食料・燃料等の備蓄を集中管理し、維持管理を適切に実施するため、防災の拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。

リスクシナリオ 2-1	
被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
NO.	脆弱性評価結果
2-1-⑧ 物資調達・供給体制、受援体制の構築等	<p>○市は、平成8（1996）年に「三遠南信災害時相互応援協定」、平成9（1997）年に競艇開催市町との「大規模災害時の相互応援に関する協定」を締結しており、この応援に基づく災害応援が円滑、迅速に実施できるよう努めています。また、広域的な応援を受けることができるよう、応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点等の確保、関係機関との情報の共有等に努めることが必要です。</p> <p>○国・県及び協定市町村からの受援物資の受領管理を適切に実施するため、防災の拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。</p>
2-1-⑨ 新たな防災拠点における物資の集中管理	<p>○資機材・物資の集結・集積のために必要な、防災の拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。</p>

リスクシナリオ 2-2	
消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
NO.	脆弱性評価結果
2-2-① 災害対応の体制・資機材強化	<p>○令和元（2019）年において、280MHz デジタル同報防災行政無線システムは整備済みであり、消防庁舎保守点検は7回、消防通信指令施設維持管理は58回実施していますが、継続的な実施が必要です。</p>
2-2-② 地域の活動拠点施設の耐災害性の強化	<p>○救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図ることが必要です。</p>
2-2-③ 消防団の充実強化の促進及び消防団員の確保	<p>○令和元（2019）年において、自主防災組織の組織率は100%ですが、消火栓は6個、街頭消火器は130本、街頭消火器収納箱は60箱それぞれ維持管理しているとともに、消防団は288回、自主防災会は185回の訓練を実施していますが、災害時に公助の手が回らないことを想定し、消防団等の充実強化が必要です。</p> <p>○消防団員は令和2（2020）年4月時点で353人であり、平成30（2018）年4月時点の362人から減少しています。消防団員の確保が必要です。</p>
2-2-④ 道路ネットワークの整備の推進	<p>○災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動および警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努めることが必要です。さらに、必要な代替ルートの確保に努めることが必要です。</p>
2-2-⑤ 避難行動要支援者の救助・救急活動	<p>○市では、避難行動要支援者名簿を作成していますが、名簿に記載された避難行動要支援者の命を守る体制を整備が必要です。</p>

リスクシナリオ 2-3	
想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	
NO.	脆弱性評価結果
2-3-① 帰宅困難者対策の推進	○公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があるため、滞在者等の安全の確保が必要です。
2-3-② 代替輸送手段の確保等	○主な輸送手段である鉄道が不通になった場合の代替輸送手段の確保を行う必要があります。

リスクシナリオ 2-4	
医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
NO.	脆弱性評価結果
2-4-① 蒲郡市民病院における自立・分散型エネルギー供給の促進	○蒲郡市民病院における自立・分散型エネルギー供給を促進する必要があります。
2-4-② 蒲郡市民病院等の防災・減災機能の強化	○蒲郡市民病院等の防災・減災機能を強化する必要があります。 ○災害時にも対応できる救急体制の整備が必要です。 ○移転から20年を超えた蒲郡市民病院の建物改修や設備の修繕及び、計画的な医療機器の更新が必要です。
2-4-③ 民間事業者との連携による燃料の確保	○大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、必要とされる燃料の確保が必要です。
2-4-④ 人工透析患者等への対策	○透析に大量の衛生的な水が必須となる人工透析患者等への対策が必要です。
2-4-⑤ 人工呼吸器及び在宅酸素療養者への対策	○人工呼吸器及び在宅酸素療養者への対策が必要です。
2-4-⑥ 災害時における医療機能の確保・支援体制強化	○災害時における医療機能の確保・支援体制の強化が必要です。
2-4-⑦ 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保	○災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動および警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める必要があります。さらに、必要な代替ルートの確保に努める必要があります。

リスクシナリオ 2-4	
医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
NO.	脆弱性評価結果
2-4-⑧ 医師の確保	○市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努める必要があります。

リスクシナリオ 2-5	
被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
NO.	脆弱性評価結果
2-5-① 衛生環境の確保等	○令和2(2020)年10月において愛知県ペストコントロール協会と災害等発生時における防疫活動に関する協定を締結しています。災害時は衛生環境を確保するため、防疫活動や予防接種を実施等する必要があります。
2-5-② 下水道施設の耐震化・下水道業務継続計画(BCP)の充実	○地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、平成27(2015)年に「蒲郡市簡易版下水道BCP」、また平成30(2018)年に「蒲郡市下水道ストックマネジメント計画」を策定しています。ただし、下水道(重要管路)の耐震化率は令和2(2020)年で16.8%と低い値となっているため、今後は耐震化を進める必要があります。
2-5-③ 避難所となる施設の衛生環境の確保	○令和2(2020)年10月において愛知県ペストコントロール協会と災害等発生時における防疫活動に関する協定を締結しました。また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる必要があります。
2-5-④ 浄化槽の整備	○浄化槽整備区域内の浄化槽は、平成30(2018)年度末の13,245箇所から令和元(2019)年度末の13,647箇所に増加しています。 ○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換が必要です。

リスクシナリオ 2-6	
劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
2-6-① 避難所における良好な生活環境の確保等	○発電設備については令和2(2020)年に避難所に蓄電池を92台設置しています。また、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備が必要です。

リスクシナリオ 2-6	
劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
2-6-② 避難所の運営体制等の整備	○平成 28 (2016) 年に「避難所運営マニュアル (避難所外避難者支援に係る記載を含む)」を整備しました。また、市は、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとともに、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮することが必要です。
2-6-③ 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	○令和 2 (2020) 年において、すべての公立学校が防災マニュアルを策定し、防災訓練を複数回実施し、教職員の初任者に対する防災に関する校内研修を行い、年 1 回程度の防災研修を教職員研修の中に体系的に導入していますが、継続的な実施が必要です。 ○自助、共助の理解を深めるため、市民や事業者を対象とした意識向上の啓発が必要です。
2-6-④ 避難所における必要物資の確保等	○市は各避難所に備蓄品として毛布、飲料水、非常食等を用意しています。あらかじめ必要とされる食料、飲料水 (ペットボトル等)、生活必需品、燃料その他の物資について備蓄を図ることが必要です。
2-6-⑤ 避難所外避難者への対策の整備	○在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、上下水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じることが必要です。
2-6-⑥ 被災者の健康管理	○避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行うとともに、ストレス症状の長期化・悪化、あるいは PTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させることが必要です。
2-6-⑦ 住宅・建築物の耐震化等	○市内における住宅の耐震化率は平成 28 (2016) 年時点で 59.6% (※出典：「蒲郡市耐震改修促進計画」) であり、「蒲郡市地域防災計画」でも住宅等を含めた建築物の耐震化を推進していることから、住宅・建築物の耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策や、天井、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策が必要です。
2-6-⑧ 避難生活における要配慮者支援	○「蒲郡市地域防災計画」では、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、社会福祉施設等の管理者との協議により、支援を要する高齢者、障がい者等が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定を促進することを必要としています。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮することが必要です。

リスクシナリオ 2-6	
劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
2-6-⑨ 避難行動要支援者への支援	○災害時に自ら避難することが難しい避難行動要支援者については、名簿を作成するとともに、平常時から避難支援等関係者が避難行動要支援者登録台帳を所持し、「蒲郡市避難行動要支援者制度実施要綱」や「蒲郡市避難行動要支援者マニュアル」に基づき必要な支援を行うことが必要です。

リスクシナリオ 2-7	
感染症発生による多数の感染者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
2-7-① 災害時における防疫体制の確保	○災害時の疫病・感染症等の発生や拡大を防止するため、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設けることが必要です。
2-7-② 衛生環境の確保等〔再掲〕	○感染症の発生・まん延を防ぐため、県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するとともに、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施することが必要です。
2-7-③ 避難所となる施設の衛生環境の確保〔再掲〕	○避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずることが必要です。

リスクシナリオ 2-8	
新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の発生による多数の感染者及び死者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
2-8-① 災害時における新型コロナウイルスの大流行を抑制する体制の確保	○新型コロナウイルスの大流行を抑制するため、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設けるとともに、避難所における感染症対策を講ずることが必要です。

## 【事前に備えるべき目標】

### 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ 3-1	
被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	
NO.	脆弱性評価結果
3-1-① 避難所等における治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化	○社会秩序の維持対策として、被災地及びその周辺において、警察や自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める必要があります。
3-1-② 公共の安全等の秩序維持体制の整備	○警察と連携して、地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する必要があります。
3-1-③ 地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援	○自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す必要があります。 ○高齢者や乳幼児、障がい者や外国人の方達など災害時に特に配慮が必要となる要配慮者の支援のため、地域全体で支える仕組みの構築を進める必要があります。

リスクシナリオ 3-2	
市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
NO.	脆弱性評価結果
3-2-① 市役所の機能維持	○防災に携わる職員に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図ることが必要です。また、各種災害を想定した勤務時間外における職員の参集訓練の必要に応じた実施や、捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める必要があります。
3-2-② 市役所の業務継続計画の見直し	○災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るとともに、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う必要があります。
3-2-③ 災害時における行政職員の不足への対応	○大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図ることが必要です。

リスクシナリオ 3-2	
市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
NO.	脆弱性評価結果
3-2-④ 防災拠点等の耐震化等の推進	○地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化及び水害対策を促進することが必要です。
3-2-⑤ 防災拠点等の電力確保等	○平時から避難所等に投光器や自家発電設備等を備え付け、緊急時に利用できるよう整備することが必要です。
3-2-⑥ 復旧復興施策や被災者支援の取組等	○特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図ります。必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的に実施することが必要です。
3-2-⑦ 住民等の自発的な防災行動の促進	○自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導が必要 ○地域における自助、共助の理解を深め、防災意識の高揚を進めるとともに、防災訓練、防災備品等の整備など地域の防災強化が必要 ○近年大型化している台風が蒲郡市に接近する可能性があるため、実際のオペレーションについて関係者と情報共有し、連携しつつ対応を行うためのタイムラインの策定が必要 ○防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進することが必要 ○避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくことが必要
3-2-⑧ タイムラインの策定	○近年大型化している台風が蒲郡市に接近する可能性があるため、実際のオペレーションについて関係者と情報共有し、連携しつつ対応を行うためのタイムラインの策定が必要
3-2-⑨ 応急活動等の継続のための事前対策	○防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進することが必要
3-2-⑩ 国・県・市町村間の連携強化	○避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくことが必要

**【事前に備えるべき目標】**

**4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**

リスクシナリオ 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
NO.	脆弱性評価結果
4-1-① 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等	○気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図ることが必要です。
4-1-② 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進	○情報通信に係る電力等の長期供給停止を防ぐための対策の推進が必要です。

リスクシナリオ 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
NO.	脆弱性評価結果
4-2-① 多様な情報提供手段の確保	○防災行政無線については、移動系無線の操作研修を年1回実施しています。また、テレビ・ラジオ放送が中断した場合でも防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織等を通じた電話連絡や戸別伝達、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努めることが必要です。

リスクシナリオ 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
NO.	脆弱性評価結果
4-3-① 効果的な教育・啓発の実施	○ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進するとともに、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図ることが必要です。

### リスクシナリオ 4-3

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

NO.	脆弱性評価結果
4-3-② 情報収集・伝達手段 の多様化の推進	○防災行政無線については、移動系無線の操作研修を年1回実施しています。また、テレビ・ラジオ放送が中断した場合でも防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織等を通じた電話連絡や戸別伝達、災害情報共有システム（アラート）に情報を提供することにより、携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努めることが必要です。
4-3-③ 避難勧告等の発令	○避難勧告等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令することが必要です。また、要配慮者に対しては、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図ることが必要です。さらに、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましく、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令することが必要です。 ○外国人が災害時に取り残されることのないよう、多言語による情報提供が必要で

**【事前に備えるべき目標】**

**5. 経済活動を機能不全に陥らせない**

<b>リスクシナリオ 5-1</b> サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
NO.	脆弱性評価結果
5-1-① 個別企業業務継続計画（BCP）策定等の推進	○サプライチェーンの寸断等による企業の生産性低下を防ぐために、企業業務継続計画（BCP）策定に関する情報提供や周知・啓発を促進する必要があります。

<b>リスクシナリオ 5-2</b> エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
NO.	脆弱性評価結果
5-2-① 燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備	○エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響を防ぐために、燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備が必要です。

<b>リスクシナリオ 5-3</b> 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
NO.	脆弱性評価結果
5-3-① 有害物質等の流出防止対策	○有害物質等が流出した場合、関係機関や地域住民等に知らせることが必要です。

<b>リスクシナリオ 5-4</b> 陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
NO.	脆弱性評価結果
5-4-① 交通施設の防災対策の推進	○陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響を防ぐために、交通施設の防災対策を推進する必要があります。
5-4-② 輸送モードの連携・代替性の確保	○陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響を防ぐために、輸送モードの連携・代替性を確保する必要があります。

リスクシナリオ 5-5 食料等の安定供給の停滞	
NO.	脆弱性評価結果
5-5-① 食品産業事業者等の 災害対策の強化	○企業は災害時に自らの果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めることが必要です。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることが必要です。
5-5-② 農林水産業に係る生 産基盤等の災害対応 力の強化	○食料等の安定供給の停滞を防ぐために、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化が必要です。

リスクシナリオ 5-6 異常渇水等による用水の供給の途絶	
NO.	脆弱性評価結果
5-6-① 上水道及び農業用水 施設の耐震化等の推 進	○市では蒲郡市内の1/3に配水する西部送水管更新事業を実施しており、令和4（2022）年度までには延長17kmの送水管のうち11kmを耐震管に更新する予定であり、残りの送水管の更新の実施も必要です。
5-6-② 水の安定供給	○大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を促進することが必要です。 ○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組むことが必要です。

**【事前に備えるべき目標】**

**6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

リスクシナリオ 6-1	
電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止	
NO.	脆弱性評価結果
6-1-① 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化	○電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止を防ぐために、電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化が必要です。
6-1-② 石油燃料の確保	○大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努めることが必要です。
6-1-③ 自立・分散型エネルギーの導入の促進等	○令和元（2019）年の時点で、住宅用太陽光発電補助件数は累計459件、住宅用太陽熱利用システム補助件数は累計43件、住宅用リチウムイオン蓄電池補助件数は累計で114件です。また、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止を防ぐために、さらなる自立・分散型エネルギー供給を促進することが必要です。

リスクシナリオ 6-2	
上水道等の長期間にわたる機能停止	
NO.	脆弱性評価結果
6-2-① 上水道施設の耐震化等の推進	○市では蒲郡市内の1/3に配水する西部送水管更新事業を実施しており、令和4（2022）年度までには延長17kmの送水管のうち11kmを耐震管に更新する予定であり、残りの送水管の更新の実施も必要です。
6-2-② 上水道等の復旧の体制等の強化	○施設の復旧が困難な場合は、蒲郡市上下水道工事協同組合及び日本水道協会へ応援を要請することが必要です。また、施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整えるとともに、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保することが必要です。

リスクシナリオ 6-3	
汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
NO.	脆弱性評価結果
6-3-① 下水道施設の耐震化等・下水道業務継続計画（BCP）の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道が最低限有すべき機能を確保するため、平成 27（2015）年 3 月に蒲郡市簡易版下水道 B C P を策定し、また平成 30（2018）年 3 月に「蒲郡市下水道ストックマネジメント計画」を策定しています。</li> <li>○下水道の処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進することが必要とともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める必要があります。</li> <li>○迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道業務継続計画（BCP）の充実を進める必要があります。</li> </ul>
6-3-② 汚水処理施設等の防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐために、汚水処理施設等の防災対策の強化が必要です。</li> </ul>

リスクシナリオ 6-4	
交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	
NO.	脆弱性評価結果
6-4-① 陸・海の輸送ルート確保の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動および警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める必要があります。さらに、必要な代替ルートの確保に努める必要があります。</li> </ul>
6-4-② 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努めるとともに、道路啓開計画の検討・共有や地元業者との協定締結、復旧資機材の把握等の事前措置を行う必要があります。</li> </ul>
6-4-③ 災害時における放置車両対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うとともに、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う必要があります。</li> </ul>
6-4-④ 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通ネットワークの長期間にわたる機能停止に備え、幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進を行う必要があります。</li> </ul>
6-4-⑤ 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通ネットワークの長期間にわたる機能停止に備え、幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進を行う必要があります。</li> </ul>

リスクシナリオ 6-4 交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	
NO.	脆弱性評価結果
6-4-⑥ 三河港の業務継続力の強化	○交通ネットワークの長期間にわたる機能停止に備え、幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進を行う必要があります。
6-4-⑦ 防災拠点の整備	○資機材・物資の集結・集積のために必要な、防災の拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。

リスクシナリオ 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	
NO.	脆弱性評価結果
6-5-① 防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進	○津波等による浸水を防ぐために、堤防高の低い箇所の高上げを実施するとともに、堤防の耐震化を推進する必要があります。
6-5-② 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組	○防災インフラの長期間にわたる機能不全となった場合に備え、防災インフラの迅速な復旧に向けた取組が必要です。

**【事前に備えるべき目標】**

**7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**

リスクシナリオ 7-1	
地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
7-1-① 救助活動能力の充実・強化	○救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図り、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努める必要があります。また、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図ることが必要です。
7-1-② 火災に強いまちづくり等の推進	○都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進することが必要です。
7-1-③ 消防水利の確保	○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備の検討を進める必要があります。
7-1-④ 消防団員の確保等	○消防団員は令和2（2020）年4月時点で353人であり、平成30（2018）年4月時点の362人から減少しています。消防団員の確保が必要です。

リスクシナリオ 7-2	
海上・臨海部の広域複合災害の発生	
NO.	脆弱性評価結果
7-2-① 海岸堤防の耐震化等の推進	○津波等による浸水を防ぐために、堤防高の低い箇所の高上げを実施するとともに、堤防の耐震化を推進することが必要です。
7-2-② 河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進	○地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、必要に応じた耐震補強を推進することが必要です。
7-2-③ 漂流物防止対策の推進	○海上・臨海部の広域複合災害の発生を防ぐためには、漂流物防止対策の推進が必要です。
7-2-④ 自然環境の保全・再生	○自然環境が持つ防災・減災機能を利用することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図ることが期待されることから、自然環境の保全を促進することが必要です。

リスクシナリオ 7-3	
沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
NO.	脆弱性評価結果
7-3-① 沿道の住宅・建築物の耐震化の促進	○地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進することが必要です。
7-3-② 災害情報の収集体制の強化	○積極的に市職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集することが必要です。

リスクシナリオ 7-4	
排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
7-4-① ため池の防災対策の推進	○ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施し、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図ることが必要です。
7-4-② ポンプ等の防災対策の推進	○停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努めることが必要です。なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管きよ等を設置し、排水機能の応急復旧を図ることが必要です。
7-4-③ 土砂災害対策の推進	○排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生を防ぐためには土砂災害対策の推進が必要です。

リスクシナリオ 7-5	
有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃	
NO.	脆弱性評価結果
7-5-① 有害物質の流出等の防止対策の推進	○有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃を防ぐために、有害物質の流出等の防止対策の推進が必要です。
7-5-② 石綿飛散防止対策	○有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃を防ぐために、石綿飛散防止策の推進が必要です。
7-5-③ PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減	○有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃を防ぐために、PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減が必要です。

リスクシナリオ 7-5 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃	
7-5-④ 環境測定機能の強化	○被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める必要があります。

リスクシナリオ 7-6 農地・森林等の被害による土地の荒廃	
NO.	脆弱性評価結果
7-6-① 農地や農業用水施設等の保全管理と体制整備	○農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐためには、農地や農業用水施設等の保全管理と体制整備が必要です。
7-6-② 適切な森林の整備・保全	○農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐためには、適切な森林の整備・保全が必要です。
7-6-③ 自然と共生した多様な森林づくりの推進	○農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐためには、自然と共生した多様な森林づくりの推進が必要です。
7-6-④ 農地・森林等の荒廃の防止	○農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐためには、土地保全機能を適切に発揮させる必要があります。

リスクシナリオ 7-7 感染症発生による多数の感染者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
7-7-① 災害時における防疫体制の確保	○大規模災害時における疫病・感染症等の拡大を防ぐため、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設ける必要があります。
7-7-② 衛生環境の確保等〔再掲〕	○令和2（2020）年10月において愛知県ペストコントロール協会と災害等発生時における防疫活動に関する協定を締結しています。災害時において衛生環境を確保するため、防疫活動や予防接種を実施等する必要があります。
7-7-③ 避難所となる施設の衛生環境の確保〔再掲〕	○令和2（2020）年10月において愛知県ペストコントロール協会と災害等発生時における防疫活動に関する協定を締結しました。避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

リスクシナリオ 7-7 感染症発生による多数の感染者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
7-7-④ 災害時における新型 感染症の大流行を抑 制する体制の確保 〔再掲〕	○大規模災害時における新型感染症の発生及び大流行を予防するため、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設けることが必要です。

**【事前に備えるべき目標】**

**8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

リスクシナリオ 8-1	
大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
NO.	脆弱性評価結果
8-1-① 災害廃棄物処理計画の推進等	○平成 28（2016）年 10 月に策定された「愛知県災害廃棄物処理計画」の実効性の向上を図るため、平成 30（2018）年 3 月に「蒲郡市災害廃棄物処理計画」を策定しています。 ○災害時に迅速な災害廃棄物の処理が行えるよう、教育・訓練による人材育成等を行い、廃棄物処理に関わる事業者等と連携し、災害廃棄物処理体制の充実を図ることが必要です。
8-1-② 一般廃棄物処理施設の災害対応力の強化等	○大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐために、一般廃棄物処理施設の災害対応力の強化等が必要で。
8-1-③ 災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理	○大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐために、災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理が必要で。
8-1-④ 災害廃棄物の仮置場の確保の推進	○災害廃棄物の仮置場は、平成 30（2018）年 3 月策定の「蒲郡市災害廃棄物処理計画」に基づき、あらかじめ想定した候補地に一次仮置場、二次仮置場を設置することが必要で。

リスクシナリオ 8-2	
復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
NO.	脆弱性評価結果
8-2-① 復旧・復興を担う人材等の育成等	○復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐために、復旧・復興を担う人材等の育成等が必要で。
8-2-② 事前復興、復興方針・体制づくりの推進	○復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐために、事前復興、復興方針・体制づくりの推進が必要で。
8-2-③ 災害ボランティアの円滑な受入	○防災ボランティアコーディネーター講座を隔年で開催しています。 ○市内外ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築が必要で。 ○ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備が必要で。

リスクシナリオ 8-3	
広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
NO.	脆弱性評価結果
8-3-① 浸水等の被害軽減に資する対策の推進	○防災マップやハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して市民に浸水等の被害が予想される区域を周知する広報活動が必要です。 ○他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる広域防災体制の確保及び受援体制の整備が必要です。
8-3-② 地籍整備の推進	○防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図ることが必要です。

リスクシナリオ 8-4	
被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	
NO.	脆弱性評価結果
8-4-① 仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化	○応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておくことが必要です。
8-4-② 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保	○被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れを防ぐために、既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保が必要です。
8-4-③ 自宅居住による生活再建の促進	○住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに被災住宅の応急修理を行う県への各種情報提供等を行うことが必要です。
8-4-④ 被災者の生活支援等	○応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理し、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めることが必要です。 ○市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討することが必要です。

<b>リスクシナリオ 8-5</b> 貴重な文化財や環境的資産の喪失	
NO.	脆弱性評価結果
8-5-① 博物館・科学館の展示物・収蔵物の被害の最小化	○貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失を防ぐためには、博物館・科学館の展示物・収蔵物の被害の最小化が必要です。

<b>リスクシナリオ 8-6</b> 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
NO.	脆弱性評価結果
8-6-① 地籍整備の推進	○防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図ることが必要です。
8-6-② 復興体制や手順の検討等	○事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐために、復興体制や手順の検討等が必要です。

<b>リスクシナリオ 8-7</b> 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
NO.	脆弱性評価結果
8-7-① 風評被害を防止するための確な情報発信のための体制強化	○風評被害等を未然に防止するため、国、他市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時からの確な情報提供等に努める必要があります。

## 【個別施策分野】

## (1) 行政機能／消防等／防災教育等

(1) 行政機能／消防等／防災教育等	
NO.	脆弱性評価結果
1-1-⑧ 災害対応能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元（2019）年において、消防訓練は 14 回、救急講習は 117 回実施し、消防車両は 2 台更新していますが、災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、「蒲郡市地域防災計画」で推進する更なる装備資機材の充実等による防災関係機関等の災害対応力の向上が必要です。</li> <li>○災害に備えて資機材や備蓄品等を集中管理するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討が必要です。</li> </ul>
1-2-② 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組の推進が必要です。</li> </ul>
1-2-③ 災害対応能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されています。災害に備えて資機材や備蓄品等を集中管理するための拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。</li> </ul>
1-2-⑤ 消防団等の充実強化の促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元（2019）年において、消火栓は 6 個、街頭消火器は 130 本、街頭消火器収納箱は 60 箱それぞれ維持管理しているとともに、消防団は 288 回、自主防災会は 185 回の訓練を実施しています。災害時は公助の手が回らないことを想定し、消防団等の充実強化が必要です。</li> </ul>
1-3-② 避難場所・避難路の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元（2019）年において、浸水・津波避難ビル等は 10 箇所を指定、災害対応能力強化のための実践的な防災訓練を 1 回程度実施していますが、「蒲郡市地域防災計画」では、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保を図ることが必要です。</li> <li>○新型コロナウイルス等の感染防止を考慮した分散避難に対応し、かつ、食料・燃料等の集中備蓄や受援物資の管理を実施する新たな防災拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。</li> <li>○避難場所・避難路の確保のためには、雨水排水機能を維持するポンプ場の耐震化及び機械・電気設備の更新等が必要です。</li> </ul>
1-3-④ 海岸レジャー施設等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遊園地や海水浴場その他海岸・河川沿いに立地するレジャー施設等については、周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することが懸念されるため、迅速・的確な避難・誘導體制の構築が必要です。</li> </ul>

<b>(1) 行政機能／消防等／防災教育等</b>	
NO.	脆弱性評価結果
1-3-⑥ 継続的な防災訓練や 防災教育等の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和 2（2020）年において、すべての公立学校が防災マニュアルを策定し、防災訓練を複数回実施し、教職員の初任者に対する防災に関する校内研修を行い、年 1 回程度の防災研修を教職員研修の中に体系的に導入しています。今後も継続して実施することが必要です。</li> <li>○「自助」、「共助」の理解を深めるため、市民や事業者を対象とした意識向上の啓発が必要です。</li> </ul>
1-4-② 継続的な防災訓練や 防災教育等の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和 2（2020）年において、すべての公立学校が防災マニュアルを策定し、防災訓練を複数回実施し、教職員の初任者に対する防災に関する校内研修を行い、年 1 回程度の防災研修を教職員研修の中に体系的に導入していますが、継続的な実施が必要です。</li> <li>○自助、共助の理解を深めるため、市民や事業者を対象とした意識向上の啓発が必要です。</li> </ul>
1-4-⑤ 浸水想定区域の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水害による被害の軽減を図るため、最新の情報を掲載した防災マップやハザードマップ、広報誌・P R 紙などを活用して広報活動を実施することが必要です。</li> </ul>
1-4-⑦ 災害対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、これらの組織の日常化、訓練等の実施を促すことが必要です。</li> </ul>
2-1-⑥ 応急用食料等の調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「平成 30（2018）年度蒲郡市市民意識調査 調査結果報告書」では、95.4%の市民が食料や飲料水、医薬品、毛布、仮設トイレなどの防災資機材の備蓄に力を入れてほしいと回答しています。備蓄品を充実させることが必要です。</li> </ul>
2-1-⑦ 食料・燃料等の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「平成 30（2018）年度蒲郡市市民意識調査 調査結果報告書」では、95.4%の市民が食料や飲料水、医薬品、毛布、仮設トイレなどの防災資機材の備蓄に力を入れてほしいと回答しています。備蓄品を充実させることが必要です。</li> <li>○市は各避難所に備蓄品として毛布、飲料水、非常食等を用意していますが、市民に対して家庭において可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日分の食料を備蓄するよう啓発するとともに、企業に対して従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう必要な物資の備蓄等を促すことが必要です。</li> <li>○食料・燃料等の備蓄を集中管理し、維持管理を適切に実施するため、防災の拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。</li> </ul>

<b>(1) 行政機能／消防等／防災教育等</b>	
NO.	脆弱性評価結果
2-1-⑧ 物資調達・供給体制、受援体制の構築等	<p>○市は、平成8（1996）年に「三遠南信災害時相互応援協定」、平成9（1997）年に競艇開催市町との「大規模災害時の相互応援に関する協定」を締結しており、この応援に基づく災害応援が円滑、迅速に実施できるよう努めています。また、広域的な応援を受けることができるよう、応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点等の確保、関係機関との情報の共有等に努めることが必要です。</p> <p>○国・県及び協定市町村からの受援物資の受領管理を適切に実施するため、防災の拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。</p>
2-1-⑨ 新たな防災拠点における物資の集中管理	<p>○資機材・物資の集結・集積のために必要な、防災の拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。</p>
2-2-① 災害対応の体制・資機材強化	<p>○令和元（2019）年において、280MHz デジタル同報防災行政無線システムは整備済みであり、消防庁舎保守点検は7回、消防通信指令施設維持管理は58回実施していますが、継続的な実施が必要です。</p>
2-2-② 地域の活動拠点施設の耐災害性の強化	<p>○救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図ることが必要です。</p>
2-2-③ 消防団の充実強化の促進及び消防団員の確保	<p>○令和元（2019）年において、自主防災組織の組織率は100%ですが、消火栓は6個、街頭消火器は130本、街頭消火器収納箱は60箱それぞれ維持管理しているとともに、消防団は288回、自主防災会は185回の訓練を実施していますが、災害時に公助の手が回らないことを想定し、消防団等の充実強化が必要です。</p> <p>○消防団員は令和2（2020）年4月時点で353人であり、平成30（2018）年4月時点の362人から減少しています。消防団員の確保が必要です。</p>
2-2-⑤ 避難行動要支援者の救助・救急活動	<p>○市では、避難行動要支援者名簿を作成していますが、名簿に記載された避難行動要支援者の命を守る体制を整備が必要です。</p>
2-3-① 帰宅困難者対策の推進	<p>○公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があるため、滞在者等の安全の確保が必要です。</p>
2-6-① 避難所における良好な生活環境の確保等	<p>○発電設備については令和2（2020）年に避難所に蓄電池を92台設置しています。また、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備が必要です。</p>

<b>(1) 行政機能／消防等／防災教育等</b>	
NO.	脆弱性評価結果
2-6-② 避難所の運営体制等の整備	○平成 28 (2016) 年に「避難所運営マニュアル (避難所外避難者支援に係る記載を含む)」を整備しました。また、市は、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとともに、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮することが必要です。
2-6-③ 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	○令和 2 (2020) 年において、すべての公立学校が防災マニュアルを策定し、防災訓練を複数回実施し、教職員の初任者に対する防災に関する校内研修を行い、年 1 回程度の防災研修を教職員研修の中に体系的に導入していますが、継続的な実施が必要です。 ○自助、共助の理解を深めるため、市民や事業者を対象とした意識向上の啓発が必要です。
2-6-④ 避難所における必要物資の確保等	○市は各避難所に備蓄品として毛布、飲料水、非常食等を用意しています。あらかじめ必要とされる食料、飲料水 (ペットボトル等)、生活必需品、燃料その他の物資について備蓄を図ることが必要です。
2-6-⑤ 避難所外避難者への対策の整備	○在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、上下水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じることが必要です。
3-1-① 避難所等における治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化	○社会秩序の維持対策として、被災地及びその周辺において、警察や自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めることが必要です。
3-1-② 公共の安全等の秩序維持体制の整備	○警察と連携して、地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請することが必要です。
3-1-③ 地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援	○自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すことが必要です。 ○高齢者や乳幼児、障がい者や外国人の方達など災害時に特に配慮が必要となる要配慮者の支援のため、地域全体で支える仕組みの構築を進めることが必要です。
3-2-① 市役所の機能維持	○防災に携わる職員に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図ることが必要です。また、各種災害を想定した勤務時間外における職員の参集訓練の必要に応じた実施や、捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めることが必要です。

<b>(1) 行政機能／消防等／防災教育等</b>	
NO.	脆弱性評価結果
3-2-② 市役所の業務継続計画の見直し	○災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るとともに、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うことが必要です。
3-2-③ 災害時における行政職員の不足への対応	○大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図ることが必要です。
3-2-⑥ 復旧復興施策や被災者支援の取組等	○特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図ります。必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的に実施することが必要です。
3-2-⑦ 住民等の自発的な防災行動の促進	○自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導が必要 ○地域における自助、共助の理解を深め、防災意識の高揚を進めるとともに、防災訓練、防災備品等の整備など地域の防災強化が必要 ○近年大型化している台風が蒲郡市に接近する可能性があるため、実際のオペレーションについて関係者と情報共有し、連携しつつ対応を行うためのタイムラインの策定が必要 ○防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進することが必要 ○避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくことが必要
3-2-⑧ タイムラインの策定	○近年大型化している台風が蒲郡市に接近する可能性があるため、実際のオペレーションについて関係者と情報共有し、連携しつつ対応を行うためのタイムラインの策定が必要
3-2-⑨ 応急活動等の継続のための事前対策	○防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進することが必要
3-2-⑩ 国・県・市町村間の連携強化	○避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくことが必要
4-3-① 効果的な教育・啓発の実施	○ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進するとともに、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図ることが必要

<b>(1) 行政機能／消防等／防災教育等</b>	
NO.	脆弱性評価結果
6-4-⑦ 防災拠点の整備	○資機材・物資の集結・集積のために必要な、防災の拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。
7-1-① 救助活動能力の充実・強化	○救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図り、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めることが必要です。また、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図ることが必要です。
7-1-③ 消防水利の確保	○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備の検討を進めることが必要です。
7-1-④ 消防団員の確保等	○消防団員は令和2（2020）年4月時点で353人であり、平成30（2018）年4月時点の362人から減少しています。消防団員の確保が必要です。
8-2-① 復旧・復興を担う人材等の育成等	○復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐために、復旧・復興を担う人材等の育成等が必要が必要です。
8-2-② 事前復興、復興方針・体制づくりの推進	○復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐために、事前復興、復興方針・体制づくりの推進が必要が必要です。
8-2-③ 災害ボランティアの円滑な受入	○防災ボランティアコーディネーター講座を隔年で開催しています。 ○市内外ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築が必要です。 ○ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備が必要です。
8-5-① 博物館・科学館の展示物・収蔵物の被害の最小化	○貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失を防ぐためには、博物館・科学館の展示物・収蔵物の被害の最小化が必要です。
8-6-② 復興体制や手順の検討等	○事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐために、復興体制や手順の検討等が必要です。

(2) 住宅・都市

<b>(2) 住宅・都市</b>	
NO.	脆弱性評価結果
1-1-① 住宅・建築物の耐震化等の促進	○市内における住宅の耐震化率は平成 28 (2016) 年時点で 59.6% (※出典:「蒲郡市耐震改修促進計画」) であり、「蒲郡市地域防災計画」でも住宅等を含めた建築物の耐震化を推進していることから、住宅・建築物の耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策や、天井、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策が必要です。
1-1-② 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	○市内における不特定多数の者が利用する建物の耐震化率は平成 28 (2016) 年時点で 70.1% (※出典:「蒲郡市耐震改修促進計画」) であり、「蒲郡市地域防災計画」でも建築物の耐震化を推進していることから、不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策やブロック塀等付属物の耐震対策が必要です。
1-1-③ 公共施設の耐震化の推進・促進	○市庁舎、小中学校、市民病院、勤労福祉会館等の耐震化は完了していますが、図書館、市民会館、武道館等の耐震化が完了していません。また、家具固定及びガラス飛散防止措置は平成 19 (2007) 年に実施していますが、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策及び安全対策等は完了していません。「蒲郡市地域防災計画」でも建築物の耐震化及び非構造部材の転落・防止対策を推進していることから、建築物の耐震化や非構造部材の転落・防止対策が必要です。
1-1-⑤ 大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等	○大規模盛土造成地分布図は公表済みですが、「蒲郡市地域防災計画」で推進する相当数の居住者等に危害を生ずるおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行うための調査を実施することが必要です。
1-1-⑥ 空家対策による倒壊リスクの軽減	○市内の空家率は平成 25 (2013) 年で 15.0%であり、全国平均の 13.5%よりも高く、平成 5 (1993) 年以降上昇し続けています。 ○市では「市民の生活環境の保全」と「地域活力の維持・向上」を図るため、「蒲郡市空家等対策計画」に基づき、市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。
1-1-⑦ 家具の転倒防止器具の取付け、ブロック塀撤去等の推進	○市ではシェイクアウト訓練を年 1 回実施していますが、地震の発生から強い揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等を取る時間を確保するため、「蒲郡市地域防災計画」で推進する自主防災組織や企業、学校等を通じた家具の転倒防止策等の防災知識の取得や防災訓練の実施も必要です。
1-2-① 火災に強いまちづくり等の推進	○道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進するとともに、都市施設基盤が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発等の面的整備が必要です。

<b>(2) 住宅・都市</b>	
NO.	脆弱性評価結果
1-3-④ 津波防災地域づくり	○市は平成 29 (2017) 年に【多言語対応版】蒲郡市ハザードマップを作成しています。また、「蒲郡市地域防災計画」では、津波災害警戒区域内の地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設の所有者または管理者に対して、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練を実施することが必要です。
2-1-③ 上水道施設の老朽化対策等の推進	○市では蒲郡市内の 1 / 3 に配水する西部送水管更新事業を実施しており、令和 4 (2022) 年度までには延長 17 k m の送水管のうち 11 k m を耐震管に更新する予定であり、残りの送水管の更新の実施も必要です。
2-5-② 下水道施設の耐震化・下水道業務継続計画 (BCP) の充実	○地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、平成 27 (2015) 年に「蒲郡市簡易版下水道 B C P」、また平成 30 (2018) 年に「蒲郡市下水道ストックマネジメント計画」を策定しています。ただし、下水道 (重要管路) の耐震化率は令和 2 (2020 年) で 16.8% と低い値となっているため、今後は耐震化を進めることが必要です。
2-5-④ 浄化槽の整備	○浄化槽整備区域内の浄化槽は、平成 30 (2018) 年度末の 13,245 箇所から令和元 (2019) 年度末の 13,647 箇所に増加しています。 ○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換が必要でです。
2-6-⑦ 住宅・建築物の耐震化等	○市内における住宅の耐震化率は平成 28 (2016) 年時点で 59.6% (※出典：「蒲郡市耐震改修促進計画」) であり、「蒲郡市地域防災計画」でも住宅等を含めた建築物の耐震化を推進していることから、住宅・建築物の耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策や、天井、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策が必要でです。
3-2-④ 防災拠点等の耐震化等の推進	○地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化及び水害対策を促進することが必要でです。
5-6-① 上水道及び農業用水施設の耐震化等の推進	○市では蒲郡市内の 1 / 3 に配水する西部送水管更新事業を実施しており、令和 4 (2022) 年度までには延長 17 k m の送水管のうち 11 k m を耐震管に更新する予定であり、残りの送水管の更新の実施も必要でです。

<b>(2) 住宅・都市</b>	
NO.	脆弱性評価結果
5-6-② 水の安定供給	<p>○大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を促進することが必要です。</p> <p>○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組むことが必要です。</p>
6-2-① 上水道施設の耐震化等の推進	<p>○市では蒲郡市内の1/3に配水する西部送水管更新事業を実施しており、令和4(2022)年度までには延長17kmの送水管のうち11kmを耐震管に更新する予定であり、残りの送水管の更新の実施も必要です。</p>
6-2-② 上水道等の復旧の体制等の強化	<p>○施設の復旧が困難な場合は、蒲郡市上下水道工事協同組合及び日本水道協会へ応援を要請することが必要です。また、施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整えるとともに、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保することが必要です。</p>
6-3-① 下水道施設の耐震化等・下水道業務継続計画(BCP)の充実	<p>○下水道が最低限有すべき機能を確保するため、平成27(2015)年3月に「蒲郡市簡易版下水道BCP」を策定し、また平成30(2018)年3月に「蒲郡市下水道ストックマネジメント計画」を策定しています。</p> <p>○下水道の処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進することが必要とともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進めることが必要です。</p> <p>○迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道業務継続計画(BCP)の充実を進めることが必要です。</p>
6-3-② 汚水処理施設等の防災対策の強化	<p>○汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐために、汚水処理施設等の防災対策の強化が必要です。</p>
7-1-② 火災に強いまちづくり等の推進	<p>○都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進することが必要です。</p>
7-3-① 沿道の住宅・建築物の耐震化の促進	<p>○地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進することが必要です。</p>
7-4-② ポンプ等の防災対策の推進	<p>○停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努めることが必要です。なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管きょ等を設置し、排水機能の応急復旧を図ることが必要です。</p>

<b>(2) 住宅・都市</b>	
NO.	脆弱性評価結果
8-4-① 仮設住宅・復興住宅 の迅速な建設に向けた 体制強化	○応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておくことが必要です。
8-4-② 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保	○被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れを防ぐために、既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保が必要です。
8-4-③ 自宅居住による生活再建の促進	○住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに被災住宅の応急修理を行う県への各種情報提供等を行うことが必要です。

(3) 保健医療・福祉

<b>(3) 保健医療・福祉</b>	
NO.	脆弱性評価結果
2-4-① 蒲郡市民病院における自立・分散型エネルギー供給の促進	○蒲郡市民病院における自立・分散型エネルギー供給を促進することが必要です。
2-4-② 蒲郡市民病院等の防災・減災機能の強化	○蒲郡市民病院等の防災・減災機能を強化することが必要です。 ○災害時にも対応できる救急体制の整備が必要です。 ○移転から 20 年を超えた建物改修や設備の修繕及び、計画的な医療機器の更新が必要です。
2-4-④ 人工透析患者等への対策	○透析に大量の衛生的な水が必須となる人工透析患者等への対策が必要で
2-4-⑤ 人工呼吸器及び在宅酸素療養者への対策	○人工呼吸器及び在宅酸素療養者への対策が必要です。
2-4-⑥ 災害時における医療機能の確保・支援体制強化	○災害時における医療機能の確保・支援体制の強化が必要です。
2-4-⑧ 医師の確保	○市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めることが必要です。
2-5-① 衛生環境の確保等	○令和 2 (2020) 年 10 月において愛知県ペストコントロール協会と災害等発生時における防疫活動に関する協定を締結しています。災害時は衛生環境を確保するため、防疫活動や予防接種を実施等することが必要です。
2-5-③ 避難所となる施設の衛生環境の確保	○令和 2 (2020) 年 10 月において愛知県ペストコントロール協会と災害等発生時における防疫活動に関する協定を締結しました。また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずることが必要です。
2-6-⑥ 被災者の健康管理	○避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行うとともに、ストレス症状の長期化・悪化、あるいは PTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させることが必要です。

<b>(3) 保健医療・福祉</b>	
NO.	脆弱性評価結果
2-6-⑧ 避難生活における要 配慮者支援	○「蒲郡市地域防災計画」では、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、社会福祉施設等の管理者との協議により、支援を要する高齢者、障がい者等が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定を促進することを必要としています。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮することが必要です。
2-6-⑨ 避難行動要支援者へ の支援	○災害時に自ら避難することが難しい避難行動要支援者については、名簿を作成するとともに、平常時から避難支援等関係者が避難行動要支援者登録台帳を所持し、「蒲郡市避難行動要支援者制度実施要綱」や「蒲郡市避難行動要支援者マニュアル」に基づき必要な支援を行うことが必要です。
2-7-① 災害時における防疫 体制の確保	○災害時の疫病・感染症等の発生や拡大を防止するため、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設けることが必要です。
2-7-② 衛生環境の確保等 〔再掲〕	○感染症の発生・まん延を防ぐため、県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するとともに、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施することが必要です。
2-7-③ 避難所となる施設の衛 生環境の確保 〔再掲〕	○避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずることが必要です。
2-8-① 災害時における新型 感染症の大流行を抑 制する体制の確保	○新型感染症の大流行を抑制するため、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設けるとともに、避難所における感染症対策を講じることが必要です。
7-7-① 災害時における防疫 体制の確保	○大規模災害時における疫病・感染症等の拡大を防ぐため、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設けることが必要です。
7-7-② 衛生環境の確保等 〔再掲〕	○令和2(2020)年10月において愛知県ペストコントロール協会と災害等発生時における防疫活動に関する協定を締結しています。災害時において衛生環境を確保するため、防疫活動や予防接種を実施等することが必要です。
7-7-③ 避難所となる施設の衛 生環境の確保 〔再掲〕	○令和2(2020)年10月において愛知県ペストコントロール協会と災害等発生時における防疫活動に関する協定を締結しました。避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努めることが必要です。

<b>(3) 保健医療・福祉</b>	
NO.	脆弱性評価結果
7-7-④ 災害時における新型 感染症の大流行を抑 制する体制の確保 〔再掲〕	○大規模災害時における新型感染症の発生及び大流行を予防するため、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設けることが必要です。
8-4-④ 被災者の生活支援等	○応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理し、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めることが必要です。 ○市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討することが必要です。

(4) エネルギー

(4) エネルギー	
NO.	脆弱性評価結果
2-1-④ 電力設備等の早期復旧体制整備の推進	○電気事業者に対して関係施設の安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替え施設の整備等による代替性を確保することが必要です。
2-1-⑤ 停電時における電動車等の活用	○非常用電源が未設置で停電している避難所については、非常用電源として電力供給が可能な公用車（電動車等）等の活用が必要でです。
2-4-③ 民間事業者との連携による燃料の確保	○大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、必要とされる燃料の確保が必要でです。
3-2-⑤ 防災拠点等の電力確保等	○平時から避難所等に投光器や自家発電設備等を備え付け、緊急時に利用できるよう整備することが必要でです。
6-1-① 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化	○電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止を防ぐために、電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化が必要でです。
6-1-② 石油燃料の確保	○大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努めることが必要でです。
6-1-③ 自立・分散型エネルギーの導入の促進等	○令和元（2019）年の時点で、住宅用太陽光発電補助件数は累計459件、住宅用太陽熱利用システム補助件数は累計43件、住宅用リチウムイオン蓄電池補助件数は累計で114件です。また、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止を防ぐために、さらなる自立・分散型エネルギー供給を促進することが必要でです。

(5) 情報通信

<b>(5) 情報通信</b>	
NO.	脆弱性評価結果
1-1-⑨ 情報通信関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、安心ひろめーる登録の啓発及び防災行政無線等による伝達手段の多重化、多様化、多言語化を図ることが必要です。
1-2-④ 情報通信関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線等による伝達手段の多重化、多様化、多言語化を図ることが必要です。
1-3-⑤ 情報伝達手段の多重化・多様化の推進等	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、安心ひろめーる登録の啓発及び防災行政無線等による伝達手段の多重化、多様化、多言語化を図ることが必要です。
1-4-⑥ 情報通信関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、安心ひろめーる登録の啓発及び防災行政無線等による伝達手段の多重化、多様化、多言語化を図ることが必要です。
1-5-③ 情報関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、安心ひろめーる登録の啓発及び防災行政無線等による伝達手段の多重化、多様化、多言語化を図ることが必要です。
4-1-① 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等	○気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図ることが必要です。
4-1-② 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進	○情報通信に係る電力等の長期供給停止を防ぐための対策の推進が必要でです。
4-2-① 多様な情報提供手段の確保	○防災行政無線については、移動系無線の操作研修を年1回実施しています。また、テレビ・ラジオ放送が中断した場合でも防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織等を通じた電話連絡や戸別伝達、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努めることが必要です。
4-3-② 情報収集・伝達手段の多様化の推進	○防災行政無線については、移動系無線の操作研修を年1回実施しています。また、テレビ・ラジオ放送が中断した場合でも防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織等を通じた電話連絡や戸別伝達、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努めることが必要です。

<b>(5) 情報通信</b>	
NO.	脆弱性評価結果
7-3-② 災害情報の収集体制の強化	○積極的に市職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集することが必要です。
8-7-① 風評被害を防止する確かな情報発信のための体制強化	○風評被害等を未然に防止するため、国、他市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時からの確かな情報提供等に努めることが必要です。

(6) 産業・経済

<b>(6) 産業・経済</b>	
NO.	脆弱性評価結果
1-3-⑦ 臨海部における避難 対策の推進	○サプライチェーンの寸断等による企業の生産性低下を防ぐために、三河港BCP（事業継続計画）に基づき学習・訓練等の実施や継続的な改善を行うことが必要です。
5-1-④ 個別企業業務継続計 画（BCP）策定等 の推進	○サプライチェーンの寸断等による企業の生産性低下を防ぐために、「企業業務継続計画（BCP）」策定に関する情報提供や周知・啓発を促進することが必要です。
5-5-④ 食品産業事業者等の 災害対策の強化	○企業は災害時に自らの果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めることが必要です。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることが必要です。
8-7-④ 風評被害を防止する 的確な情報発信のた めの体制強化	○風評被害等を未然に防止するため、国、他市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努めることが必要です。

(7) 交通・物流

(7) 交通・物流	
NO.	脆弱性評価結果
1-1-④ 交通施設等における脆弱性の解消	○交通施設等について、老朽化点検を行い、補修工事等を行うことが必要です。
2-1-① 輸送ルートの確保対策の実施	○災害時における物資輸送ルートを確認するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備が必要です。また、既存の物資輸送ルートについては、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を県と連携して進める必要があります。
2-1-② 迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○迅速な輸送道路啓開を行うためには、緊急輸送道路等の情報共有、道路啓開に必要な体制整備が必要です。
2-2-④ 道路ネットワークの整備の推進	○災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動および警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める必要があります。さらに、必要な代替ルートの確保に努める必要があります。
2-3-② 代替輸送手段の確保等	○主な輸送手段である鉄道が不通になった場合の代替輸送手段の確保を行うことが必要です。
2-4-⑦ 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保	○災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動および警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める必要があります。さらに、必要な代替ルートの確保に努める必要があります。
5-4-① 交通施設の防災対策の推進	○陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響を防ぐために、交通施設の防災対策を推進することが必要です。
5-4-② 輸送モードの連携・代替性の確保	○陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響を防ぐために、輸送モードの連携・代替性を確保することが必要です。
6-4-① 陸・海の輸送ルート確保の強化	○災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動および警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める必要があります。さらに、必要な代替ルートの確保に努める必要があります。
6-4-② 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備	○災害発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努めるとともに、道路啓開計画の検討・共有や地元業者との協定締結、復旧資機材の把握等の事前措置を行うことが必要です。

<b>(7) 交通・物流</b>	
NO.	脆弱性評価結果
6-4-③ 災害時における放置 車両対策	○災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うとともに、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うことが必要です。
6-4-④ 幹線交通分断に伴う リスクの想定及び対策の 推進	○交通ネットワークの長期間にわたる機能停止に備え、幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進を行うことが必要です。
6-4-⑤ 基幹インフラ復旧等の 大幅な遅れへの対応 の検討	○交通ネットワークの長期間にわたる機能停止に備え、幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進を行うことが必要です。
6-4-⑥ 三河港の業務継続力 の強化	○交通ネットワークの長期間にわたる機能停止に備え、幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進を行うことが必要です。

(8) 農林水産

<b>(8) 農林水産</b>	
NO.	脆弱性評価結果
1-5-② 山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応	○森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するため、治山対策を実施することが必要です。
5-5-② 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	○食料等の安定供給の停滞を防ぐために、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化が必要です。
7-4-① ため池の防災対策の推進	○ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施し、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図ることが必要です。
7-6-① 農地や農業用水施設等の保全管理と体制整備	○農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐためには、農地や農業用水施設等の保全管理と体制整備が必要です。
7-6-② 適切な森林の整備・保全	○農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐためには、適切な森林の整備・保全が必要です。
7-6-③ 自然と共生した多様な森林づくりの推進	○農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐためには、自然と共生した多様な森林づくりの推進が必要です。
7-6-④ 農地・森林等の荒廃の防止	○農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐためには、土地保全機能を適切に発揮させることが必要です。

(9) 市域保全

<b>(9) 市域保全</b>	
NO.	脆弱性評価結果
1-3-③ 河川・海岸の堤防、水門等・排水機場等の耐震化の推進	○排水機場については、地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、必要に応じた耐震補強の推進が必要です。
1-4-① ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進	○「蒲郡市地域防災計画」では、洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川については、過去の浸水状況等の把握に努めるとともに、予想される水災の危険を住民等に周知することが求められています。また、洪水や高潮、津波等による災害を防止するために、河川・海岸堤防等の改修や維持管理、耐震化等を県と連携して促進することが必要です。
1-4-③ 河川の改修・管理	○河川管理者に対し、2級河川については河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対応した排水機場設置などによる低地河川としての整備を併せて実施することが必要です。
1-4-④ 高潮対策施設の整備	○海岸管理者である県と連携して、高潮対策等を実施することが必要です。
1-4-⑧ 排水機場等の耐震化の推進	○地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、必要に応じた耐震補強を推進することが必要です。
1-5-① 土砂災害対策の推進	○県と連携して、土砂災害危険箇所を的確に把握し、必要な防災対策を積極的に実施することが必要です。
1-5-② 山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応	○森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するため、治山対策を実施することが必要です。
6-5-① 防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進	○津波等による浸水を防ぐために、堤防高の低い箇所の嵩上げを実施するとともに、堤防の耐震化を推進することが必要です。
6-5-② 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組	○防災インフラの長期間にわたる機能不全となった場合に備え、防災インフラの迅速な復旧に向けた取組が必要です。
7-2-① 海岸堤防の耐震化等の推進	○津波等による浸水を防ぐために、堤防高の低い箇所の嵩上げを実施するとともに、堤防の耐震化を推進することが必要です。
7-2-② 河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進	○地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、必要に応じた耐震補強を推進することが必要です。

<b>(9) 市域保全</b>	
NO.	脆弱性評価結果
7-2-③ 漂流物防止対策の推進	○海上・臨海部の広域複合災害の発生を防ぐためには、漂流物防止対策の推進が必要です。
7-4-③ 土砂災害対策の推進	○排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生を防ぐためには土砂災害対策の推進が必要です。
8-3-① 浸水等の被害軽減に資する対策の推進	○防災マップやハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して市民に浸水等の被害が予想される区域を周知する広報活動が必要です。 ○他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる広域防災体制の確保及び受援体制の整備が必要です。

(10) 環境

(10) 環境	
NO.	脆弱性評価結果
5-3-① 有害物質等の流出防止対策	○有害物質等が流出した場合、関係機関や地域住民等に知らせることが必要です。
7-2-④ 自然環境の保全・再生	○自然環境が持つ防災・減災機能を利用することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図ることが期待されることから、自然環境の保全を促進することが必要です。
7-5-① 有害物質の流出等の防止対策の推進	○有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃を防ぐために、有害物質の流出等の防止対策の推進が必要です。
7-5-② 石綿飛散防止対策	○有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃を防ぐために、石綿飛散防止策の推進が必要です。
7-5-③ P C B 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減	○有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃を防ぐために、P C B 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減が必要です。
7-5-④ 環境測定機能の強化	○被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努めることが必要です。
8-1-① 災害廃棄物処理計画の推進等	○平成 28（2016）年 10 月に策定された「愛知県災害廃棄物処理計画」の実効性の向上を図るため、平成 30（2018）年 3 月に「蒲郡市災害廃棄物処理計画」を策定しています。 ○災害時に迅速な災害廃棄物の処理が行えるよう、教育・訓練による人材育成等を行い、廃棄物処理に関わる事業者等と連携し、災害廃棄物処理体制の充実を図ることが必要です。
8-1-② 一般廃棄物処理施設の災害対応力の強化等	○大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐために、一般廃棄物処理施設の災害対応力の強化等が必要です。
8-1-③ 災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理	○大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐために、災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理が必要です。
8-1-④ 災害廃棄物の仮置場の確保の推進	○災害廃棄物の仮置場は、平成 30（2018）年 3 月策定の「蒲郡市災害廃棄物処理計画」に基づき、あらかじめ想定した候補地に一次仮置場、二次仮置場を設置することが必要です。

(11) 土地利用

(11) 土地利用	
NO.	脆弱性評価結果
1-2-① 火災に強いまちづくり等の推進	○道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進するとともに、都市施設基盤が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発等の面的整備が必要です。
1-4-① ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進	○「蒲郡市地域防災計画」では、洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川については、過去の浸水状況等の把握に努めるとともに、予想される水災の危険を住民等に周知することが求められています。また、洪水や高潮、津波等による災害を防止するために、河川・海岸堤防等の改修や維持管理、耐震化等を県と連携して促進する必要があります。
8-3-② 地籍整備の推進	○防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図ることが必要です。
8-6-① 地籍整備の推進	○防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図ることが必要です。

【横断的分野】

(1) リスクコミュニケーション

(1) リスクコミュニケーション	
NO.	脆弱性評価結果
1-1-⑧ 災害対応能力の向上	<p>○令和元（2019）年において、消防訓練は14回、救急講習は117回実施し、消防車両は2台更新していますが、災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、「蒲郡市地域防災計画」で推進する更なる装備資機材の充実等による防災関係機関等の災害対応力の向上が必要です。</p> <p>○災害に備えて資機材や備蓄品等を集中管理するため、防災の拠点となる防災センターについて構想の検討が必要です。</p>
1-2-③ 災害対応能力の向上	<p>○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されています。災害に備えて資機材や備蓄品等を集中管理するための拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。</p>
2-2-① 災害対応の体制・資機材強化	<p>○令和元（2019）年において、280MHz デジタル同報防災行政無線システムは整備済みであり、消防庁舎保守点検は7回、消防通信指令施設維持管理は58回実施していますが、継続的な実施が必要です。</p>
2-6-⑧ 避難生活における要配慮者支援	<p>○「蒲郡市地域防災計画」では、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、社会福祉施設等の管理者との協議により、支援を要する高齢者、障がい者等が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定を促進することを必要としています。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮することが必要です。</p>
5-5-② 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	<p>○食料等の安定供給の停滞を防ぐために、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化が必要です。</p>
6-1-① 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化	<p>○電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止を防ぐために、電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化が必要です。</p>
8-1-② 一般廃棄物処理施設の災害対応力の強化等	<p>○大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐために、一般廃棄物処理施設の災害対応力の強化等が必要です。</p>

(2) 人材育成

<b>(2) 人材育成</b>	
NO.	脆弱性評価結果
3-1-③ 地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すことが必要です。</li> <li>○高齢者や乳幼児、障がい者や外国人の方達など災害時に特に配慮が必要となる要配慮者の支援のため、地域全体で支える仕組みの構築を進めることが必要です。</li> </ul>
3-2-① 市役所の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に携わる職員に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図ることが必要です。また、各種災害を想定した勤務時間外における職員の参集訓練の必要に応じた実施や、捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めることが必要です。</li> </ul>
8-1-① 災害廃棄物処理計画の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 28 (2016) 年 10 月に策定された「愛知県災害廃棄物処理計画」の実効性の向上を図るため、平成 30 (2018) 年 3 月に「蒲郡市災害廃棄物処理計画」を策定しています。</li> <li>○災害時に迅速な災害廃棄物の処理が行えるよう、教育・訓練による人材育成等を行い、廃棄物処理に関わる事業者等と連携し、災害廃棄物処理体制の充実を図ることが必要です。</li> </ul>
8-2-③ 災害ボランティアの円滑な受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災ボランティアコーディネーター講座を隔年で開催しています。</li> <li>○市内外ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築が必要です。</li> <li>○ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備が必要です。</li> </ul>

### (3) 老朽化対策

<b>(3) 老朽化対策</b>	
NO.	脆弱性評価結果
1-1-① 住宅・建築物の耐震化等の促進	○市内における住宅の耐震化率は平成 28（2016）年時点で 59.6%（※出典：「蒲郡市耐震改修促進計画」）であり、「蒲郡市地域防災計画」でも住宅等を含めた建築物の耐震化を推進していることから、住宅・建築物の耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策や、天井、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策が必要です。
1-1-② 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	○市内における不特定多数の者が利用する建物の耐震化率は平成 28（2016）年時点で 70.1%（※出典：「蒲郡市耐震改修促進計画」）であり、「蒲郡市地域防災計画」でも建築物の耐震化を推進していることから、不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策やブロック塀等付属物の耐震対策が必要です。
1-1-③ 公共施設の耐震化の推進・促進	○市庁舎、小中学校、市民病院、勤労福祉会館等の耐震化は完了していますが、図書館、市民会館、武道館等の耐震化が完了していません。また、家具固定及びガラス飛散防止措置は平成 19（2007）年に実施していますが、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策及び安全対策等は完了していません。「蒲郡市地域防災計画」でも建築物の耐震化及び非構造部材の転落・防止対策を推進していることから、建築物の耐震化や非構造部材の転落・防止対策が必要です。
1-1-④ 交通施設等における脆弱性の解消	○交通施設等について、老朽化点検を行い、補修工事等を行うことが必要です。
1-2-① 火災に強いまちづくり等の推進	○道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進するとともに、都市施設基盤が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発等の面的整備が必要です。
2-1-③ 上水道施設の老朽化対策等の推進	○市では蒲郡市内の 1 / 3 に配水する西部送水管更新事業を実施しており、令和 4（2022）年度までには延長 17 km の送水管のうち 11 km を耐震管に更新する予定であり、残りの送水管の更新の実施も必要です。
2-1-⑦ 食料・燃料等の備蓄	○「平成 30（2018）年度蒲郡市市民意識調査 調査結果報告書」では、95.4%の市民が食料や飲料水、医薬品、毛布、仮設トイレなどの防災資機材の備蓄に力を入れてほしいと回答しています。備蓄品を充実させることが必要です。 ○市は各避難所に備蓄品として毛布、飲料水、非常食等を用意していますが、市民に対して家庭において可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日分の食料を備蓄するよう啓発するとともに、企業に対して従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう必要な物資の備蓄等を促すことが必要です。 ○食料・燃料等の備蓄を集中管理し、維持管理を適切に実施するため、防災の拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。

<b>(3) 老朽化対策</b>	
NO.	脆弱性評価結果
2-4-② 蒲郡市民病院等の防 災・減災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○蒲郡市民病院等の防災・減災機能を強化する必要があります。</li> <li>○災害時にも対応できる救急体制の整備が必要です。</li> <li>○移転から 20 年を超えた建物改修や設備の修繕及び、計画的な医療機器の更新が必要です。</li> </ul>
2-5-④ 浄化槽の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浄化槽整備区域内の浄化槽は、平成 30（2018）年度末の 13,245 箇所から令和元（2019）年度末の 13,647 箇所に増加しています。</li> <li>○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換が必要です。</li> </ul>
2-6-① 避難所における良好な 生活環境の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発電設備については令和 2（2020）年に避難所に蓄電池を 92 台設置しています。また、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備が必要です。</li> </ul>
5-6-① 上水道及び農業用水 施設の耐震化等の推 進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市では蒲郡市内の 1 / 3 に配水する西部送水管更新事業を実施しており、令和 4（2022）年度までには延長 17 km の送水管のうち 11 km を耐震管に更新する予定であり、残りの送水管の更新の実施も必要です。</li> </ul>
5-6-② 水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を促進する必要があります。</li> <li>○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組むことが必要です。</li> </ul>
6-3-① 下水道施設の耐震化 等・下水道業務継続 計画（BCP）の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道が最低限有すべき機能を確保するため、平成 27（2015）年 3 月に蒲郡市簡易版下水道 B C P を策定し、また平成 30（2018）年 3 月に「蒲郡市下水道ストックマネジメント計画」を策定しています。</li> <li>○下水道の処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進することが必要とともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進めることが必要です。</li> <li>○迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道業務継続計画（B C P）の充実を進めることが必要です。</li> </ul>
6-4-① 陸・海の輸送ルート確 保の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動および警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努めることが必要です。さらに、必要な代替ルートの確保に努めることが必要です。</li> </ul>
7-6-② 適切な森林の整備・ 保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐためには、適切な森林の整備・保全が必要です。</li> </ul>

### (3) 老朽化対策

NO.	脆弱性評価結果
8-1-② 一般廃棄物処理施設 の災害対応力の強化 等	○大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐために一般廃棄物処理施設の災害対応力の強化等が必要です。

#### (4) 研究開発

(4) 研究開発	
NO.	脆弱性評価結果
3-1-③ 地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すことが必要です。</li><li>○高齢者や乳幼児、障がい者や外国人の方達など災害時に特に配慮が必要となる要配慮者の支援のため、地域全体で支える仕組みの構築を進めることが必要です。</li></ul>

(5) 産学官民・広域連携

<b>(5) 産学官民・広域連携</b>	
NO.	脆弱性評価結果
1-2-② 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等	○民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組の推進が必要です。
1-2-③ 災害対応能力の向上	○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されています。災害に備えて資機材や備蓄品等を集中管理するための拠点となる防災センターについて、構想の検討が必要です。
2-1-⑥ 応急用食料等の調達	○「平成 30 (2018) 年度蒲郡市市民意識調査 調査結果報告書」では、95.4%の市民が食料や飲料水、医薬品、毛布、仮設トイレなどの防災資機材の備蓄に力を入れてほしいと回答しています。備蓄品を充実させる必要があります。
2-4-③ 民間事業者との連携による燃料の確保	○大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、必要とされる燃料の確保が必要です。
6-2-② 上水道等の復旧の体制等の強化	○施設の復旧が困難な場合は、蒲郡市上下水道工事協同組合及び日本水道協会へ応援を要請することが必要です。また、施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整えとともに、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保することが必要です。
6-4-② 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備	○災害発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努めるとともに、道路啓開計画の検討・共有や地元業者との協定締結、復旧資機材の把握等の事前措置を行うことが必要です。
8-3-① 浸水等の被害軽減に資する対策の推進	○防災マップやハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して市民に浸水等の被害が予想される区域を周知する広報活動が必要です。 ○他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる広域防災体制の確保及び受援体制の整備が必要です。
8-4-② 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保	○被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れを防ぐために、既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保が必要です。

## (1) 補助金関連事業＜道路事業等＞

事業名称	想定している補助金・交付金名	補助対象事業費 (千円)	うち補助金額 (千円)	所管課
舗装補修事業	社会資本整備 総合交付金 (防災・安全交付金 事業)	56,962 (令和2年度)	28,481 (令和2年度)	土木 港湾課
		35,000 (令和3年度)	17,500 (令和3年度)	
		100,600 (令和4年度)	50,300 (令和4年度)	
		90,700 (令和5年度)	45,350 (令和5年度)	
		100,000 (令和6年度)	50,000 (令和6年度)	
		383,262【合計】	191,631【合計】	
道路事業	社会資本整備総合交 付金 (公的サイン)	15,000 (令和2年度)	7,500 (令和2年度)	都市 計画課
		9,100 (令和3年度)	4,550 (令和3年度)	
		9,000 (令和4年度)	4,500 (令和4年度)	
		9,000 (令和5年度)	4,500 (令和5年度)	
		42,100【合計】	21,050【合計】	
道路事業	社会資本整備 総合交付金	71,000 (令和2年度)	35,500 (令和2年度)	道路 建設課
		145,000 (令和3年度)	72,500 (令和3年度)	
		250,600 (令和4年度)	125,300 (令和4年度)	
		235,000 (令和5年度)	117,500 (令和5年度)	
		701,600【合計】	350,800【合計】	
道路事業	社会資本整備 総合交付金	1,200 (令和2年度)	600 (令和2年度)	区画 整理課
		14,800 (令和3年度)	7,400 (令和3年度)	
		1,100 (令和4年度)	550 (令和4年度)	
		5,000 (令和5年度)	2,500 (令和5年度)	
		83,770 (令和6年度)	41,885 (令和6年度)	
		105,870【合計】	52,935【合計】	

## (2) 補助金関連事業＜その他事業＞

事業名称	想定している補助金・交付金名	所管課
農業農村多面的機能支払事業	多面的機能支払交付金【農林水産省】	農林水産課
ほ場整備事業 (蒲郡市土地改良区実施)	農地耕作条件改善事業【農林水産省】	農林水産課
林道橋長寿命化対策事業	農山漁村地域整備交付金	農林水産課
有害鳥獣駆除事業 (蒲郡市鳥獣被害防止対策協会実施)	鳥獣被害防止総合対策交付金	農林水産課
水産多面的機能発揮対策事業	水産多面的機能発揮対策交付金【農林水産省】	農林水産課
水産業強化支援事業	浜の活力再生・成長促進交付金	農林水産課
蒲郡市クリーンセンター基幹的設備改良事業	循環型社会形成推進交付金	環境清掃課
新最終処分場整備事業	循環型社会形成推進交付金	環境清掃課
橋りょう補修事業	道路メンテナンス事業 (個別補助)	土木港湾課
地籍調査事業	地籍調査費負担金	土木港湾課
住宅・建築物耐震改修事業	防災安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	建築住宅課

事業名称	想定している補助金・交付金名	所管課
送配水管整備事業	生活基盤施設耐震化等交付金 (愛知県生活基盤施設耐震化等補助金)	水道課
都市公園・緑地等事業 (公園施設長寿命化対策支援事業)	社会資本整備総合交付金	都市計画課
都市公園・緑地等事業(都市公園・安全安心 対策緊急総合支援事業)	社会資本整備総合交付金	都市計画課
宅地耐震化推進事業	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)	都市計画課
優良建築物等整備事業	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)	都市計画課
污水幹線管内調査業務	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)	下水道課
ストックマネジメントによる管更生工事 および計画策定事業	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)	下水道課
ストックマネジメント計画によるポンプ場改築	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)	下水道浄化 センター
ポンプ場耐震化	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)	下水道浄化 センター
下水処理場・ポンプ場耐水化事業	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)	下水道浄化 センター
下水処理場耐震化事業	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)	下水道浄化 センター
ストックマネジメント計画による下水処理場改築	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)	下水道浄化 センター
消防車両整備事業	緊急消防援助隊設備整備費補助金	(消)総務課
消防団救助資機材整備事業	消防団設備整備費補助金 (消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)	(消)総務課
小中学校建設事業	公立学校施設整備費負担金 学校施設環境改善交付金	(教)庶務課
小学校トイレ改修事業	学校施設環境改善交付金	(教)庶務課
中学校トイレ改修事業	学校施設環境改善交付金	(教)庶務課
文化財保護事業	指定文化財等保護事業費補助金	(教)博物館
狭あい道路整備等促進事業	社会資本整備総合交付金	土木港湾課・ 建築住宅課

### (3) その他の事務事業一覧

事業名称	所管課
豊川水源関連事業	企画政策課
水道水源保全交流事業	企画政策課
住民自治組織連携事業	協働まちづくり課
市庁舎管理事業	行政課
地域公共交通事業	交通防犯課
交通安全施設維持管理事業	交通防犯課
交通安全施設設置事業	交通防犯課

事業名称	所管課
防犯対策事業	交通防犯課
地震防災啓発事業	防災課
防災行政無線・M C A 無線等管理運営事業	防災課
応急復旧事業	防災課
防災設備・資機材充実事業	防災課
障害者地域生活支援事業	福祉課
老人福祉センター管理運営事業	長寿課
養護老人ホーム管理運営事業	長寿課
生きがいセンター管理運営事業	長寿課
高齢者生活支援事業	長寿課
蒲郡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業	長寿課
在宅医療介護連携推進事業	長寿課
保健医療センター管理運営事業	健康推進課
地域医療事業	健康推進課
母子保健事業	健康推進課
予防接種事業	健康推進課
保健事業	健康推進課
休日歯科診療所事業	健康推進課
障がい者歯科診療所事業	健康推進課
子育て包括支援センター事業	健康推進課
学校施設維持管理事業	看護専門学校
観光施設維持管理事業	観光商工課
観光道路維持管理事業	観光商工課
農業振興事業	農林水産課
林業振興事業	農林水産課
森林整備促進事業	農林水産課
林道維持整備事業	農林水産課
水路改修事業	農林水産課
豊川用水振興事業	農林水産課
土地改良施設維持補修事業	農林水産課
環境衛生事業	環境清掃課
住宅用エネルギーシステム導入補助事業	環境清掃課
次世代自動車購入補助事業	環境清掃課
合併処理浄化槽転換設置等整備補助事業	環境清掃課

事業名称	所管課
海岸漂着物回収事業	環境清掃課
最終処分場管理運営事業	環境清掃課
クリーンセンター等一般管理事業	環境清掃課
斎場管理運営事業	環境清掃課
橋りょう新設改修事業	土木港湾課
道路補修事業	土木港湾課
河川改良・維持整備事業	土木港湾課
港湾整備事業	土木港湾課
急傾斜地崩壊対策負担金事業	土木港湾課
三河港各種団体育成事業	土木港湾課
道路新設改良事業	道路建設課
建築物除却事業	建築住宅課
民間住宅耐震診断事業	建築住宅課
民間木造住宅耐震補強助成事業	建築住宅課
木造住宅耐震シェルター設置事業	建築住宅課
市営住宅維持管理事業	建築住宅課
緑地等施設整備事業	東港地区開発推進室
公園整備事業	都市計画課
公的サイン整備事業	都市計画課
災害復興対策事業	都市計画課
蒲郡蒲南土地区画整理事業	区画整理課
蒲郡中部土地区画整理事業	区画整理課
蒲郡駅南土地区画整理事業	区画整理課
送配水管整備事業	水道課
配水場施設改良事業	水道課
濁水に強いまちづくり事業	水道課
防潮樋門維持整備事業	下水道課
豊川流域関連公共下水道管渠築造事業	下水道課
雨水施設築造事業	下水道課
管渠等維持補修事業	下水道課
実施設計委託事業	下水道課
単独公共下水道汚水管渠築造事業	下水道課
ポンプ場整備事業	下水道浄化センター
ポンプ場維持管理事業	下水道浄化センター

事業名称	所管課
ポンプ場の耐震化・耐水化	下水道浄化センター
処理場維持管理事業	下水道浄化センター
処理場の耐震化・耐水化	下水道浄化センター
自家発電設備等の整備、維持管理	下水道浄化センター
消防・救急活動事業	消防本部総務課
消防施設整備管理事業	消防本部総務課
消防団運営事業	消防本部総務課
消防庁舎等管理事業	消防本部総務課
消防庁舎建設整備事業	消防本部総務課
防火思想の普及事業	消防本部予防課
防火対策事業	消防本部予防課
女性防火クラブ・少年消防クラブ運営事業	消防本部予防課
自主防災会指導事業	消防本部消防署
緊急通報装置等受信事業	消防本部消防署
病院建物等維持管理事業	市民病院
医療管理事業	市民病院
地域医療連携事業	市民病院
災害救急棟建設事業及び災害拠点病院の指定取得	市民病院管理課
小中学校施設管理事業	教育委員会庶務課
小中学校建設事業	教育委員会庶務課
図書館管理運営事業	教育委員会庶務課
市民体育館耐震・長寿命化事業	教育委員会スポーツ推進課
市民体育館整備事業	教育委員会スポーツ推進課
武道館大規模改修工事	教育委員会スポーツ推進課
市民会館管理運営事業	教育委員会生涯学習課
公民館施設整備事業	教育委員会生涯学習課
科学館展示事業	教育委員会生涯学習課
科学館施設維持管理事業	教育委員会生涯学習課
文化財保護事業	教育委員会博物館
博物館施設維持管理事業	教育委員会博物館
郷土資料収集保管及び調査研究事業	教育委員会博物館
企画展開催事業	教育委員会博物館
空家等適正管理事業	交通防犯課
公用車管理事業	財務課

## 資料4

## 重要業績指標一覧

指標名	基準値	目標値	リスクシナリオ
住宅の耐震化率	59.6% (平成 28(2016)年)	71% (令和 8(2026)年)	1-1-①
市民体育館の耐震化	—	100% 令和 3(2021)年	1-1-③
武道館の耐震化	—	100% 令和 8(2026)年度まで	1-1-③
市民会館の耐震化及び特定天井脱落対策	—	令和 8(2026)年度まで	1-1-③
安心ひろめーる登録者数	10,523 人 (令和 2(2020)年)	14,500 人 (令和 7(2025)年)	1-1-⑨ (再掲) 1-2-④、 1-3-⑤、1-4-⑥、 1-5-③、4-2-①
防災行政無線子局のデジタル化率	—	100% (令和 12(2030)年)	1-1-⑨ (再掲) 1-2-④、 1-3-⑤、1-4-⑥、 1-5-③、4-2-①
公園整備事業箇所数	32 箇所 21.8ha (令和 2(2020)年)	36 箇所 22.5ha (令和 10(2028)年)	1-2-①
施行中の蒲郡蒲南地区 土地区画整理事業進捗率	98.8% (令和元(2019)年)	100% (令和 6(2024)年)	1-2-① (再掲) 7-1-②
施行中の蒲郡中部地区 土地区画整理事業進捗率	84.3% (令和元(2019)年)	100% (令和 9(2027)年)	1-2-① (再掲) 7-1-②
施行中の蒲郡駅南地区 土地区画整理事業進捗率	96.7% (令和元(2019)年)	100% (令和 8(2026)年)	1-2-① (再掲) 7-1-②
狭あい道路事業による後退 用地の寄付件数	—	10 件/年	1-2-①
橋梁点検箇所数 (3 巡目)	0 橋 (令和 2(2020)年)	302 橋 (令和 7(2025)年)	1-1-④
橋梁改修工事箇所数 (橋梁 L=15m 以上)	16 橋 (令和 2(2020)年)	18 橋 (令和 7(2025)年)	1-1-④
防災訓練、防災研修会の実 施回数	各 1 回/年 (令和 2(2020)年)	各 1 回以上/年 (令和 7(2025)年)	1-3-⑥
地域森林計画区域内の山 地災害危険地区内における 治山施設の整備	27 箇所 (令和元(2019)年)	31 箇所 (令和 7(2025)年)	1-5-②
間伐の実施により多面的機 能を発揮させる森林面積	16.57ha (令和 3(2021)年)	83.06ha (令和 7(2025)年)	1-5-②

指標名	基準値	目標値	リスクシナリオ
避難所保育園の備蓄倉庫設置箇所数	4 箇所 (令和 3(2021)年)	14 箇所 (令和 5(2023)年)	2-1-⑦ (再掲) 2-5-③、 2-6-④、7-7-③
避難所の非常食備蓄率	100% (令和 2(2020)年)	100%維持 (令和 7(2025)年)	2-1-⑦ (再掲) 2-6-④
災害協定締結数	109 件 (令和 2(2020)年)	129 件 (令和 7(2025)年)	2-1-⑧ (再掲) 2-5-①、 2-5-③、2-6-④、 2-7-②、2-7-③、 3-2-③、7-7-②、 7-7-③
消防団員の定員の充足率	98% (令和 2(2020)年)	100% (令和 3(2021)年)	2-2-③
災害拠点病院の指定	—	令和 5(2023)年	2-4-②
下水道（重要管路）の耐震化率	16.8% (令和 2(2020)年)	20.0% (令和 10(2028)年)	2-5-② (再掲) 6-3-①
避難場所となりうる小中学校トイレの洋式化率	65.8% (令和元(2019)年度末)	100% (令和 4(2022)年度末)	2-6-①
避難所へのコミュニケーション支援ボード設置個所数	13% (令和 2(2020)年)	100% (令和 3(2021)年)	2-6-② (再掲) 2-6-⑧
避難所へのピクトグラム設置箇所数	0% (令和 2(2020)年)	100% (令和 3(2021)年)	2-6-② (再掲) 2-6-⑧
職員用非常食の備蓄率	20% (令和 2(2020)年)	100% (令和 5(2023)年)	3-2-①
公的サイン設置箇所数	74 箇所 (令和元(2019)年)	79 箇所 (令和 6(2024)年)	4-3-②
住宅用地球温暖化対策設備（一体的導入）導入費補助件数	19 件 (令和 1(2019)年)	36 件 (令和 7(2025)年)	6-1-③
配水池の耐震化	99.2% (平成 30(2018)年度)	100% (令和 11(2029)年度)	2-1-③ (再掲) 5-6-①、 6-2-①
基幹となる水道管路の耐震化	37.8% (平成 30(2018)年度)	60% (令和 11(2029)年度)	2-1-③ (再掲) 5-6-①、 6-2-①
蒲郡市下水道浄化センターなどの耐震化	—	耐震化完了施設 令和 10(2028)年度 目標 90%達成	6-3-①
農業用ため池の耐震診断の実施	9 箇所 (令和 3(2021)年)	14 箇所 (令和 7(2025)年)	7-4-①

指標名	基準値	目標値	リスクシナリオ
農業用ため池の耐震化等の整備	3箇所 (令和3(2021)年)	5箇所 (令和7(2025)年)	7-4-①
森林整備・保全活動組織数	8組織 (令和2(2020)年)	10組織 (令和7(2025)年)	7-6-②
間伐等の実施による森林の保全活動面積	16.57ha (令和3(2021)年)	83.06ha (令和7(2025)年)	7-6-②

〔別表〕

蒲郡市地域強靱化計画検討会議 構成員（令和3年3月時点）

（順不同・敬称略）

区分	団体名	氏名
学識経験者	愛知工科大学	学長 安田孝志
	豊橋技術科学大学	建築・都市システム学系 教授 齊藤大樹
関係行政機関	国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所	副所長 稲垣光正
	愛知県東三河総局	局長 矢野浩二
	愛知県東三河建設事務所	企画調整監 渡會竜二
	愛知県東三河農林水産事務所	次長兼総務課長 田端政巳
	愛知県三河港務所	蒲郡出張所長 中村裕司
ライフライン事業者	中部電力パワーグリッド株式会社	岡崎営業所 契約課課長 今泉行晴
	愛知県LPガス協会 蒲郡地区	地区長 有限会社床謙商店 竹内保秀
	西日本電信電話株式会社	名古屋支店 設備部 災害対策室 小野川知秀
経済団体	蒲郡商工会議所	専務理事 山下英孝
地域団体	蒲郡市総代連合会	副会長 三田隆之
	蒲郡市女性防火クラブ	会長 鈴木香代子

## 蒲郡市地域強靱化計画



蒲郡市 危機管理課

〒443-8601 蒲郡市旭町 17 番 1 号

電話:0533-66-1208

